

津山開花宣言

津山市 第5次 総合計画

2016



2025

TSUYAMA CITY COMPREHENSIVE PLAN

津山開花宣言

津山市 第5次 総合計画

2016



2025

TSUYAMA CITY COMPREHENSIVE PLAN

「彩りあふれる 花開く 津山の創造」をめざして

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力のもと、岡山県北の中心都市として発展を遂げてきました。

しかし、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進展、地域経済の低迷など、私たちをとりまく環境は大きく変化しています。

いま私たちに与えられた課題は、社会の潮流や課題を踏まえ、市民が夢と希望を持ち活力と住みやすさを感じることできるまちを創っていくことでもあります。

本市は、全国に誇れる地域資源を数多く有し、まちの未来を切り開いていくことができる素晴らしい可能性を秘めています。地方創生が叫ばれるこの時代に、これらのまちの魅力を一層引き出し、開花させるため、ここに「津山開花宣言～津山市第5次総合計画～」を策定しました。

今後10年間、本計画をまちづくりの指針として市民の皆様と共有し、将来の世代が活力を持ち、安心して暮らせる「ほんものの暮らし」ができるまちの実現に向け、着実に取り組んでいきたいと考えております。

本計画の策定にあたっては、市民の皆様をはじめ総合計画審議会委員の皆様のほか、多くの関係機関、市民・団体の皆様からたくさんの貴重な御意見、御提言をいただきましたことに心から厚く御礼申し上げます。

結びになりましたが、共創・協働の考えのもと、市民・事業者の皆様と行政が互いに手を携えながら、これまで以上に連携したまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。



平成28年3月

津山市長 宮地 昭範

津山市 第5次 総合計画

2016



2025

TSUYAMA CITY COMPREHENSIVE PLAN

目次 contents

第1章 序論

1 計画策定の趣旨	6
2 計画の名称	6
3 計画の構成と期間	7
4 津山市の現況	8
1 位置と面積	8
2 地勢と自然	8
3 沿革	8
5 主要指標	
1 人口（人口・階層別・昼間）	9
2 世帯数	11
3 産業別就業者数	11
6 時代の潮流と課題	
1 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来	12
2 地方分権と協働のまちづくりの推進	12
3 グローバル社会の進展に伴う産業構造や就業環境の変化	12
4 安全で安心を求める意識の高まり	13
5 教育環境の変化、生涯学習の推進	13
6 環境に配慮した低炭素社会・循環型社会への移行	13
7 地域コミュニティの維持	14
7 市民参画による計画づくり	
1 市民ニーズを反映した計画策定	15
2 まちづくりに関する市民のニーズ	16
3 まちづくりに関する市民の評価	16
4 まちづくりについての現在の評価と今後の重要度の関係	17

第2章 基本構想

1 基本理念（めざすまちの姿）	20
2 人口減少社会への挑戦	20
3 目標人口	20
4 開花プログラム（まちづくりの大綱）	20
5 開花プログラムの推進方策	26
6 土地利用の考え方	27
1 都市構造	27
2 土地利用方針	28

第3章 基本計画

1 基本計画について	32
1 基本計画の役割	32
2 基本計画の構成	32
2 計画推進に向けて	33
3 体系図	34
● 開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり	37
● 開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり	69
● 開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり	91
● 開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり	115
● 開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり	129
● 開花プログラムの推進方策	153

資料編

1 総合計画策定体制図	164
2 総合計画策定の主要な経過	165
3 各種懇談会開催経過	166
4 総合計画基本構想案についての諮問及び答申	167
5 総合計画基本計画案についての諮問及び答申	168
6 津山市議会の議決すべき事件を定める条例	169
7 津山市総合計画審議会規則	169
8 津山市総合計画策定委員会設置要綱	170
9 津山市総合計画審議会委員名簿	171
10 まちづくりに対する市民の意向調査結果	173
11 小中学生の作文 ～ 10年後の津山のために～	186
12 用語解説	194



第 1 章

TSUYAMA CITY COMPREHENSIVE PLAN

序 論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の名称
- 3 計画の構成と期間
- 4 津山市の現況
- 5 主要指標
- 6 時代の潮流と課題
- 7 市民参画による計画づくり

第1章 序論

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年2月の合併後、平成18年度を初年度とする「津山市第4次総合計画」を策定し、めざすまちの姿を「キラめく未来 人と自然が生きるまち」と定め、平成27年度を目標年次として、各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、雇用の場の縮小による働く世代の転出と、出生率の低下に伴う人口減少が進行するとともに、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギー^(注)の普及拡大、情報通信の高度化と経済のグローバル化、地方分権のさらなる進展など、本市を取り巻く社会環境や構造が大きく変化してきました。

本計画は、本市の特性や時代の潮流の変化を的確に捉えつつ、市民の多様なニーズを把握しながら、人口減少に歯止めをかけ、めざすべき姿と進むべき道筋を明らかにするための、総合的なまちづくりの指針として策定します。

策定にあたっては、本市における将来の厳しい人口推計を示し、市内全域での地区別懇談会や分野別懇談会を開催するとともに、市民満足度調査を実施するなど、幅広く市民の意見を聞き、計画に活かすよう努めました。

2 計画の名称

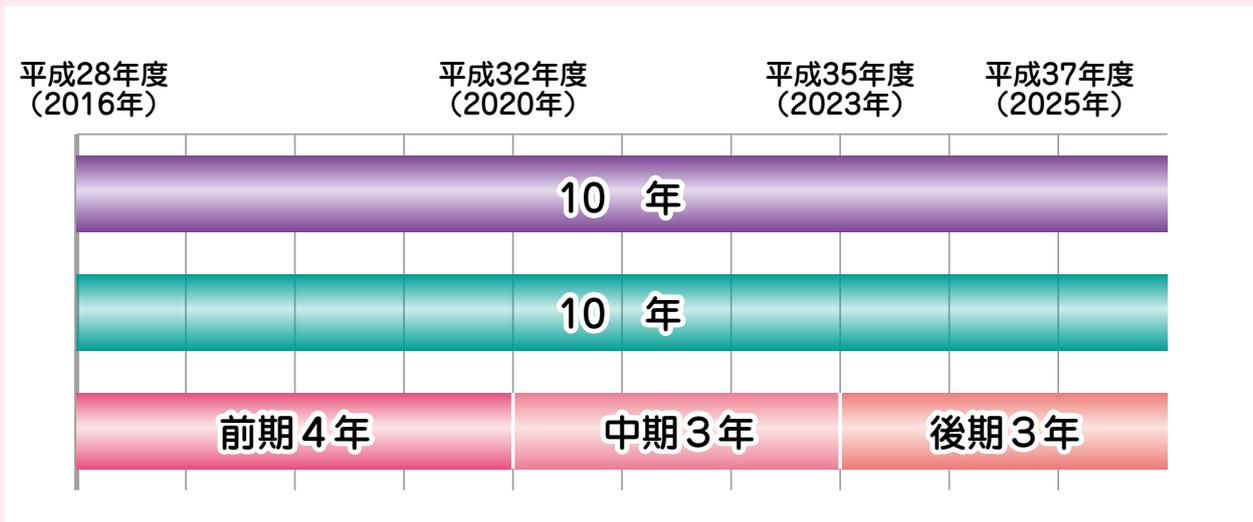
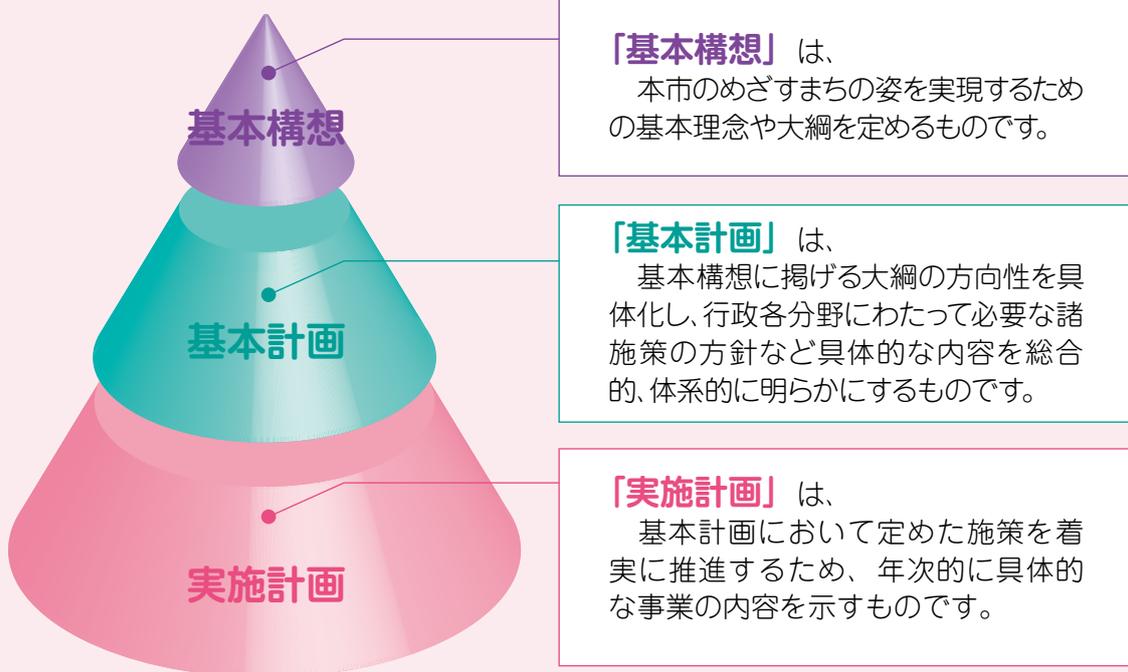
津山開花宣言 ～津山市第5次総合計画～



3 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

計画期間は、平成28年度を初年度とする平成37年度までの10年間とします。変化する社会状況に対応するため、実施計画は、平成28年度から31年度までを前期、平成32年度から34年度までを中期、平成35年度から37年度までを後期とし、計画書は期別に作成し、効率的、重点的に事業の推進を図ります。



第1章 序論

4 津山市の現況

1 位置と面積

本市は、岡山県北東部に位置し、北は鳥取県、南は中部吉備高原に接する位置にあります。

近くの都市中心部への距離は、南は岡山市へ約60km、北は鳥取市へ約75km、東は姫路市へ約90km、西は新見市へ約75kmで、山陽と山陰のほぼ中間にあります。また、大阪市へは約160km、下関市へは約390kmで、中国自動車道を利用してそれぞれ約2時間、5時間の位置にあります。面積は、現在506.33km²となっています。

2 地勢と自然

地勢は、市街地から中国山地まで約1,000mの標高差を有していますが、おおむね平坦で、市街地の中央部を岡山県三大河川の1つである吉井川が貫流しています。

気候は、夏冬の温度格差が大きい内陸性気候で、年間平均気温13.7℃、年間降水量1,416mm（昭和56年～平成22年平均）となっています。

3 沿革

本市は、713年（和銅6年）美作国が設けられ、国府が現在の津山市総社に置かれて以来、県北の中心地域としての歴史が始まりました。

1603年（慶長8年）森忠政公が美作全域18万6千5百石の領主として入封し、津山城と城下町の建設に着手し、現在の本市発展の基礎が築かれました。

明治4年（1871年）の廃藩置県により津山県、北条県が置かれていましたが、明治9年（1876年）に岡山県に合併されました。その後、明治31年（1898年）の中国鉄道津山口・岡山間の開通、大正12年（1923年）の津山駅までの延長、昭和11年（1936年）の津山・姫路間の開通などを経て、現在の中心地が形成されました。

昭和4年（1929年）2町4村の合併により、津山市として市制を施行し、当時の人口は33,361人、面積は38.5km²でした。昭和29年、30年には近隣の町村を合併し、人口も80,883人、面積は185.6km²となりました。しかし、高度経済成長期に入り、昭和40年頃まで若者を中心に都市部への流出が続き、人口も減少に転じました。

昭和50年（1975年）中国縦貫自動車道開通により、市内の工業団地への誘致企業の立地、商業・サービス業の活発化や若者の定住が進み、平成7年頃まで人口も漸増が続きました。

平成17年2月28日には、加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の区域を合併し、岡山県北では初の10万都市となり、県北の中心都市として今後より一層の躍進が期待されています。



5 主要指標

1 人口（人口・階層別・昼間）

(1) 人口

津山市の人口は、昭和55年以降増加傾向を示していましたが、平成7年（1995年）の113,617人をピークに減少傾向に転じており、平成22年（2010年）の人口（国勢調査）は106,788人となっています。

今後、自然減・社会減が想定されますが、出生数の増加と純移動率を改善させることにより、人口減少の克服に向けた取組が求められています。

【推計方法】

- 5歳以上の年齢階層の推計は、平成22年国勢調査人口を基準として出生率や純移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算するコーホート要因法による。
- 0-4歳人口の推計においては、子ども女性比及び0-4歳性比の仮定値によって推計。

◆人口の推移（単位：人、%）

	年次	人口	増減数	増減率
実績	平成2年	112,386	—	—
	平成7年	113,617	1,231	1.1
	平成12年	111,499	△2,118	△1.9
	平成17年	110,569	△930	△0.8
	平成22年	106,788	△3,781	△3.4
推計	平成27年	102,689	△4,099	△3.8
	平成32年	98,852	△3,837	△3.7
	平成37年	95,000	△3,852	△3.9

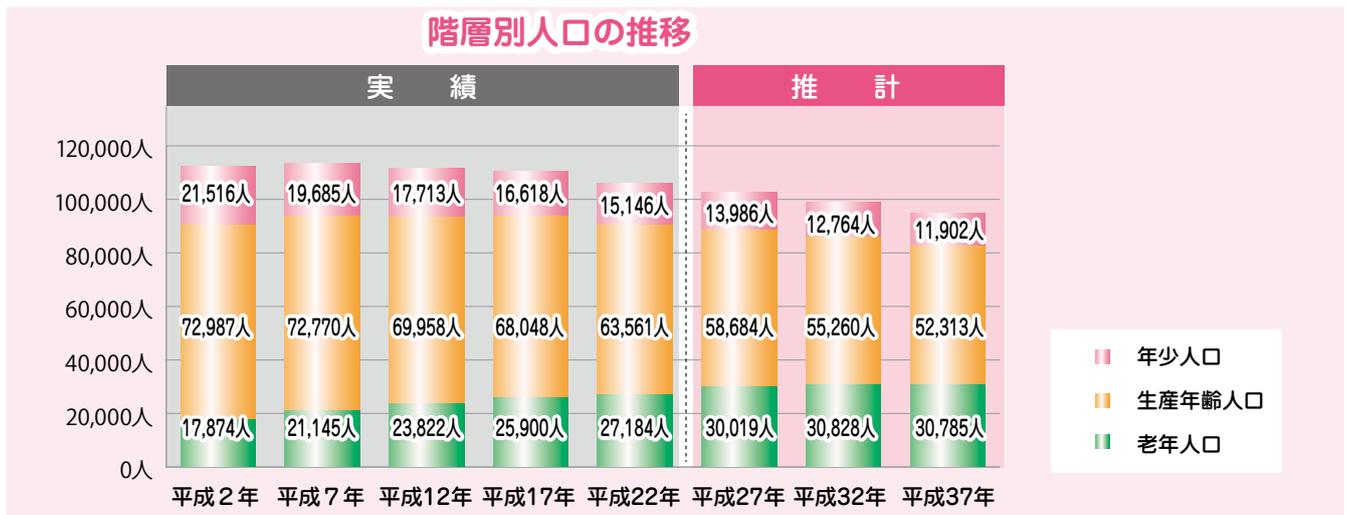
（資料：国勢調査）



第1章 序論

(2) 階層別人口

平成22年における階層別人口を見ると、年少人口15,146人（14.1%）、生産年齢人口63,561人（59.5%）、老年人口27,184人（25.4%）という構成になっており、少子高齢化が進行しています。推計を見ると年少人口、生産年齢人口における人口減が進みますが、老年人口は平成22年から平成37年にかけて7.0ポイント上昇し、一層の超高齢社会を迎えることが想定されます。

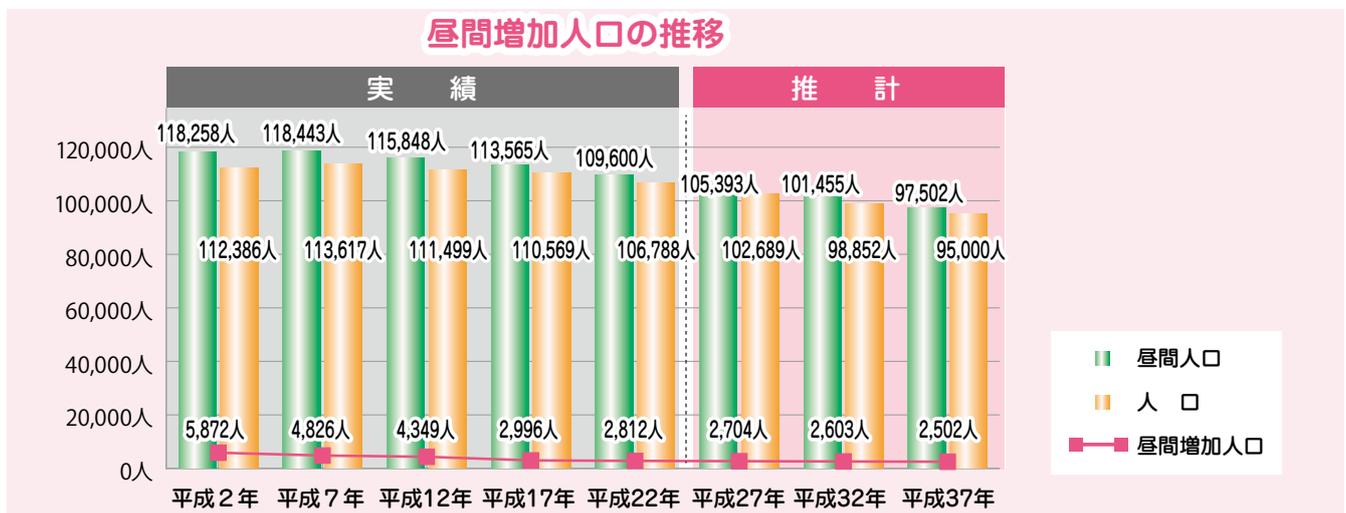


(資料：国勢調査)

※年少人口：0～14歳 生産年齢人口：15～64歳 老年人口：65歳以上

(3) 昼間人口

津山市の昼間人口は、生活圏の中心都市として吸引力が強く、平成12年では人口を約4,000人上回っていました。しかし、経年変化を見ると、人口と同様に、平成7年の118,443人をピークに減少に転じています。また、将来的に人口減少が続く場合、昼間増加人口及び昼間人口とも減少傾向を示すことが予測され、昼間人口においては、平成37年では97,502人となり、ピーク時の平成7年より約21,000人の減少が見込まれます。

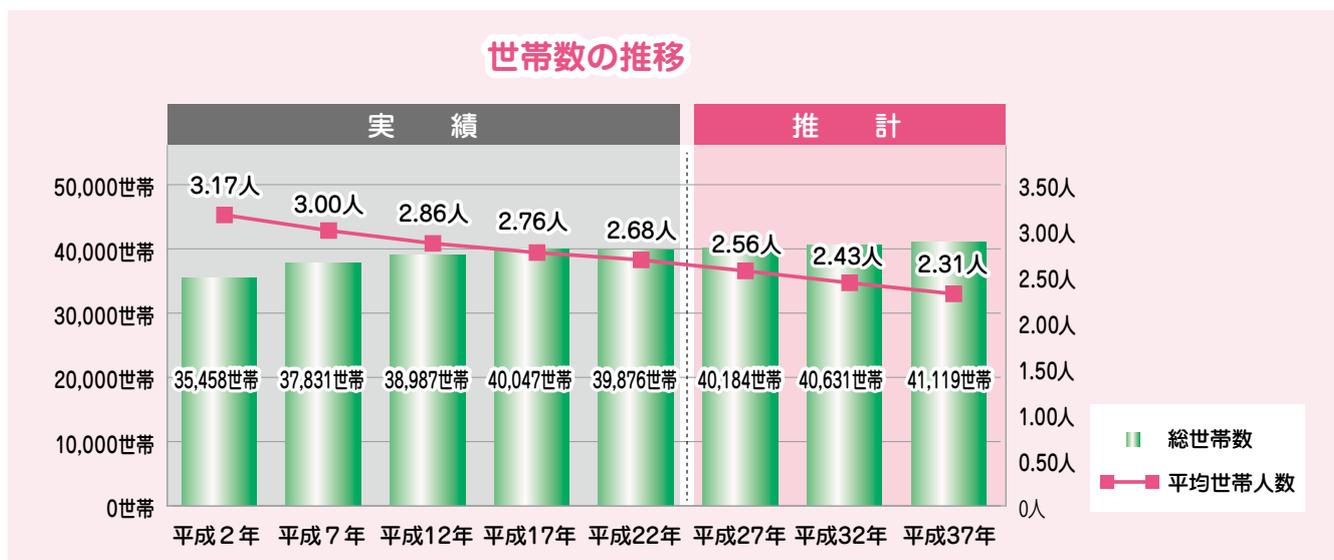


(資料：国勢調査)



2 世帯数

総世帯数については、ほぼ横ばいで推移し、平成22年には39,876世帯となっています。1世帯当たりの人員は減少傾向がみられ、平成22年には2.68人と一層の核家族化が進んでいます。核家族化の傾向は今後も続くものと想定され、平成37年には2.31人と減少し、総人口が減少するものの、世帯数は増加するものと想定されます。



(資料：国勢調査)

3 産業別就業者数

産業別就業者数については、平成2年から平成22年までの間、平成7年をピークに減少しています。今後も生産年齢人口の減少によって、就業者数も減少すると予測されますが、第3次産業の産業別割合は増加すると想定されます。

◆ 産業別就業者数の推移 (単位：人、%)

	実績					推計		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	54,992	56,613	54,805	52,842	50,472	47,947	45,665	43,256
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	5,783	5,293	4,266	4,090	2,982	2,524	2,142	1,808
構成比	10.5	9.3	7.8	7.7	5.9	5.3	4.7	4.2
第2次産業	18,943	19,130	17,995	15,185	13,125	11,787	10,612	9,502
構成比	34.4	33.8	32.8	28.7	26.0	24.6	23.2	22.0
第3次産業	30,247	32,122	32,461	32,923	30,719	29,779	28,942	27,976
構成比	55.0	56.7	59.2	62.3	60.9	62.1	63.4	64.7

(資料：国勢調査)

※第1次産業：農業、林業、漁業を統合したもの

※第2次産業：鉱業、建設業、製造業を統合したもの

※第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務を統合したもの

※総数には、分類不能産業を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない



第1章 序論

6 時代の潮流と課題

1 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国は、平成20年をピークに本格的な人口減少社会へ突入しました。

本市においても平成8年から人口減少に転じ、平成17年の合併以降の10年間で約7千人が減少しています。

多くの地方都市では、人口減少と急速な少子高齢化の進行が、労働力人口の減少による経済の衰退、社会保障負担の増大、税収の減少などを招き、必要な行政サービスの提供が困難になるなど、市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

人口減少を克服し地方を創生するため、本市においても、産業の活性化と地域資源の活用による雇用創出への取組と、結婚、出産、子育て環境の充実が喫緊の課題となっています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えて、高齢者が地域の中で、生きがいを持って元気に暮らせる施策の推進が必要です。



2 地方分権と協働のまちづくりの推進

地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任を基本に、まちの魅力や特性を活かした特色ある地域づくりや自立した行政運営ができる体制づくりが求められています。

また、市民、団体、企業などが自ら主体となってまちづくりに参画し、互いに連携・協力し合う協働の仕組みを強化していくことが必要であり、情報を積極的に提供し共有化を進めるとともに、多様化する市民ニーズに応えていくために、効率的な行財政運営や職員の政策形成能力など自治能力の向上を図ることが必要です。



3 グローバル社会の進展に伴う産業構造や就業環境の変化

交通や情報ネットワークの発達により、経済のグローバル化が急速に進展し、国際間の競争がますます激しくなっています。

生産コストを削減し、国際競争力を高めるために、企業の生産拠点を海外への移転や集約化が進み、国内の製造業の空洞化がますます顕著になっています。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）^(注) など貿易の自由化により産業構造が大きく変化することが予想されることから、地域産業の競争力を高める必要があります。

就業面では、非正規雇用者の割合が増加し、格差社会の進行が深刻となっています。また「ニート」^(注)の増加・年長化が問題となっており、雇用環境の改善や若者の就労意欲の向上が求められています。



4 安全で安心を求める意識の高まり

近年、異常気象を原因とする局地的な大雨等による土砂災害などの自然災害の多発や東日本大震災の発生により、市民の安全、安心の意識が一層高まっており、自主防災組織の強化など、これまで以上に災害に強いまちづくりが求められています。

また、空き家の増加により、老朽化や災害による倒壊の危険性や衛生・防犯上の問題の発生が危惧されていることから、利活用とともにその対策が急務となっています。

さらに、食に関する安全性の問題や子どもや高齢者を巻き込む犯罪の発生等、市民生活への不安が拡大しています。

すべての市民が安全に安心して、快適な生活を送るためには、市民一人ひとりが協力し、見守りなどの助け合いや、災害時における市民相互の支えあいなど、自助・共助^(注)を基本としたまちづくりを進めていかなければなりません。



5 教育環境の変化、生涯学習の推進

知識基盤社会の本格的な到来に向けて、次代を担う子どもが、主体的・能動的に考え取り組んでいく力や、社会を生き抜く力を身につける教育が求められています。

しかし、児童虐待・いじめなどの身体的、精神的な暴力、経済格差の拡大による子どもの貧困、家庭・地域社会における教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は深刻な状況が続いています。これらの問題に対応し、子どもたちが安心して生活できる環境を確保するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、学力の向上や学習習慣の定着に取り組んでいかなければなりません。

また、幅広い世代の人々が、文化・芸術・スポーツなどを通じ学び合い、生涯にわたって生きがいや楽しみを感じる環境づくりが必要です。



6 環境に配慮した低炭素社会・循環型社会への移行

産業活動の活発化やエネルギー消費の増加に伴い、地球温暖化^(注)、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が地球規模で顕在化しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を契機として、環境・エネルギー問題への意識や関心が一層高まっており、低炭素社会^(注)・循環型社会^(注)の形成、自然環境の保全、再生可能エネルギー^(注)の普及活用などを求める動きが活発化しています。

市民、事業者、行政が連携して、環境に配慮した取組を進め、人と自然が共生するまちづくりを推進していく必要があります。



第1章 序論

7 地域コミュニティの維持

核家族化の進行や個人の価値観・ライフスタイルの多様化により、家族や地域との関わり方が変化する中で、郷土愛や人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。

多くの地方都市では、人口の流出や高齢化が進行し、地域コミュニティの維持が困難になってきており、対策が急務になっています。

特に、中山間地域においては、急速に高齢化が進み、存続が危ぶまれる集落も出てきており、生活環境やコミュニティ、地域活動の場を維持する「小さな拠点^(注)」づくりを進め、地域での支えあいのシステムを再構築し、中心部との公共交通ネットワークによる結び付きを強めていくことが求められています。



7 市民参画による計画づくり

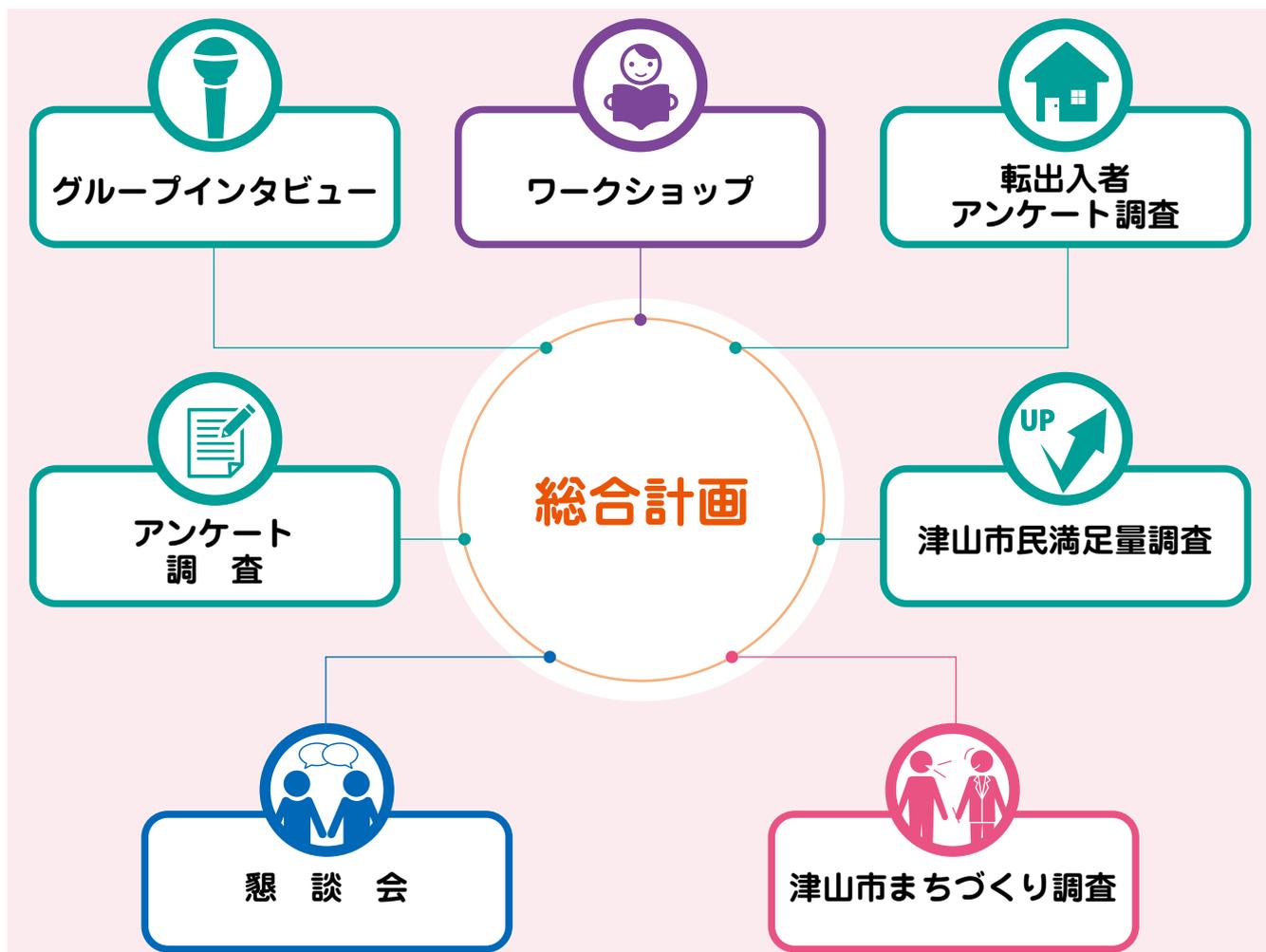
1 市民ニーズを反映した計画策定

本計画の策定にあたっては、市民目線を大切にしたい計画にするために、様々な手法を用いて市民参画を促し、市民ニーズの把握に努めました。まちづくりや地域の活動に自ら関わりたいという熱意をしっかりと受け止め、これからのまちづくりに必要なこと、期待することについて、多くの市民からいただいたご意見・ご提言を反映させ、市民と共創、協働し実現していく計画づくりを進めました。

意見聴取の結果をもとに、地域別・分野別、世代別に市民ニーズをとりまとめるとともに、市民満足量調査やまちづくり調査を通じて、まちづくりに関する現在の満足度と重要度の相関関係を導き出しました。

本計画は、市民からの意見聴取や各種調査により明らかになった改善が望まれる分野をはじめ、本市を取り巻く諸課題に取り組むため、数値目標を定めて各施策を推進し、市民の満足度を高めていくことをめざします。

※各調査結果については、資料編に掲載しています。



第1章 序論

2 まちづくりに関する市民のニーズ

地区別・分野別ニーズ

懇談会等での主な意見

- 子育て施策の充実
- 地域資源を活かした産業振興と雇用の創出
- 働く場の確保と移住定住施策の推進
- 農林産物の高付加価値化と農地・森林の管理支援
- 歴史的資産や自然環境の整備・活用による魅力づくり
- 歴史文化に基づいた津山らしさの確立
- 子どもの教育や人材育成
- 高齢者の活用や担い手の育成による地域の活性化
- 地域で助け合って暮らせるしくみの構築

世代別ニーズ

ワークショップ等での
主な意見

若者世代

- 魅力的でにぎやかな市街地の創出
- 地場企業の育成と就労支援

子育て・働く世代

- 子育てと仕事を両立できる環境と支援制度の充実
- 多様な働く場の創出と確保

高齢世代

- 高齢者になっても安心して利用できる移動手段の確保
- 高齢者や障害者が地域で暮らし続けられるしくみの構築

3 まちづくりに関する市民の評価

津山市民満足量調査

懇談会等で市民から示された
課題等や、日々の生活の中での
率直な想い、感想を調査



満足量の多い 分野

- 住みやすさ（買い物など利便性）
- 環境の良さ（教育・自然）
- 歴史文化 ● 治安の良さ
- 災害の少なさ



満足量の少ない 分野

- 遊ぶ場所の少なさ
- 高度医療などのサポート
- 後継者育成 ● 雇用と経済環境

津山市まちづくり 調査

市の施策について、
満足度と重要度を調査

満足度と重要度の相関より

強み

自然環境
教育環境
生活環境
健康・医療・福祉

重点改善

公共交通
企業誘致
就職促進

改善

農林水産業
工業
観光
市街地活性化

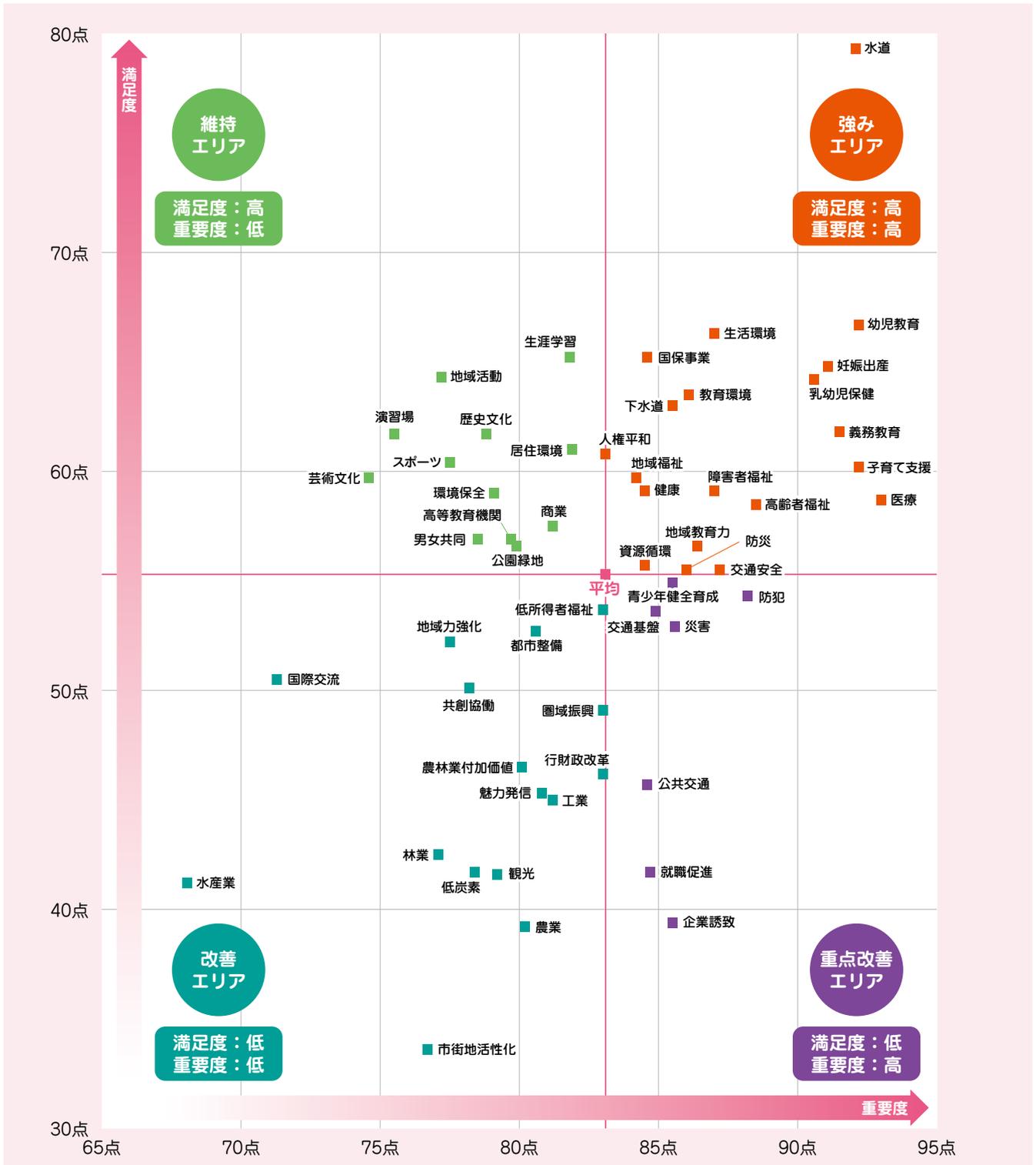
維持

歴史・文化
芸術・スポーツ
地域活動



4 まちづくりについての現在の評価と今後の重要度の関係

(津山市まちづくり調査結果より)





第2章

TSUYAMA CITY COMPREHENSIVE PLAN

基本構想

- 1 基本理念（めざすまちの姿）
- 2 人口減少社会への挑戦
- 3 目標人口
- 4 開花プログラム（まちづくりの大綱）
- 5 開花プログラムの推進方策
- 6 土地利用の考え方

第2章 基本構想

1 基本理念（めざすまちの姿）

彩りあふれる花開く 津山の創造

～市民一人ひとりの思いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～

市民一人ひとりが、可能性を求め挑戦でき、10年先には希望に満ちた彩りあふれる花を咲かせるために、愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思える津山のまちを創造することを基本理念とします。

本格的な人口減少社会が到来するこの10年間は、子や孫の世代に誇りあるまちを継承していくための非常に重要な期間となります。

全国的に人口減少克服と地方創生のための取組が進められる中で、本市の特色である歴史・文化・自然など多くの地域資源を見つめ直し、磨きあげることで、新たな魅力を加えるとともに、活力と住みやすさを感じられるまちの創生を進めていきます。

そして、可能性と挑戦を胸に、市民だれもが役割と生きがいを持つことができ、一人ひとりの思いがかなう、夢と希望の花が咲き誇る津山を創り続けます。

2 人口減少社会への挑戦

津山市の人口減少の原因は、少子高齢化の進行による「自然減」と、都市部への人口流出による「社会減」が、同時に起きているところにあります。

急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、子どもを産み育てやすい環境を整備し、出生数の増加につなげるとともに、魅力ある働き場所を確保し、若い世代のIJUターン^(注)による流入促進と、地元就職による流出抑制への取組を、長期的な視点に立ち、積極的に実施しなければなりません。

そのために、市民はもとより、移住を検討する者のニーズを的確にとらえ、施策の重点化を図りながら、時代を先取りした効果的な政策を実行します。

3 目標人口

本計画の目標年次である平成37年（2025年）での本市の目標人口は、95,000人とします。

4 開花プログラム（まちづくりの大綱）

めざすまちの姿を実現し、市民満足量を増加させるために、次の5つの開花プログラムにより、まちづくりを進めます。





子育て環境の充実と 人と文化を育むまちづくり

第3章 基本計画 P.37~



1 子どもが健やかに育つために

妊娠から出産、育児までの継続した支援により、安心して子どもを産み育てられる環境をつくります。

2 次代を担う子どものために

すべての子どもの自主性や個性が尊重され、健やかに成長し、豊かな学びを得て、確かな学力と社会を生き抜く力を身に付けることができる教育を推進します。

3 心も体も元気であるために

生涯にわたり自主的に学び続けることができるように、文化・芸術やスポーツを楽しむ環境を整備し、人と人との交流を促進します。

4 歴史・文化を守り伝えるために

長い歴史と特色ある風土に培われた文化資産の保存と活用に取り組み、地域に誇りと愛着が持てる文化を育みます。





健やかで安心できる 支え合いのまちづくり

第3章 基本計画 P.69～



1 誰もが健康で暮らせるために

地域医療や救急医療体制の充実を図り、適切な医療サービスの提供とともに、生活習慣病予防や食生活習慣の改善のため、健康管理、食育の推進に取り組みます。

2 支え合いのまちをつくるために

高齢者が生きがいを感じながら、生涯元気で暮らせる環境をつくるとともに、障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう、地域で支えるしくみを構築します。

3 市民が主役のまちをつくるために

人や地域のつながりを大切にし、誰もが社会の重要な一員としてお互いに認め合うことができるように、市民一人ひとりに役割や居場所があり、コミュニティ活動に主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。





雇用の創出と にぎわいのあるまちづくり

第3章 基本計画 P.91～



1 経済を発展させ働く場を維持するために

雇用の創出と経済的基盤の安定に向け、中心市街地の活性化、地元企業の育成・支援、産学官での技術開発、販路開拓などを推進するとともに、企業立地を進め、地域経済の好循環を生み出します。あわせて、移住・定住支援に取り組み、企業の人材確保を支援し、若者の「J」Uターンによる地元企業への就職促進など定住化を図ります。

2 ずっと続けていける農林水産業のために

農地や森林の多面的な機能を維持し、担い手の育成や付加価値の高い農林水産物の生産に取り組むとともに、農商工連携、地産地消や6次産業化を推進し、次の世代につなげる農林水産業の振興を図ります。

3 魅力発信できるまちになるために

観光資源や特徴ある食文化を発信しながら、観光産業の育成や広域的な観光振興に取り組み、交流人口の増加を図ります。





豊かな自然環境の保全と 快適に暮らせるまちづくり

第3章 基本計画 P.115～



1 豊かな環境を次世代に残すために

豊かな森林と美しい里山に恵まれた本市の自然環境を保全するとともに、地域振興をめざしたエネルギーの地産地消や効率的な活用を図り、低炭素都市^(注)の実現に努めます。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）^(注)に取り組み、循環型社会^(注)の形成を推進します。

2 心地よく生活するために

市民が安らぎを感じながら快適に暮らせるように、公園の環境整備と緑地の保全を図るとともに、空き家の適正管理など生活環境の改善を進めます。

くらしと環境を守る汚水処理施設の整備を進めるとともに、ライフラインである上水道の適正な維持管理に努め、安定的な供給体制を維持します。





災害への備えと 都市機能の充実したまちづくり

第3章 基本計画 P.129～



1 快適な都市環境をつくるために

計画的な道路ネットワークの整備充実や、公共交通の利便性向上を図り機能的な都市環境を提供するとともに、歴史的資産の保存と活用に努め、伝統あるまちの魅力をつくります。

誰もが快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザイン^(注)や住宅の耐震化に配慮した住環境の整備に取り組みます。

2 災害に強くなるために

災害から市民を守るため、消防・防災体制の充実と防災意識の高揚を図るとともに、河川改修や土砂災害危険箇所の整備を通じて、防災、減災に努めます。

3 安心して暮らせるために

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、警察などと連携し、犯罪抑止に努め、防犯組織の育成支援に取り組むとともに、交通安全対策を推進します。



第2章 基本構想

5 開花プログラムの推進方策

開花プログラムの推進方策

第3章 基本計画 P.153～

横断的な視点から開花プログラムを実践していくために、次の推進方策により、重点的かつ効率的な行財政運営を行います。

1 効率的な市政を推進するために

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに応じていくためには、市民、地域、行政が協働し、市民の参画を促すとともに、まちづくりに関する情報を積極的に提供し共有化を図り、多くの市民の声と力を活かして、効率的で実効性の高い事業を推進します。

市民が最新の市政情報をいち早く入手できるように、各種媒体による情報発信にも取り組むとともに、本市の魅力を市外に発信し、知名度の向上、定住や交流人口の増加を図るため、シティプロモーション^(注)に取り組めます。

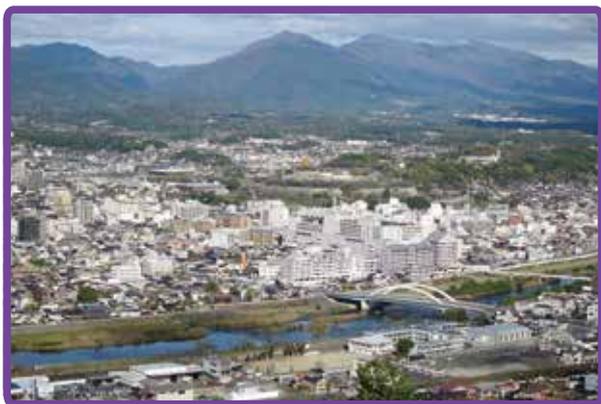
ファシリティ・マネジメント^(注)を推進し、公共施設の統廃合、再編を進めるとともに、行財政改革の推進や事務事業の見直しに取り組めます。あわせて、職員の資質向上や定員の適正化など組織の活性化を図ります。

I C T^(注)環境の充実を図り、行政運営の効率化や市民の利便性の向上を図ります。

2 圏域の一体的な発展のために

県北の中心都市として、広域行政を推進し、積極的に交流・連携に取り組めます。

また、人口減少が進む中、圏域内の自治体が十分な生活機能を確認し、地域住民の利便性の向上を図っていくために、定住自立圏^(注)の実現による持続可能な圏域の新たなあり方を追求します。



6 土地利用の考え方

1 都市構造

本市は、これまで高度成長期を経て市街地が拡大し、郊外の丘陵地や農地においても宅地開発が進むなど、都市のスプロール化^(注)が進んできました。本格的な人口減少、少子高齢社会の到来による社会環境の変化に的確に対応するためには、これまでの拡大型の都市構造から、コンパクトでまとまりのある都市構造への転換を一層進める必要があります。

持続可能なまちづくりをめざし、都市機能の集約化や生活サービス機能の維持向上を図るとともに、地域資源や特性を活かしつつ、各地域の拠点を中心として、相互に連携・補完することができる「多極連携型のまちづくり」に取り組みます。

(1) 拠点の考え方

中心拠点と地域生活拠点を設定し、これらを相互に連絡する交通や情報などのネットワークにより、市域全体での連携・交流を図ります。

過疎化が進行する中山間地域などにおいては、小さな拠点^(注)づくりを推進し、地域の活力を維持するとともに、これらの小さな拠点や周辺集落、地域生活拠点をつなぐ移動手段を確保することにより、安心して暮らし続けられる地域生活圏の形成に取り組みます。

① 中心拠点

県北の中心都市としてふさわしい多様な都市機能や公共施設などが集積し、地域連携・交流を支えるとともに、広域的な機能を有する本市全体の中心となる地区。

② 地域生活拠点

支所や出張所周辺の生活関連施設や公共施設などが集積する地域の生活を支える地区。

③ 小さな拠点

中山間地域などにおいて、公民館や小学校区等を単位として、生活環境やコミュニティを維持するため地域活動や交流の拠点となる地区。

(2) 都市軸の考え方

本市の拠点性を高めるとともに、地域間の連携・交流を促進し一体的なまちづくりを推進するため、広域連携軸と地域連携軸を設定します。

① 広域連携軸

県南地域や周辺市町村との連携強化や交流促進を図るため、高速自動車道や地域高規格道路、一般国道などの広域道路網と、鉄道・バスなどの公共交通網及び情報通信網を広域連携軸として設定します。

② 地域連携軸

中心拠点と地域生活拠点を結び、地域間の連携や交流促進を図るため、一般国道や県道、主要幹線道路などの地域道路網と、鉄道・バスなどの公共交通網及び情報通信網を地域連携軸として設定します。



2 土地利用方針

土地は限られた資源であり、将来にわたっての生活や経済活動の共通基盤であることから、その利用については自然との調和を図り環境負荷に配慮するとともに、地域の特性を踏まえた長期的な視点のもと、総合的かつ計画的な利用の推進に努めます。

以下に、エリアごとの利用方針を示します。

①森林・里山エリア

豊かな自然環境の保全と活用を基本に、林業振興や集落の生活環境の維持向上を図るとともに、市民や来訪者の交流の場として活用します。

②田園エリア

良好な農地の保全を基本に、農業振興、生産基盤の強化、耕作放棄地の利活用などに取り組むとともに、集落の生活環境の維持向上を図ります。

③市街地エリア

適切な土地利用の誘導を行い、市街地の拡散の抑制と都市機能の集積を図ることを基本に、空き店舗や低未利用地の有効活用を促進し民間開発を誘導するなど、コンパクトでまとまりのある市街地形成に取り組むとともに、快適で暮らしやすい住環境の創出を図ります。



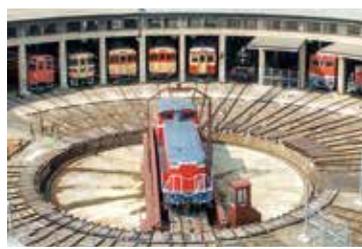
矢筈城跡（加茂地域）



阿波森林公園（阿波地域）



梅の里公園（久米地域）

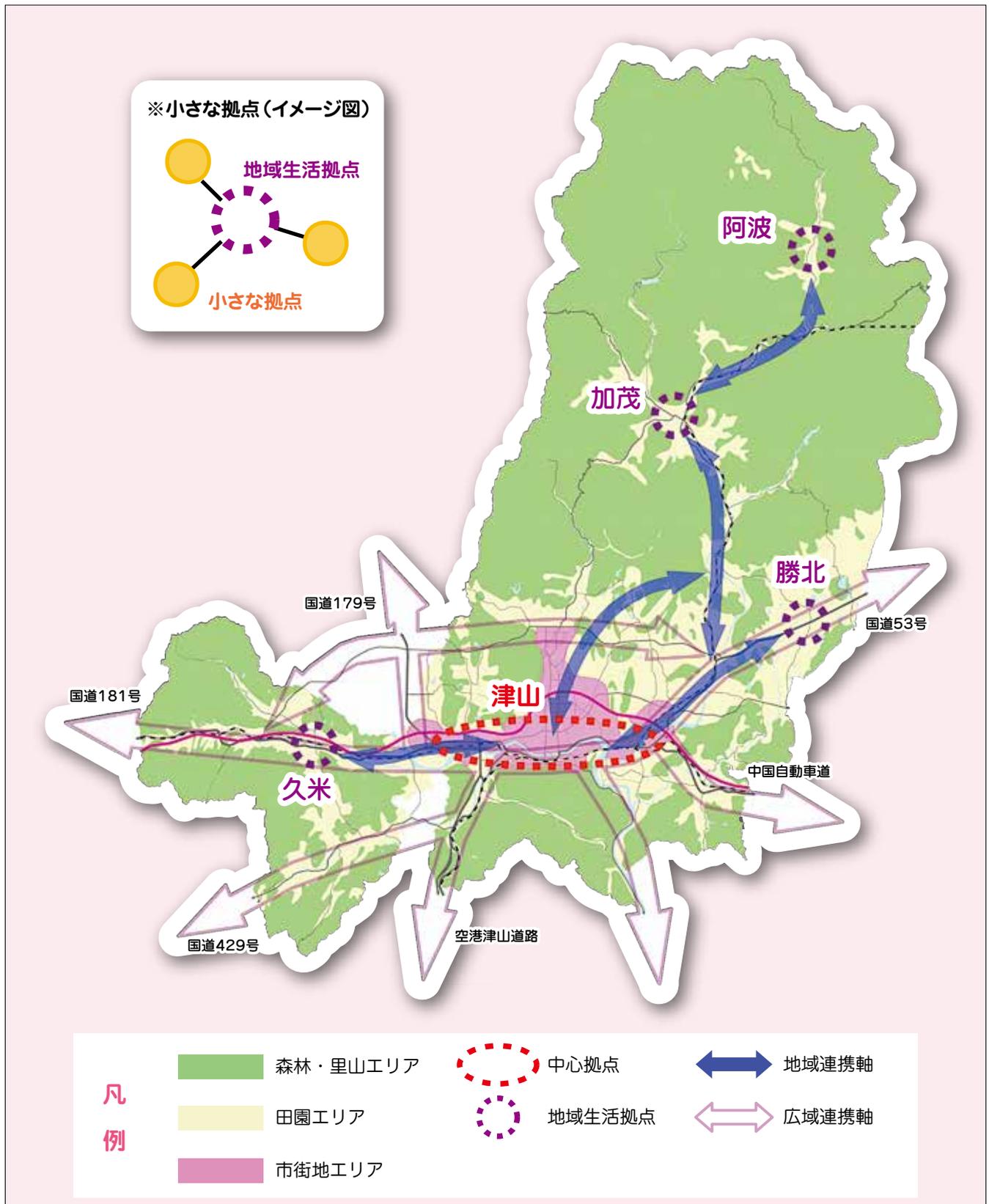


津山まなびの鉄道館
（旧津山扇形機関車庫）



奥津川ラビンの里（勝北地域）







第3章

TSUYAMA CITY COMPREHENSIVE PLAN

基本計画

- 1 基本計画について
- 2 計画推進に向けて
- 3 体系図

開花プログラム(まちづくりの大綱)と推進方策

第3章 基本計画

1 基本計画について

1 基本計画の役割

基本計画は、基本構想に掲げる基本理念（めざすまちの姿）「彩あふれる花開く 津山の創造 ～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」を実現するため、開花プログラム（まちづくりの大綱）を具体化する計画として、今後10年間に取り組む施策を体系的に示すものです。

この計画では、各施策の実効性をより高めるために、達成状況を的確に把握できるよう、成果指標を設定しました。

また、計画策定にあたり実施した「津山市まちづくり調査」の結果を市民満足度として施策ごとに示し、10年後の市民満足度の向上をめざします。

2 基本計画の構成

(1) 現状と課題

施策を推進するにあたって、本市を取り巻く環境と各分野の現状、課題を示しています。

(2) グラフ

施策に関係する指標の現状と推移を示しています。

(3) 基本方針

現状と課題を踏まえ、施策の目標と取り組む姿勢を示しています。

(4) 将来の目標

市民満足度指標は、津山市まちづくり調査の結果を現在の満足度として示し、満足度アップを目標としています。

また、成果指標は、各施策の達成状況をできるだけわかりやすく示すことができるよう設定し、具体的な数値を示しています。

(5) 施策の方向と主な取組

基本方針に基づき推進する施策の方向と主な取組を示しています。

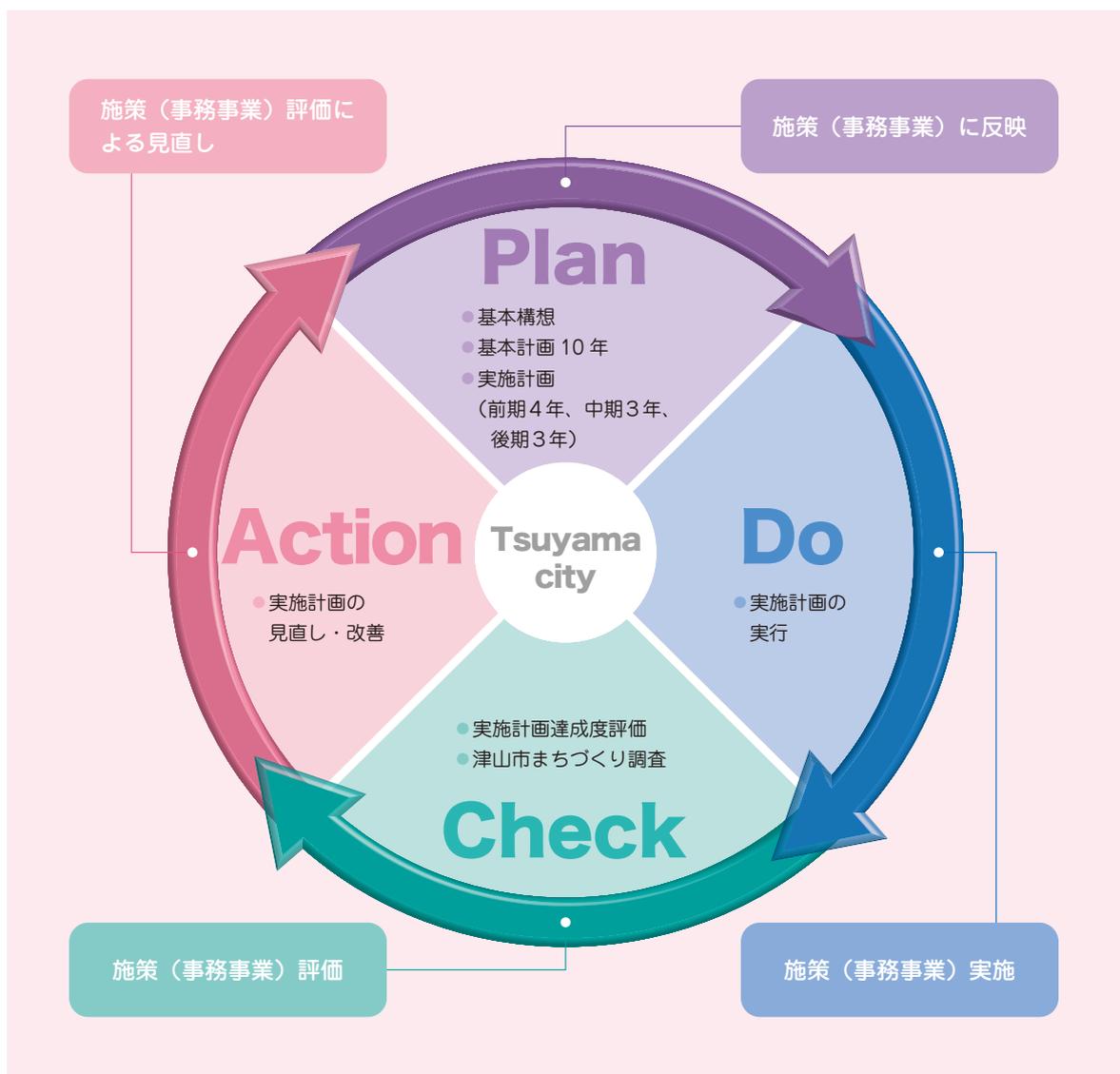


2 計画推進に向けて

総合計画の推進にあたっては、施策の達成度を評価、検証し、必要に応じて、見直し改善する必要があります。

本計画では、開花プログラムを実現するために、施策ごとに目標指標を設定していますが、進捗状況を管理するとともに、中期実施計画、後期実施計画策定の際に、市民の評価を実施計画策定の基礎資料とするために、満足度調査（津山市まちづくり調査）を実施します。

進行管理にあたっては、PDCAサイクル（Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検・評価）⇒Action（見直し・改善））による継続的な評価・検証のしくみを活用します。



3 体系図

津山市を取り巻く課題

本格的な人口減少・少子高齢社会の到来

地方分権と協働のまちづくりの推進

グローバル社会の進展に伴う産業構造や就業環境の変化

安全で安心を求める意識の高まり

教育環境の変化、生涯学習の推進

環境に配慮した低炭素社会・循環型社会への移行

地域コミュニティの維持

まちづくりに関する市民のニーズ

地区別・分野別ニーズ
(懇談会等での主な意見)

世代別ニーズ
(ワークショップ等での主な意見)

まちづくりに関する市民の評価

津山市民満足量調査
(懇談会等で市民から示された課題等や、日々の生活の中での率直な想い、感想を調査)

津山市まちづくり調査
(市の施策について、満足度と重要度を調査)

めざすまちの姿を
実現するための
基本理念

彩りあふれる花開く
津山の創造

「市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち」



めざすまちの姿を実現するための施策

開花プログラム (まちづくりの大綱)	中分類	小分類
開花プログラムI 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり [こども・健康・歴史文化]	1 子どもが健やかに育つために	①妊娠・出産支援の充実 ②乳幼児保健の充実 ③幼児教育・保育の充実 ④子育て支援の充実
	2 次代を担う子どものために	①義務教育の充実 ②教育環境の充実 ③高等教育機関との連携 ④家庭・地域の教育力の充実 ⑤青少年の健全育成
	3 心も体も元気であるために	①生涯学習の推進 ②スポーツ活動の充実 ③芸術・文化活動の充実 ④国際交流・地域間交流の推進
	4 歴史・文化を守り伝えるために	①歴史文化の継承と文化財の保存・活用
開花プログラムII 健やかで安心できる 支え合いのまちづくり [健康福祉・地域活動]	1 誰もが健康で暮らせるために	①医療体制の充実 ②健康づくりの推進
	2 支え合いのまちをつくるために	①地域福祉の充実 ②高齢者福祉の充実 ③障害者福祉の充実 ④低所得者福祉の充実 ⑤国民健康保険事業の充実強化 ⑥人権尊重・平和施策の推進と男女共同参画社会の実現
	3 市民が主役のまちをつくるために	①地域活動の推進と地域力の強化
開花プログラムIII 雇用の創出と にぎわいのあるまちづくり [産業・雇用]	1 経済を発展させ働く場を維持するために	①商業の振興と中心市街地の活性化 ②雇用の創出と定住推進 ③工業の振興
	2 ずっと続けていける農林水産業のために	①農業の振興 ②林業の振興 ③農林業の高付加価値化 ④水産業の振興
	3 魅力発信できるまちになるために	①観光の振興
開花プログラムIV 豊かな自然環境の保全と 快適に暮らせるまちづくり [自然環境・生活環境]	1 豊かな環境を次世代に残すために	①低炭素都市の実現 ②循環型社会の実現
	2 心地よく生活するために	①生活環境の保全 ②公園整備と緑地保全 ③水道の安定供給 ④下水道の整備
開花プログラムV 災害への備えと都市機能の 充実したまちづくり [都市機能・生活基盤]	1 快適な都市環境をつくるために	①自然と調和した都市整備 ②交通基盤の整備 ③公共交通網の充実 ④歴史まちづくりと景観の保全 ⑤居住環境の整備
	2 災害に強くなるために	①防災体制の充実と防災意識の啓発 ②災害予防と減災の推進
	3 安心して暮らせるために	①防犯対策と消費者保護 ②交通安全対策の推進 ③演習場対策
開花プログラムの推進方策 [行政運営・協働]	1 効率的な市政を推進するために	①共創・協働の推進 ②津山の魅力発信 ③行財政改革と情報化の推進
	2 圏域の一体的な発展のために	①広域連携の推進







開花プログラム

I

子育て環境の充実と 人と文化を育むまちづくり

- 1 子どもが健やかに育つために
- 2 次代を担う子どものために
- 3 心も体も元気であるために
- 4 歴史・文化を守り伝えるために

第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

1 子どもが健やかに育つために

1-1

妊娠・出産支援の充実

現状と課題

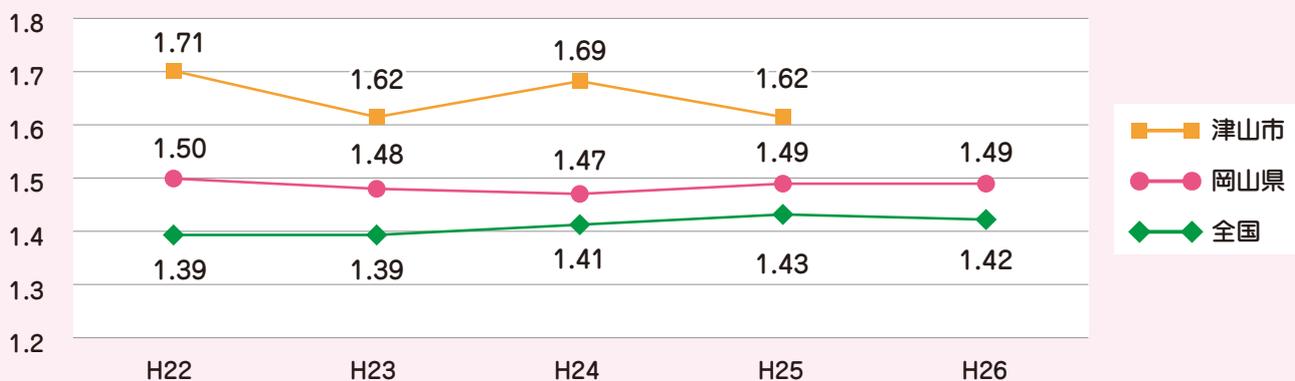
我が国では、昭和40年代後半から出生率が低下し続け、少子化が進行しています。少子化は、未婚化や非婚化、晩婚化とともに、経済的な理由や、育児への不安と負担感の増大がその要因と考えられています。

本市では、希望する人数の子どもを安心して産み育てることができるよう、不妊・不育治療への助成、妊娠初期の段階から保健師が関わっていく妊婦支援システムや保健師・助産師が必要な助言・指導を行う新生児訪問等に取り組んでいますが、妊娠期から支援が必要な妊婦や養育支援が必要な家庭は、年々増加しています。

そのため、妊娠する前から、妊娠、出産、産後のケアまでを一体的にサポートする相談支援体制の充実、また、経済的な負担軽減のための助成など、きめ細かな切れ目のない支援が求められています。



合計特殊出生率の推移



(資料：岡山県衛生統計年報、健康増進課調べ)



基本方針

安心して子どもを妊娠・出産することができるよう、妊娠前から出産後までの切れ目のない支援を行います。

将来の目標

市民満足度指標

◆安心して妊娠・出産できる支援が充実している

満足度（平成27年度）

64.8点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数

現状値（平成26年度）

1.62
（平成25年）

目標値（平成37年度）

1.72

施策の方向と主な取組

1 妊娠への支援

出産を望みながら、子どもに恵まれない夫婦に対し、経済的、精神的な負担を軽減するため、不妊・不育治療への助成を行います。

2 妊娠から産後までの支援

母親が健康を保持し、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦の状況を継続的に把握するとともに、産後うつや育児不安に対応するための妊産婦ケアに取り組みます。

また、母子健康診査の実施により、健康管理の充実を図り、妊娠、出産、産後を支える切れ目のない支援を行います。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

1 子どもが健やかに育つために

1-2

乳幼児保健の充実

現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤が培われる極めて重要な時期です。心身の発達とともに、生活リズムの形成が始まり、保護者など、大人との関わりを通じ、情緒的な安定と人への信頼感を育んでいきます。

また、社会性や基本的な生活習慣を身に付けていく時期でもあります。

本市では、子どもの健康状態、発育・栄養状態や先天的な疾病の有無、ことばや身体機能などの発達を確認するため、健診を定期的に行っています。

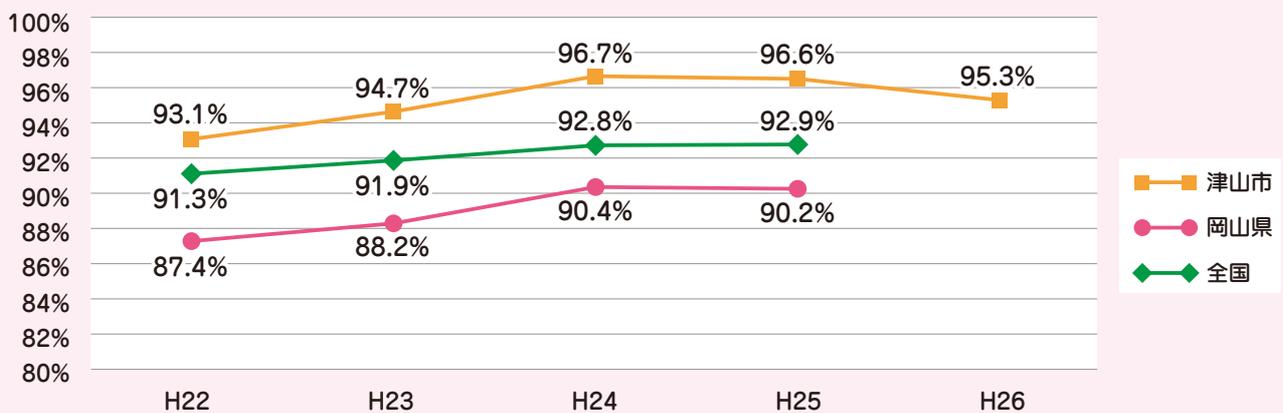
また、感染症を予防し、重症化を防ぐため、各種の予防接種を実施しています。

しかし、共働き家庭の増加、働き方の多様化、身近な支援者の不在など、子育てをめぐる環境が大きく変化するなか、子育てに対する不安や負担感を持つ親は増加しています。

安心して子育てができるよう、新生児期から母子の健康を確保するとともに、子どもが適正な生活習慣や正しい食習慣を身につけ、健やかに育つよう、情報提供、相談・健診体制などの充実が求められています。



3歳児健診受診率の推移



(資料：岡山県の母子保健、健康増進課調べ)



基本方針

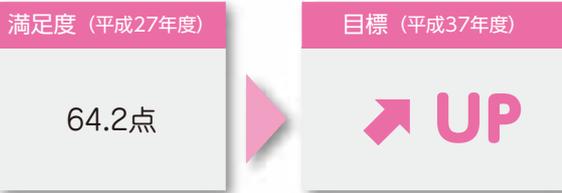
子どもの健やかな成長のため、健診や予防接種に取り組み、受診率、接種率の向上に努めます。

乳幼児期の子育てを支援するため、相談体制の充実を図るとともに、正しい食習慣を身につけるための食育を推進します。

将来の目標

市民満足度指標

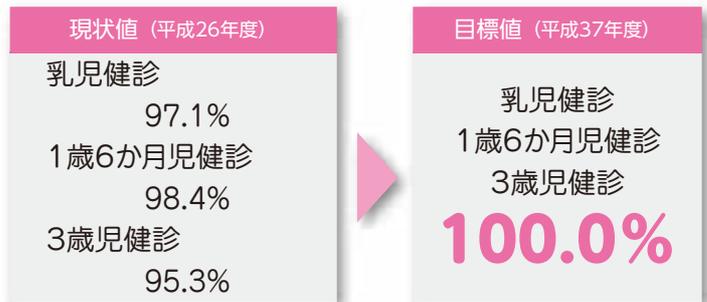
◆子どもの健康に対する支援が充実している



成果指標

◆乳幼児健診受診率

乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率



施策の方向と主な取組

1 子どもの健康の保持・増進

子どもが笑顔で元気に育つためには、乳幼児期からの健康づくりが大切であり、乳幼児健康診査の受診率向上や継続的な観察や支援が必要な子どもへの適切なフォローに取り組みます。

また、予防接種の充実と接種率向上を図ります。

2 安心して子育てができる支援

すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、保護者が安心して子育てできるよう、乳児家庭訪問や養育支援家庭訪問などにより、必要な助言・指導を行うなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援を推進します。

3 子どもの食育の推進

「からだところ」の健全な育成にとって、日々の食事は極めて重要な役割を果たすため、幼稚園・保育園（所）などと連携し、乳幼児期からの正しい食習慣の定着や、食に関する知識の普及に取り組みます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

1 子どもが健やかに育つために

1-3

幼児教育・保育の充実

第3章
基本計画

開花プログラムⅠ

子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

現状と課題

幼児期は、知的にも情緒的にも急速に成長する時期であり、日々の生活や遊びなどの体験を通じて、コミュニケーション能力を身につけ、自己と他者、社会とのつながりの基礎を形成する重要な時期です。

近年、核家族化や少子化の進行によって、子どもや兄弟姉妹の数が減少するなかであって、子どもの健やかな育ちに必要となる同年齢での集団生活や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が求められています。

本市では、子どもの発達に応じた「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」を作成し、公立、私立それぞれの幼稚園・保育園(所)でカリキュラムを活用した特色ある教育・保育の充実を図るとともに、小学校への進学が円滑に行われるよう、保幼小連携に取り組んでいます。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援などに努めています。

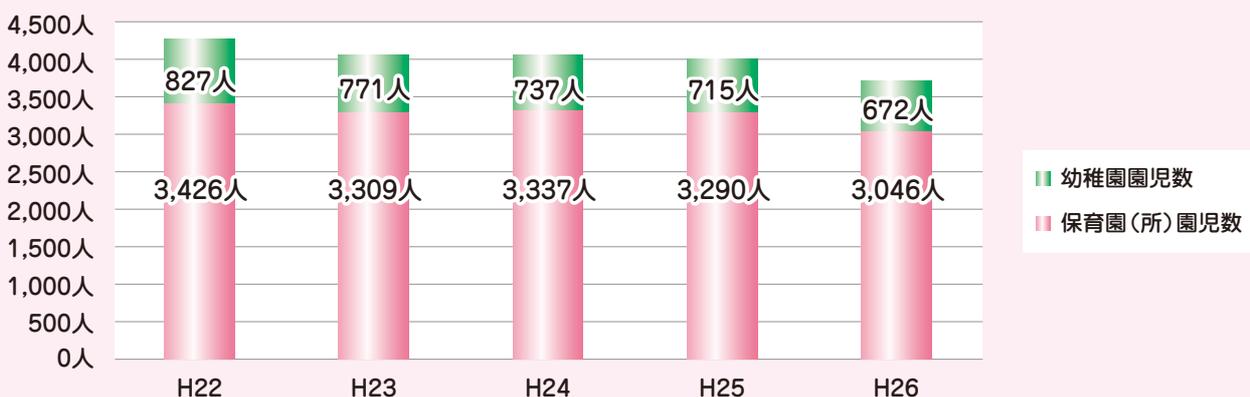
今後は、多様化する教育・保育ニーズへの対応、発達段階に応じた指導とともに、特別な支援が必要な子どもに対しては、個々に対応した適切な療育など、さらなる教育・保育の充実と家庭や関係機関、地域との連携強化が求められています。

また、認定こども園への移行や、適正規模の集団での幼児教育を行うため、園児数が減少している公立幼稚園の再構築が必要です。

幼稚園の合同保育



幼稚園・保育園(所)園児数の推移



(資料：こども課調べ)



基本方針

子どもたちの豊かな心と体を育むため、遊びや体験を通じた総合的な幼児教育・保育の充実を図ります。一人ひとりの個性や発達段階に応じたきめ細かな対応に努め、特別な支援が必要な子どもに対しては、個々に対応した適切な療育などを実施します。

幼児期から学童期へ子どもの育ちをつなぐため、小学校との連携を強化します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆子どもが安心して幼児教育や保育を受けることができる

満足度（平成27年度）

66.7点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

- ◆教育・保育施設在園児数

教育・保育施設に在園する園児の数

現状値（平成26年度）

3,718人

目標値（平成37年度）

3,650人

施策の方向と主な取組

1 幼児教育・保育の充実

保護者の教育・保育ニーズに適切に対応できるよう、認定こども園への移行や公立幼稚園の再構築を行い、受け入れ体制の確保に努めます。「就学前教育・保育カリキュラム」の一層の推進を図り、質の高い就学前教育・保育をめざします。

また、子どもの連続的な育ちや学びのため、小学校などの関係機関と連携し、円滑な移行を進めます。

2 民間の教育・保育施設との連携

子どもが健やかに育つため、民間の運営する教育・保育施設との連携を推進します。

3 特別支援・療育体制の充実

特別な支援が必要な子どもに対して、個々に対応したきめ細かな支援・療育を実施します。

また、保護者などの不安や悩みに対応するため、療育支援に取り組むとともに、子どもの育ちに対する正しい理解を促進するため、情報提供や啓発活動を実施します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

1 子どもが健やかに育つために

1-4

子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人が身近にいないことから、親の子育てに対する不安感や孤立感が高まっています。また、共働き家庭の増加や女性の就労意欲は向上していますが、子育てと仕事の両立に向けた支援体制が十分に整っていないことから、時間に追われ、ゆとりある子育てが難しくなっている現状がみられます。

こうした状況が、家庭における教育力の低下や、さらには児童虐待などにつながることも不安視されています。

このため、本市では、子育て支援センターや子育てひろば、児童館などを設置し、保護者同士の交流や情報交換をしながら、子どもの遊びの場を提供するとともに、延長保育、病児保育、放課後児童クラブ事業などの子育てと仕事の両立支援につながる事業を実施しています。

また、子どもの健康を守り、子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成を行っています。さらに、専門の相談員によるひとり親家庭支援や児童虐待防止に取り組んでいます。

社会問題化している子どもの貧困対策など新たな課題もあり、子育て支援施策の重要性は非常に高く、地域におけるすべての子育て家庭を対象とする総合的できめ細かな支援策の一層の充実が求められています。



地域子育て支援センター、子育てひろば・すくすく利用親子数の推移



(資料：こども課調べ)



基本方針

すべての子育て家庭が、精神的にも時間的にもゆとりをもって子どもと過ごし、親自身も保護者として成長するなかで、安心して楽しく子育てができるよう、子育て家庭を支援するとともに、児童虐待防止や子どもの貧困対策に取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標

◆子育て支援サービスが充実している

満足度（平成27年度）

60.2点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆地域子育て支援センター等の利用親子数

子育て中の親子が交流できる場所に参加した親子の数

現状値（平成26年度）

13,185組

目標値（平成37年度）

16,000組

施策の方向と主な取組

1 多様な子育て支援の充実

子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、安心して子育てができるよう、親同士の交流や子どもの遊びの場を提供するとともに、相談体制などの充実に努めます。

また、子どもの医療費助成、保育料の多子減免などの経済的支援や、延長保育、病児保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、子育てと仕事の両立につながる支援を充実します。

2 ひとり親家庭等の自立支援

多岐にわたる相談内容に対応するため、母子父子自立支援員の配置や関係機関等との連携を強化し、体制の充実を図るとともに、経済的支援や就労支援などを推進します。

3 児童虐待防止対策と子どもの貧困対策に関する総合的な施策の推進

児童虐待の防止のため、児童相談所など関係機関との情報共有や連携強化を図り、支援体制の充実や児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、子どもの貧困に関する実態を把握し、関係機関等と連携しながら、教育支援や生活支援など、子どもの貧困対策に取り組みます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり 2 次代を担う子どものために

2-1

義務教育の充実

現状と課題

本市では、これまで、地域に根ざし、地域の絆に支えられた学校づくりを進めてきました。少子高齢化、経済格差の拡大、家族形態の変容など、教育を取り巻くさまざまな環境が大きく変化しており、学校教育に対する保護者や地域のニーズも多様化・複雑化・高度化してきています。

このような社会情勢のなか、本市においても、学力、不登校・暴力行為・いじめなどの問題、特別支援教育の充実など、早急に対応しなければならない教育課題が山積しています。

学力では、平成19年度から行われている全国学力・学習状況調査^(注)の結果において、ほぼすべての教科で岡山県の平均正答率を下回る結果となっており、基礎学力の定着など、学校が中心となり、家庭や地域との連携を図りながら、確かな学力向上の取組を進める必要があります。

いじめや不登校などの問題についても、子どもたちが、温かい人間関係のなかで安心して、いきいきと生活できる場となるよう、学校だけでなく、家庭や地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力するとともに、福祉などの専門家や関係機関などと一体となって取り組まなければなりません。

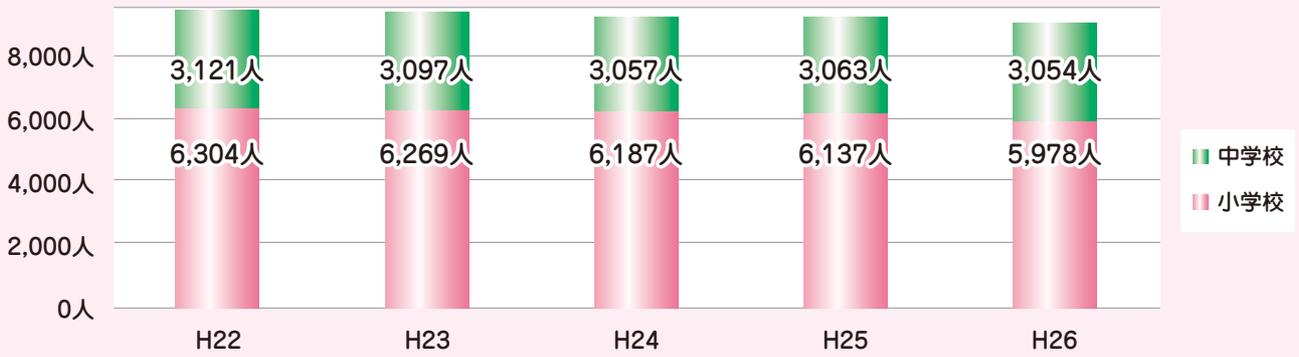
また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒が年々増加しており、県下で唯一の「津山市特別支援教育推進センター^(注)」を核とした、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導の充実を図る必要があります。

これらの課題を改善することはもちろんのこと、子どもたちが、これからの社会のなかで、たくましく生き抜くためには、健康・体力を保持増進し、自らの課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し行動する力が必要となります。さらに、自己を認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を持ち、人とつながることができる力を醸成することが求められています。

小学校運動会の様子



児童・生徒数の推移



(資料：学校基本調査)

基本方針

子どもたちが、いきいきと学び、楽しく遊び、友だちをつくり、自分に誇りを持ち、夢と希望を育むことができる「わかる授業 学ぶよろこび 楽しい学校」の実現をめざします。
ふるさと津山に誇りと愛着を持つとともに、グローバルな視野に立ち、広く社会に貢献できる人材の育成に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆小中学校の教育内容や指導が充実し、子どもたちがいきいきと学校生活を送っている

満足度 (平成27年度)

61.8点

目標 (平成37年度)

UP

成果指標

- ◆全国学力・学習状況調査における各科目の平均正答率

全国学力・学習状況調査における各科目の平均正答率

※()内の数値は岡山県平均正答率

現状値 (平成26年度)

【小学校】	国語	A70.2% (71.4%)	B49.7% (54.5%)
	算数	A76.0% (77.8%)	B51.2% (56.6%)
【中学校】	国語	A75.6% (78.2%)	B44.0% (48.1%)
	数学	A59.3% (65.4%)	B49.4% (55.9%)

目標値 (平成37年度)

岡山県平均を上回る



◆問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査における発生率

問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査における発生率
 ※暴力行為・いじめは1,000人あたりの発生件数 ※()内の数値は岡山県数値



◆教育支援計画の作成率

通常学級における支援が必要な児童・生徒の支援計画作成率



施策の方向と主な取組

1 学力の向上

子どもたちが、意欲的に学習に取り組み、「学ぶよろこび」が実感できるよう、落ち着いた学習環境を整備するとともに、教職員の指導力の向上と子どもたちの目線に立った授業改善を行い、「わかる授業」を実現することで、確かな学力の定着を図り、将来を担う人材の育成に努めます。

2 生徒指導と不登校対策

学校は、心理や福祉の専門家と一体となった校内指導体制を築き、家庭や地域との相互協力のうえで、指導の充実を図ります。

また、関係機関との連携や「チーム学校^(注)」の考え方のもと、問題行動、不登校、いじめなどの生徒指導上の課題解決を図るとともに、子どもたちがいきいきと学び、夢と希望を育む「楽しい学校」を推進します。

3 特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導の充実を図るため、「津山市特別支援教育推進センター」を中心として、早期からの教育相談及び支援体制の構築を進めるとともに、少人数指導体制を整備します。

4 地域の教育力の活用

学校や地域の特色を活かした取組を推進するため、地域の施設や人材を活用するなど、地域に根ざした体験活動を積極的に支援します。これらの学習活動によって、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、ふるさとを理解し愛する心を培います。



5 就学支援の充実

急速な社会の変化による経済格差が拡大するなか、児童生徒が学ぶ意欲を持ち続け、安心して学校生活を送ることができるよう、就学支援の充実を図ります。

6 学校保健及び学校給食の充実

子どもたちが生涯を通じて自主的な健康づくりを実践できるよう、家庭や地域などと連携し、心身の健康教育の充実を図ります。

また、地域の産物や食文化を理解し尊重する心の醸成、生産などに携わる人々の努力や食に対する感謝の念を育み、地域産業の活性化や環境負荷の低減へも配慮しながら、安全・安心でおいしい給食を安定して提供するとともに、食育を推進します。



小学校授業風景



中学校運動会



体験学習卒業証書づくり



小学校給食風景

第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
2 次代を担う子どものために

2-2

教育環境の充実

現状と課題

学校施設は、子どもたちが安全・安心な空間で学び生活できる場所であるとともに、地震などの災害時の緊急避難場所としての役割を担っています。

本市には市立の小学校が27校、中学校が8校あり、平成26年度には耐震化が100%完了していますが、建築後30年以上経過する建物が多数存在します。

老朽化した建物や施設などの更新が課題となっており、全市的な公共施設のあり方も見据えながら、改修に取り組むことが必要となっています。

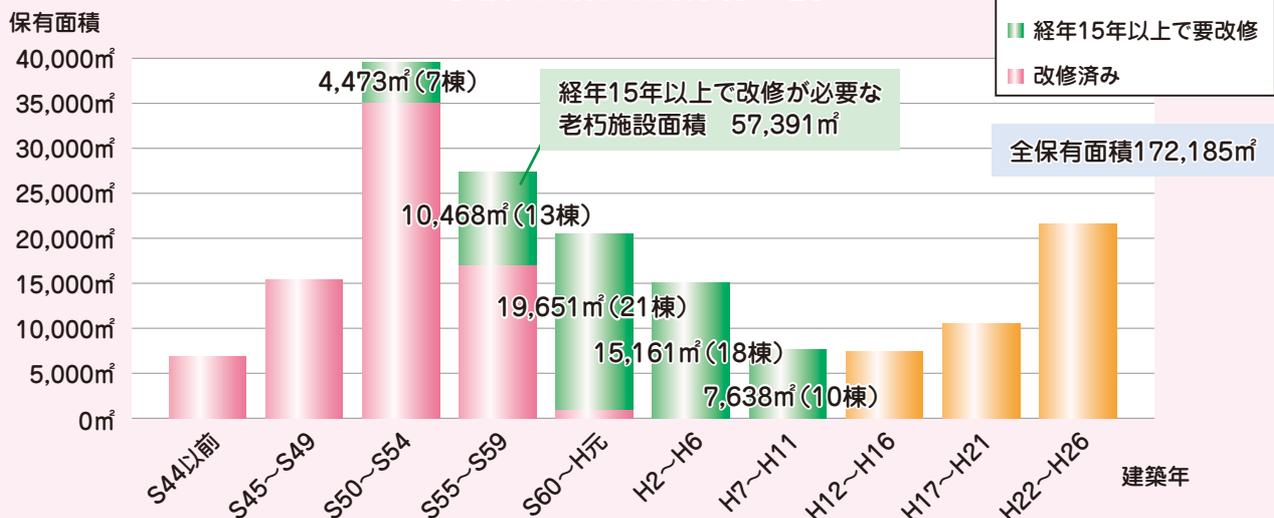
さらに、子どもたちの健康面の不安や学習意欲低下などの解消のため、空調施設の整備を計画的に実施することが求められています。

また、高度情報化社会のなかで、児童生徒及び教員が活用する情報機器の整備や、学校の情報資産のセキュリティ対策及び管理体制の確立が求められています。



耐震改築後の中学校校舎

学校施設経年別保有面積



※施設面積は、2階建以上または200m²を超える施設（棟）の面積（資料：学校施設課調べ）



基本方針

子どもたちが安全・安心に学習できる良好な教育環境を確保できるよう、全市的な公共施設のあり方も見据えながら、小中学校施設を計画的に整備します。

児童生徒及び教員が活用する情報機器を計画的に導入するとともに、学校の情報資産のセキュリティ対策及び管理体制の整備を行います。

将来の目標

市民満足度指標

◆小中学校の施設は、子どもたちにやさしい施設になっている

満足度（平成27年度）

63.5点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆大規模改修した棟数

大規模改修により教育環境の改善が図れた校舎・屋内運動場などの棟数

現状値（平成26年度）

0棟

目標値（平成37年度）

69棟

施策の方向と主な取組

1 学校施設の整備

子どもたちが安全・安心に学習できる良好な教育環境を確保するため、老朽化した建物・施設について、全市的な公共施設のあり方も見据えながら、学習内容の多様化、生活様式の変化に対応した整備を行います。

また、事件、事故や不審者に対応した施設整備を進め、子どもたちの安全・安心で良好な教育環境の創出を図ります。

2 学校情報資産のセキュリティ対策と管理体制の整備

子どもたちの学習の関心・意欲・理解を高めるため、情報機器を計画的に導入するとともに、学校の情報資産のセキュリティ対策及び管理体制の整備を行います。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり 2 次代を担う子どものために

2-3

高等教育機関との連携

現状と課題

本市には、県立高校4校、私立高校2校、津山高専、美作大学（短大、大学院を含む）が所在し、本市及び周辺市町村や県外からの多数の学生・生徒が学び、県北の教育機関の拠点となっています。

これらの学校は、本市における高等教育の重要な役割を担い、また、都市機能として貴重な財産となっています。

平成20年、地域の知的財産である美作大学、津山高専と包括連携協定^(注)を結び、相互の魅力や能力を高めるとともに、お互いが持つ資産を活用してきましたが、現在は5つの高等教育機関と協定を結んでおり、包括連携事業の充実が求められています。また、今後、本市のまちづくりにとって有益な高等教育機関との連携も視野に入れた取組が必要です。

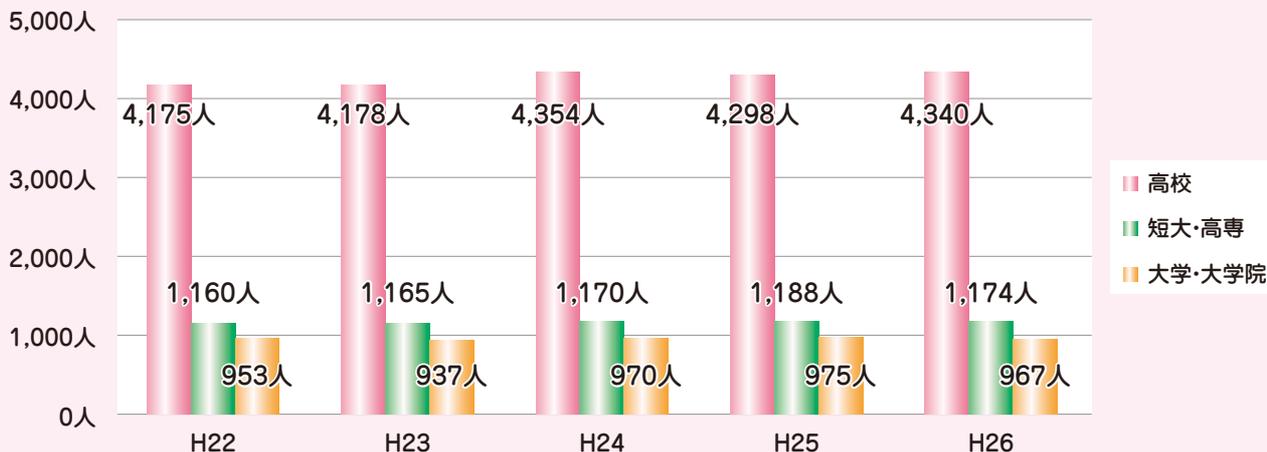
私学については、それぞれの建学の精神にもとづき、伝統的な文化を継承しつつ、特色のある教育推進を図ってきましたが、学生の減少期に入った厳しい経営環境のもと、自助努力による経営基盤の維持・強化とともに、持続的に発展するための新たな取組の推進が求められています。

これからは、地域社会の発展に貢献する基盤として新しい知識を創造するとともに、高い専門性や本市の発展に寄与する人材を育成することが一層望まれています。



高齢者大学の講座風景

高等教育機関の生徒・学生在籍者数の推移



(資料：津山市統計書)



基本方針

学生・生徒が安心して勉学に励めるよう、教育環境の向上に努めるとともに、地域社会の発展に資する人材の育成に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆津山市と大学・高専等との連携が図られている

満足度（平成27年度）

56.9点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆包括連携事業での取組事業数

美作学園・津山高専等と取り組んでいる事業数

現状値（平成26年度）

17事業

目標値（平成37年度）

30事業

施策の方向と主な取組

1 地域連携の推進

産・学・官・民の連携、公開講座や地域研究の取組など、地域社会の発展に貢献する教育機関としての機能を発揮できる環境の整備に努めます。

地域の歴史及び伝統を反映した個性ある教育や、高い専門性を持った人材育成を推進するため、関係機関への要請や私学との連携に努めます。

2 私学への支援

地域交流や知的資産の活用及び本市の知名度を向上させる取組により、本市のまちづくりに貢献する私学の活動に対して助成します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
2 次代を担う子どものために

2-4

家庭・地域の教育力の充実

現状と課題

家庭は、子どもが人生において最初に出会う社会です。教育の原点は家庭にあると言われるように、親の責任はとても重要です。親は、子どもを健全に育てるため、家庭教育力を高め、子どもに社会のルールやマナーなどを教えることが必要です。

しかし一方で、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などから、子育ての知識や知恵が受け継がれにくくなるとともに、孤立傾向により子育ての悩みや不安を抱える親も増えるなど、家庭教育が困難な時代と言われています。

家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校をはじめとする豊かなつながりのなかで家庭教育が行われるために、親に対する学習機会の提供や相談体制を充実させながら、親同士のネットワークの強化を図り、孤立感や負担感を軽減するなど、親を支援する取組を進める必要があります。

さらに、学校、家庭、地域を結ぶPTA活動の活性化や、地域社会の共有財産である学校、公民館などを核とした「学校支援地域本部事業」、「放課後子どもプラン推進事業」など、地域ボランティアの体制づくりや子どもの居場所づくりを進め、子どもたちが地域の人々と交流し、さまざまな体験活動に触れることができるよう、地域全体でサポートしていく取組が必要です。



学校支援ボランティア登録者数の推移



(資料：生涯学習課調べ)



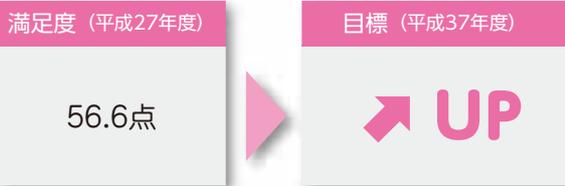
基本方針

親としての役割を学び、責任感と自覚を高める学習機会を提供し、親同士のつながりを育むとともに、学校、家庭、地域の連携をさらに進め、規範意識の向上など地域ぐるみで家庭・地域の教育力の向上に取り組めます。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆家庭と地域が連携して、子どもたちを育てる体制が整っている

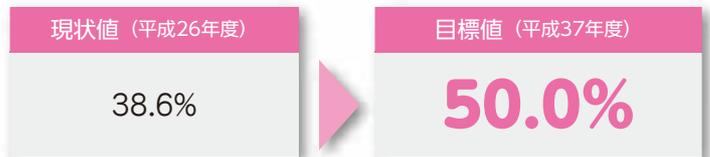


成果指標

- ◆学校支援ボランティア登録者数
学校支援ボランティア登録者数



- ◆授業以外で1日に30分以上読書をする児童(小6)の割合
児童(小6)の読書習慣の定着の割合



施策の方向と主な取組

1 家庭教育力の向上

子育てにおいて親や家庭教育の重要性について意識啓発を図るため、親が集まるさまざまな機会を捉え、生活リズムの確立、規範意識や道徳心の向上、家庭学習の必要性和習慣づけなど、家庭の役割の大切さを発信します。

また、子育ての悩みや不安の解消、親の人間関係づくりを進める講座や参加体験学習などを開催し、家庭教育力の向上を図ります。

2 地域教育力の向上

地域の人たちのボランティア活動により学校を支援する「学校支援地域本部事業」を市内全小中学校で実施するとともに、放課後や週末などに、地域住民の参画を得ながら「放課後こども教室」による子どもの居場所づくりを推進し、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりや、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを推進します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
2 次代を担う子どものために

2-5

青少年の健全育成

現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は、生活体験の不足、人間関係の希薄化や規範意識の低下、人や命の尊厳に対する感性の欠如、さらに、犯罪の低年齢化、SNS^(注)などメディアを使ったいじめ、ネットトラブル、不登校、ひきこもり、ニート^(注)など、複雑化・多様化しており、深刻な社会問題となっています。

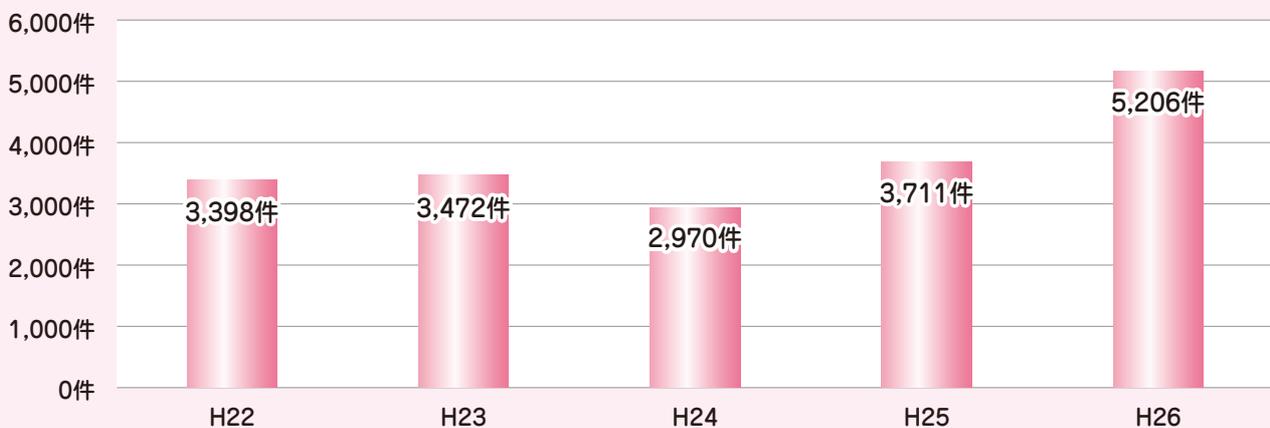
そのため、本市では「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的として、「街づくり人づくりクリーン作戦」、「津山っ子こころのふれあいトーク」などの事業を展開しています。

また、「教育相談センター鶴山塾^(注)」を中心とした相談体制を整備し、学校、青少年育成団体、関係機関はもとより、地域の人たちと連携・協働しながら青少年健全育成に取り組んでいます。

青少年期は、人間形成の基礎を培い、次代を担う責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けていく重要な時期です。青少年の健全育成のための市内関係団体とのネットワークを強化し、青少年の社会参加に向けた各種教育相談活動などの充実、個々に合った支援体制の整備・充実を図らなければなりません。



鶴山塾相談件数の推移



(資料：生涯学習課調べ)



基本方針

青少年がいいきと安全に安心して生活できる地域社会を構築するため、学校、家庭、地域、青少年育成団体、関係機関が連携を図り、地域全体で青少年の健全育成に取り組みます。

心豊かにたくましく未来を切り拓いていく青少年を育成するため、自主性や創造性を育てる活動や学習を充実させ、世代間の交流を通して地域の良さを学ぶ機会を提供します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆地域と家庭と学校が連携して、青少年の健全育成活動が実施されている

満足度（平成27年度）

54.9点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

- ◆街頭指導した青少年の人数

青少年育成センター指導員が、街頭指導した青少年の年間の延べ人数

現状値（平成26年度）

295人

目標値（平成37年度）

200人

施策の方向と主な取組

1 健全育成のための連携強化

学校、家庭、地域、青少年健全育成団体、関係機関と連携し、街頭指導活動やサマーナイトパトロール（夏休み中の深夜徘徊対策）などに取り組みます。

また、小中学校、高等学校生徒指導担当者との連携を密にし、学校における生徒指導などの側面的支援や、青少年の自主性や創造性を育てるための活動や学習を充実させます。

2 相談体制の充実

青少年が社会生活を円滑に営めるように支援するため、学校やスクールカウンセラー、ポポロつやま^(注)、進路先、関係諸機関とのネットワークを構築し、連携を強化します。

また、多様化、深刻化する相談内容に対応するために、教育相談センター鶴山塾、青少年育成センターなどの教育相談、助言、支援活動の充実や、個々に合った継続的な支援体制の整備・充実を図ります。

3 支援体制の整備と社会参加の促進

心豊かにたくましく未来を切り拓いていく青少年の育成や、若者の本市への移住・定住促進と社会活動の活性化を図るため、関係団体などとの連携を強化し、具体的な個別支援方を講じます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり 3 心も体も元気であるために

3-1

生涯学習の推進

現状と課題

生涯学習は、市民一人ひとりの生涯のあらゆる時期において、内面的な豊かさを増し、社会との関わりを通してまちづくりに結び付け、地域やまち全体の活力を生み出すものです。

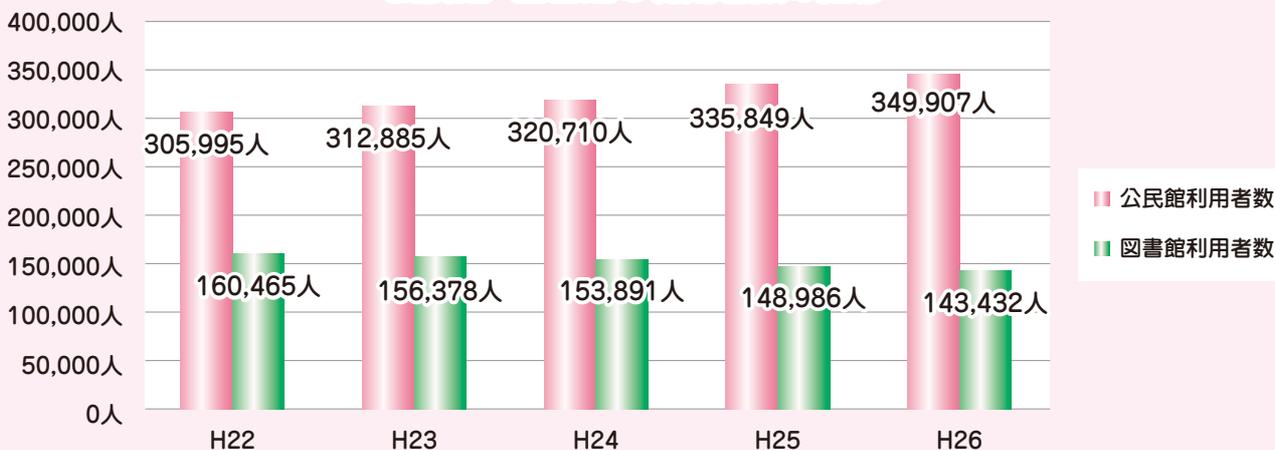
本市では、「津山市生涯学習推進計画」により、生涯学習推進体制の充実、学習情報や機会の提供、拠点施設の整備、学習成果の活用など、豊かな人間性を育む社会をめざし、生涯学習の推進を図っています。

特に、生涯学習の拠点施設である公民館は、市内全地域に整備し、市民の公民館運営への参画を積極的に進め、時代のニーズに合った魅力的な施設となるよう取組を行っています。

今後、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしながら、市民一人ひとりの自己実現を図るため、公民館の老朽化やバリアフリー化への対応、図書館など社会教育施設の機能の充実、持続可能な社会を支える人材の育成、学びの成果を地域へ循環・還元させる取組など、社会の変化に対応する生涯学習の推進が求められています。



公民館・図書館の利用者数の推移



(資料：生涯学習課・図書館調べ)



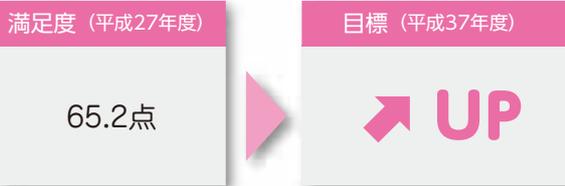
基本方針

市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するとともに、生涯学習環境の整備や機能の充実を図り、地域社会全体が元気で豊かになるよう、活動の成果を人づくり、まちづくりにつなげます。

将来の目標

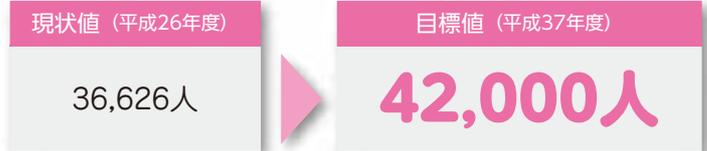
市民満足度指標

- ◆だれもが等しく学べるよう、図書館や公民館活動などが充実している



成果指標

- ◆公民館主催講座参加者数
公民館主催講座の参加者数



- ◆図書館資料貸出冊数
図書館の延べ貸出冊数



施策の方向と主な取組

1 生涯学習計画の推進

市民一人ひとりが自己の能力を高め、豊かで充実した人生を送るために、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができ、その成果が地域社会で活かされるよう、生涯学習を計画的に推進します。

2 生涯学習施設の整備と利活用促進

利用者や地域住民の意見などを反映させ、安全で利用しやすい生涯学習施設の整備を計画的に進め、それぞれの施設が持つ機能や役割が十分に発揮できるよう、有効な利活用を図ります。

また、市民の学習ニーズを把握し、各種講座やイベント開催など学習機会の提供に努めます。

3 図書館の充実

読書活動や学習を推進する情報サービスの拠点として図書館機能を強化し、地域の人々や関係団体との協働を進めながら読書環境の整備を図ります。

また、市立図書館の機能を活かした読書活動の推進を行い、本との出会いを促進するとともに、くらしと仕事に役立ち、地域の文化を育む魅力ある図書館をめざします。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
3 心も体も元気であるために

3-2

スポーツ活動の充実

現状と課題

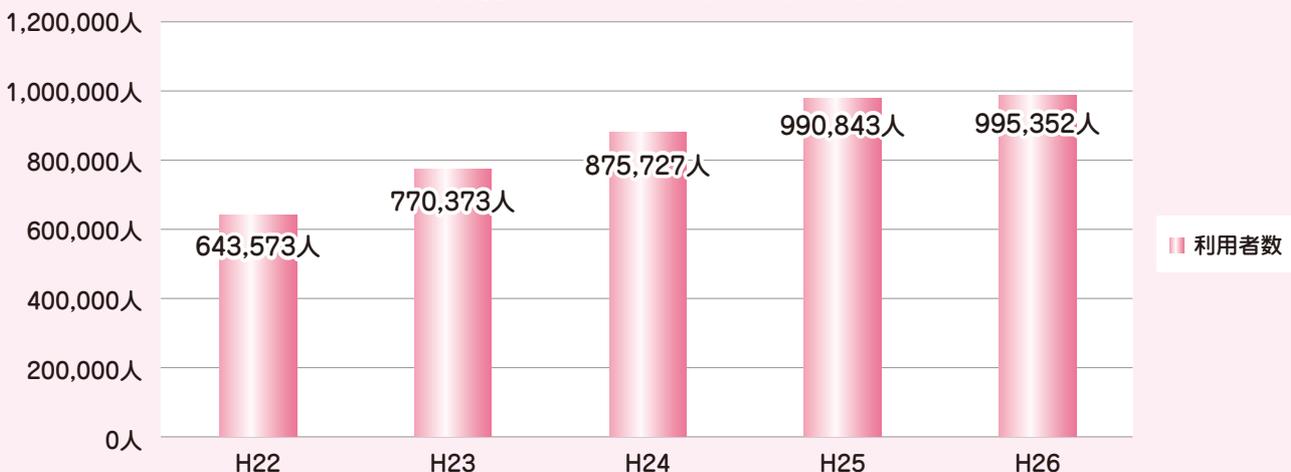
本市においては、昭和47年に「スポーツ振興都市宣言」を決議し、市民のだれもが生涯にわたり、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の提供と環境を整備してきました。

スポーツは、体を動かすことによる爽快感や達成感とともに、仲間づくりのほか、健康増進にもつながります。一方では、競技力の向上も求められており、若年層からスポーツ活動に取り組むことのできる環境を整備していくことが大切です。

今後は、スポーツ施設の老朽化への対応や、市民が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、スポーツ機会の提供への取組、スポーツ指導者の資質の向上や育成、競技力向上などの課題を関係団体と共有し、連携を強化することで、「参加するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」を総合的に推進していく必要があります。



社会体育施設の年間利用者数の推移



(資料：スポーツ課調べ)



基本方針

市民の健康づくりや体力づくりを推進し、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しめる環境づくりと競技力向上を図るとともに、「参加するスポーツ」「見るスポーツ」「ささえるスポーツ」を総合的に推進します。

将来の目標

市民満足度指標

◆市民がスポーツ活動を気軽に楽しむことができる

満足度（平成27年度）

60.4点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆社会体育施設の年間利用者数

社会体育施設を年間に利用する延べ人数

現状値（平成26年度）

995,352人

目標値（平成37年度）

1,100,000人

施策の方向と主な取組

1 生涯スポーツの振興

「津山市スポーツ振興基本計画」に基づき、市民が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、関係団体や地域、利用する市民や競技者が一体となって「参加するスポーツ」の機会を提供します。

また、「見るスポーツ」の啓発に努めるとともに、スポーツと観光・産業との連携を図り、交流人口の増加に取り組みます。

2 スポーツ環境の整備

既存施設の安全性・利便性の確保と、利用促進を図るとともに、関係機関・団体の意見も踏まえ、施設の計画的な整備充実に努めます。

3 競技力の向上

競技力向上の環境を整えるために、関係機関・団体との連携に努めながら、専門性を高める指導者研修会を開催し、教育的な観点を持ったスポーツ指導者の資質の向上と活用を図ります。

また、優秀な選手の育成を促進するため、全国大会に出場する選手を激励・顕彰することで、さらなる競技力の向上を支えます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり 3 心も体も元気であるために

3-3

芸術・文化活動の充実

現状と課題

芸術・文化活動は、楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会や経済に活力を与える力を持っています。

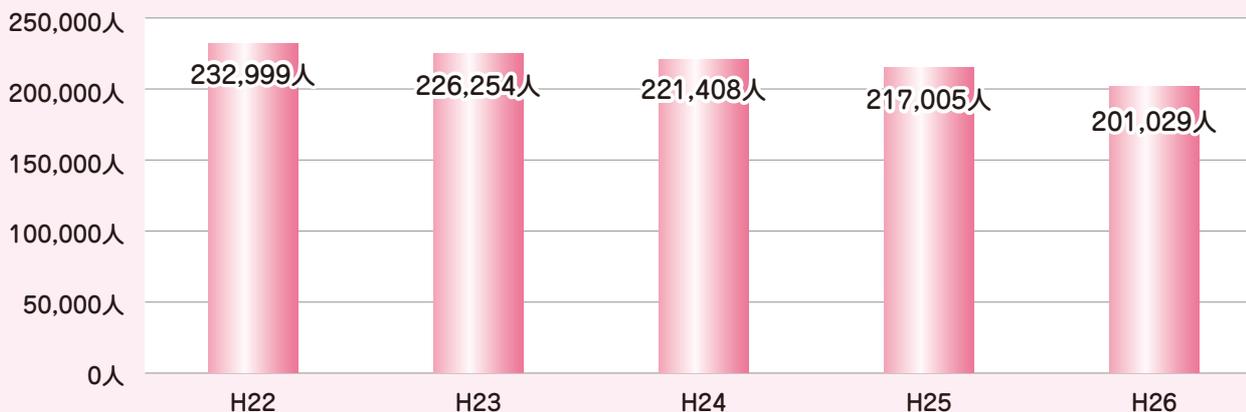
本市では、従来から市民の自主的な芸術・文化活動が活発であり、「津山国際総合音楽祭」や「俳人西東三鬼顕彰事業」など、芸術・文化の鑑賞や発表機会の充実、市民の多様で幅広い活動の支援に努めています。また近年は、優秀な美術や芸術作品を身近に触れる機会の充実や、芸術・文化の拠点整備が求められています。

市民の多彩な芸術・文化活動を促進し、幅広い世代の市民参加と交流を図るとともに、地域が育んできた豊かな伝統文化を次世代に継承することや、独創性のある新たな芸術・文化の創造が求められています。



津山国際総合音楽祭

文化ホール施設の利用者数の推移



※文化ホール施設:津山文化センター・加茂町文化センター・勝北文化センター・ベルフォーレ津山・文化展示ホール (資料:文化課調べ)



基本方針

自由で活発な芸術・文化活動を支援するため、市民の鑑賞・発表機会の充実や、芸術・文化事業の実施及び施設整備に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆講演会やコンサート、展覧会などの芸術文化活動が行われている

満足度（平成27年度）

59.7点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆文化ホール施設利用者数

文化ホール施設を年間に利用する延べ人数

現状値（平成26年度）

201,029人

目標値（平成37年度）

230,000人

施策の方向と主な取組

1 市民文化の創造と継承

芸術・文化の鑑賞及び発表機会の充実、市民の創造的な芸術・文化活動の支援、人材・団体の育成強化を図ります。

また、将来の津山市を担う子どもたちの豊かな感性の醸成や育成、若者の文化活動の活性化を図るため、身近に芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。

2 芸術・文化環境の整備

各文化施設の規模や機能に応じた活用を図り、優秀な芸術・文化活動の鑑賞機会の提供や、美術館機能を備えた拠点施設などの整備・充実を図ります。

また、既存施設を活用した郷土学習を展開し、学校や地域のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
3 心も体も元気であるために

3-4

国際交流・地域間交流の推進

現状と課題

本市では、市民生活の場において国際化が進み、海外留学生など外国人にも暮らしやすい地域づくりが必要となっています。

また、都市間の交流においては、人的・文化的交流を通じて、友好と連携を深め、相互の活力の創出を図ることが求められています。

本市は、友好交流都市であるサンタフェ市（アメリカ）・島根県出雲市・長崎県諫早市や姉妹都市である沖縄県宮古島市などと、青少年の健全育成、スポーツ、教育、文化、経済など幅広い分野で市民同士の交流や行政交流を進めてきましたが、より一層の連携の促進が必要となっています。

今後とも友好親善をさらに深め、文化や生活習慣の違いを互いに理解し、外国人旅行者や他地域から訪れた人たちを受け入れるための市民意識を高めていくとともに、広い視野を持ったグローバルな人材の育成が求められています。



国際交流サポートネット登録者数の推移



(資料：協働推進室調べ)



基本方針

国際交流活動を通じ、多文化共生の意識啓発や国際親善の推進、グローバル人材^(注)の育成を図ります。

友好交流都市などとの交流活動を推進し、本市の魅力再発見による地域活動の活性化とさらなる情報発信に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆外国や市外他地域の人たちとの友好交流が図られている

満足度 (平成27年度)

50.5点

目標 (平成37年度)

↑ UP

成果指標

- ◆国際交流サポートネット登録者数

通訳、生活支援など各分野で外国人をサポートするための登録者の数

現状値 (平成26年度)

62人

目標値 (平成37年度)

80人

施策の方向と主な取組

1 国際交流の推進

海外友好交流都市であるサンタフェ市との交流などを通じて市民の国際意識の向上を図り、ホストファミリー^(注)や通訳、日本語教室の開催など外国人が生活するための支援体制を充実し、外国人が暮らしやすい地域づくりやグローバル人材の育成をめざします。

2 地域間交流の推進

姉妹都市や友好都市などとの人的・文化的交流を通じて友好交流を深め、異なる歴史文化と価値観を認め合い、相互のまちにおける活力創出や民間交流の支援を推進します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
4 歴史・文化を守り伝えるために

4-1

歴史文化の継承と文化財の保存・活用

現状と課題

本市は、古代から近世に至るまで、各時代の主要施設が置かれ、一貫して美作の政治・経済・文化の中心を担ってきました。歴史的な風情、情緒、たたずまいは、美作国誕生から連綿と受け継がれ、創造されてきた歴史的な建造物、そこを舞台とした人々の暮らし、そこで育まれてきた伝統的な工芸などにより形成されています。

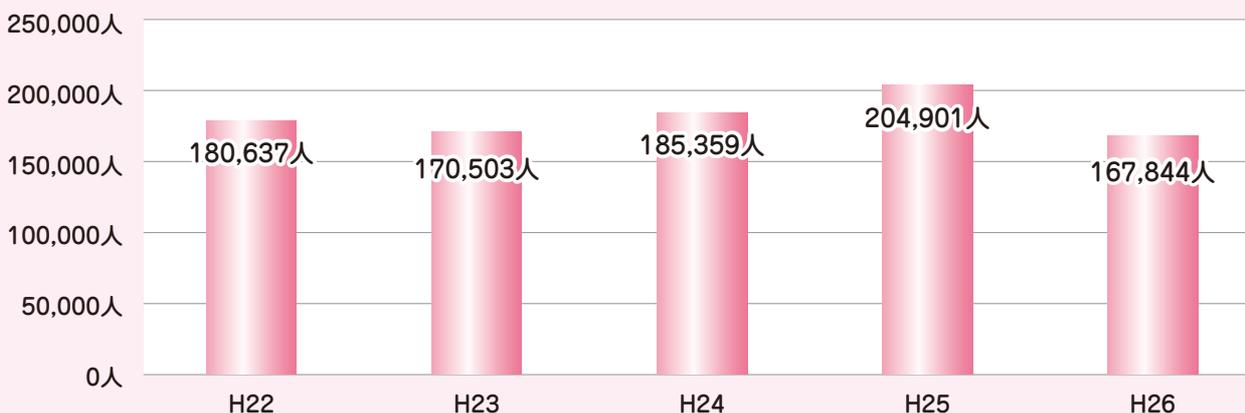
しかし、急速な都市化の進行や高齢化により、これらの歴史文化をいかに後世まで保存・継承していくかが、市民に課せられた責務であり、大きな課題となっています。そして、ふるさと津山をかけがえのないものと感じ、その魅力を全国に発信しながら、潤いのある豊かな文化都市を創りあげていくことが求められています。

このため、地域に受け継がれてきた伝統文化、工芸技術などの保存継承を図るとともに、郷土博物館・洋学資料館・弥生の里文化財センターなどでの資料の収集や調査、研究を進め、その成果を広く一般に公開していく必要があります。

また、本市のまちづくりの礎となった津山城跡をはじめ、市民の憩いの場ともなっている衆楽園、古代美作の重要遺跡である美作国分寺跡、重要伝統的建造物群保存地区^(注)に選定された城東の町並み、中世山城跡、数多くの社寺建築など貴重な文化財の保存・整備に取り組むとともに、津山の歴史をまとめた新しい津山市史の刊行も重要な課題となっています。



歴史文化施設の利用者数の推移



※歴史文化施設：郷土博物館・洋学資料館・文化財センター・歴史民俗資料館・津山城跡（資料：文化課調べ）



基本方針

ふるさと津山に誇りと愛着を持てるよう、地域で守り伝えられてきた有形・無形の伝統文化の調査研究を進め、一体的かつ総合的な保存・活用の推進と整備を図り、次代に継承していきます。

文化財の保存管理に努め、各種調査成果を積極的に公開し、広く活用できる環境を整え、文化財を活かしたまちづくりを推進します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆文化財や伝統文化を保護・継承し、保存・活用できている

満足度（平成27年度）

61.7点

目標（平成37年度）

 UP

成果指標

- ◆歴史文化施設の利用者数

歴史文化施設を利用する年間延べ利用者数

現状値（平成26年度）

167,844人

目標値（平成37年度）

250,000人

- ◆収蔵資料の数

各施設での歴史収蔵資料の総数

現状値（平成26年度）

82,602点

目標値（平成37年度）

150,000点

施策の方向と主な取組

1 文化財の保存

国・県・市指定文化財を後世に継承するため保存、整備を図るとともに、新たな文化財の調査研究、指定や登録を推進し保護に努めます。

2 文化財の活用

郷土の歴史や文化を理解するうえで、市民共有の財産である文化財に、幅広く市民に関心を持ってもらい、親しむことができるよう、調査成果などの公表に努め、学習の場、市民の憩いの場、観光資源として広く活用できる整備に努めます。

3 郷土史学習の推進

各種講演会などの開催や学芸員の講師派遣を積極的に進めます。また、学校との連携により、郷土の先人に学ぶ郷土史学習を推進します。

また、新市の歴史をまとめた市史を作成し、郷土の歴史と文化の継承を図ります。







開花プログラム

II

健やかで安心できる 支え合いのまちづくり

- ❶ 誰もが健康で暮らせるために
- ❷ 支え合いのまちをつくるために
- ❸ 市民が主役のまちをつくるために

第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

1 誰もが健康で暮らせるために

1-1

医療体制の充実

現状と課題

高齢化の進行や食習慣の変化、精神的ストレスの増加などにより、地域医療に対するニーズは、増大しており、安心で良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備、充実が求められています。

また、医療や介護を必要とする高齢者などは、今後、ますます増加していくため、現行の医療・介護サービスの提供体制のままでは、充分対応できないと見込まれており、在宅医療・介護連携の推進・強化が必要とされています。

本市では、市民が安心して診療を受けられるよう、地域の初期治療を担う「かかりつけ医」の普及を図りながら、突然の発症に対しては、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制を整備しています。

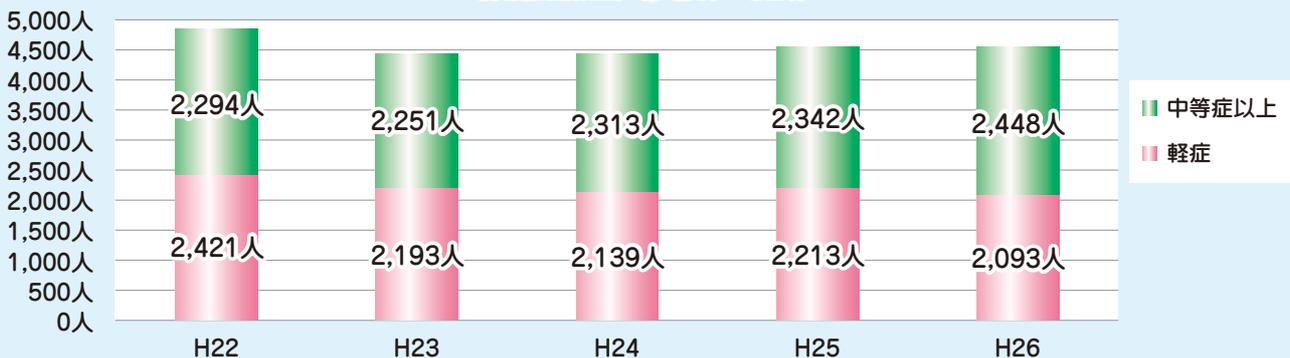
しかし、現在の医療体制を充実・維持していくうえで、医師の高齢化や看護師の不足などの課題も抱えています。

今後、先進医療の活用や在宅医療などの医療機能の一層の充実を図るとともに、救急医療の適正な利用の啓発や医師などの人材の確保によって、より充実した医療体制を強化していく必要があります。

歯科診療については、休日救急診療のほか、障害者診療や在宅訪問歯科診療などを、より充実していく必要があります。



救急搬送人員数の推移



(資料：津山圏域消防組合調べ)



基本方針

地域医療に対する多様なニーズを的確にとらえ、市民一人ひとりがきめ細かな医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実及び医療機関相互の機能分担と連携強化に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆安心の医療体制が整っている

満足度（平成27年度）

58.7点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆救急搬送のうち、軽症者の割合

救急搬送人員数のうち、軽症者の占める割合

現状値（平成26年度）

46.1%

目標値（平成37年度）

40.0%

施策の方向と主な取組

1 地域医療体制の充実

地域で初期治療を担う「かかりつけ医」の市民への普及を図ります。

また、医師や看護師などの人材確保や在宅医療の推進、先進医療に取り組む事業者への支援など、医療機能の一層の充実や医療連携の強化に努め、より良質・高度な医療サービスを提供できるよう、県、関係市町村、医療機関などと連携して、医療体制の充実を図ります。

2 救急医療体制の充実

緊急度・重症度に応じて、救急患者が迅速かつ適切に診療を受けることができるよう、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制と休日における歯科救急医療体制の一層の充実に努めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

1 誰もが健康で暮らせるために

1-2

健康づくりの推進

現状と課題

近年、医学の発展と医療技術の進歩、医療サービス水準の向上、病院や診療所などの医療施設の増加、食事と栄養の改善、生活水準の向上などにより、急速な寿命延伸が進み、我が国は、世界有数の長寿国になりました。

一方で、生活習慣や社会環境の変化、高齢化の進行に伴い、生活習慣病やうつ病などの精神疾患、認知症などの増加が社会課題となっています。

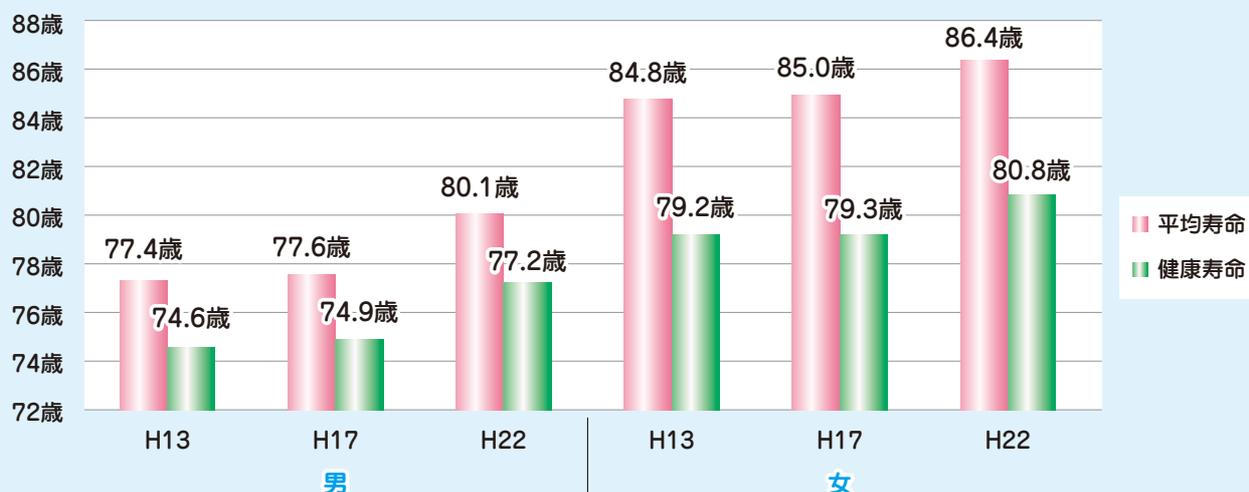
本市では、「第2次健康つやま21」を策定し、望ましい生活習慣を身につけて、いきいきと生活することができるよう、「からだの健康づくり」や命を大切に、こころ豊かに生活できるよう、「こころの健康づくり」に取り組んでいます。

今後も、健康寿命の延伸をめざし、個人の自主的で主体的な取組と地域社会全体の支援により、生涯を通じた「からだこころの健康づくり」を推進することが求められています。

また、食育の推進により、生活習慣病の予防や改善、バランスのとれた健全な食生活を実現し、健康の保持・増進を図ることが必要です。



市民の平均寿命と健康寿命の推移



(資料：岡山県衛生統計年報、健康増進課調べ)



基本方針

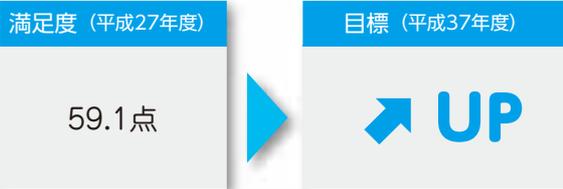
市民の自主的かつ主体的な疾病予防などへの取組と地域社会全体の支援により、健康寿命の延伸を図り、生涯を通じた「からだところの健康づくり」を推進します。

健全な食生活の実現に向けた食育の推進を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

◆「からだところの健康づくり」が推進できている



成果指標

◆健康寿命

認知症や寝たきりなどにならない状態で、自立して健康に生活できる期間



施策の方向と主な取組

1 健康づくりと疾病予防の推進

生涯を通じて健やかに暮らせるよう、生活習慣の改善、疾病予防、早期発見・治療をめざし、健康診査、予防接種などの「からだの健康づくり」の充実に取り組めます。

また、市民が命を大切と感じ、いきいきと自分らしく生活できるよう、「こころの健康づくり」に取り組めます。

2 健康づくり推進体制の充実

市民一人ひとりが、主体的に取り組めるよう、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

また、愛育委員・栄養委員などの健康ボランティアの育成と連携強化を図ります。

3 食育の推進

生活習慣病予防や健全な食生活の実現に向け、家庭、地域、教育現場、生産者などと連携を図りながら、個人や家庭における食育の推進を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

2 支え合いのまちをつくるために

2-1

地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、核家族化などにより、家庭や地域のつながりが希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足が指摘されています。

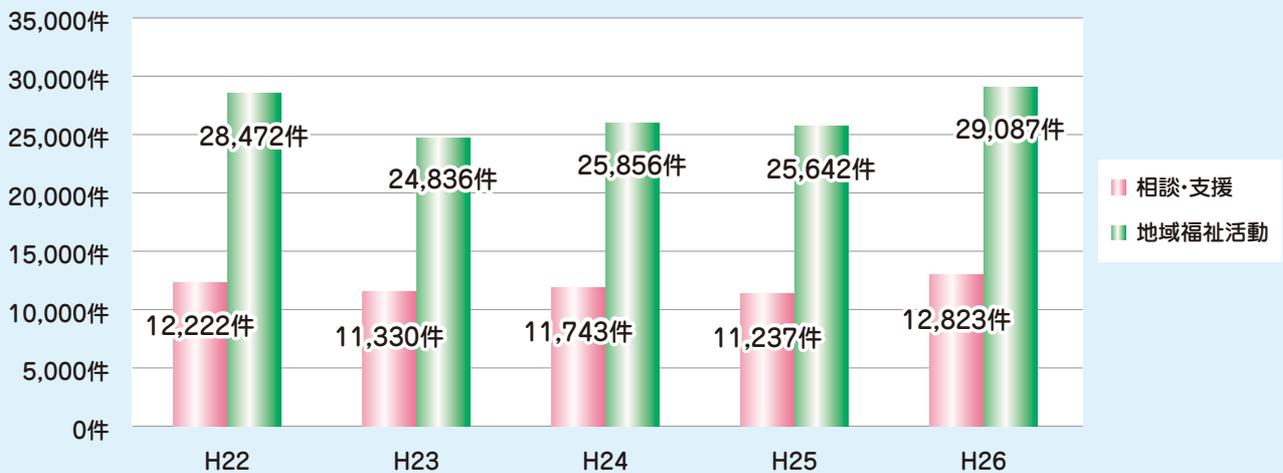
困った時に相談する相手がない人や、助けが必要な状態にあることが把握されていない人を支えるためのしくみづくりが求められています。

支援を必要としている人が地域のなかで安心して生活できるよう、本市は地域福祉計画を策定し、行政と市民が協力して見守り・助け合いなどを計画的に推進してきました。

災害時の要支援者への対応、健康づくりの取組、子育ての支援など、公的サービスだけでは対応が困難な課題が増加するなか、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ、NPO^(注) などボランティア、関係団体などとの協働により、すべての人が支え合いながら、自立し安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。



民生委員・児童委員の相談・支援、活動件数の推移



(資料：生活福祉課調べ)



基本方針

身近な住民同士の思いやり・助け合いや福祉に対する関心を高め、地域福祉活動への積極的な参画を促し、高齢者・障害者など市民のだれもが、住み慣れた地域で支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆地域の住民が互いに助け合い、安心して暮らすことができている

満足度（平成27年度）

59.7点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

- ◆避難行動要支援者名簿登録者数

避難に支援を要する人のうち、平常時から関係支援者への情報提供に同意した登録者数

現状値（平成26年度）

551人

目標値（平成37年度）

1,300人

- ◆福祉避難所の協定数

災害時に、健康面での配慮が必要な避難者を受け入れる施設数

現状値（平成26年度）

16施設

目標値（平成37年度）

25施設

施策の方向と主な取組

1 地域福祉活動の推進

地域福祉に対する市民意識を高めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療関係者、各種福祉団体などと協働して地域福祉活動を充実することにより、市民一人ひとりが尊重し合い支え合えるまちづくりを実現します。

高齢者、障害者、子育て世帯など支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズの発見から早期支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2 安全・安心なまちづくりの推進

災害発生時に自ら避難することが著しく困難な高齢者や障害者などを支援するため、避難行動要支援者名簿を整備し、地域で民生委員や自主防災組織などが中心となって、平常時から支え合う体制づくりを進めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

2 支え合いのまちをつくるために

2-2

高齢者福祉の充実

現状と課題

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、高齢化率は26%を超え、10年後の平成37年には30.3%に達すると見込まれています。

本市においては、平成28年2月現在28.6%であり、全国及び県平均を上回っています。

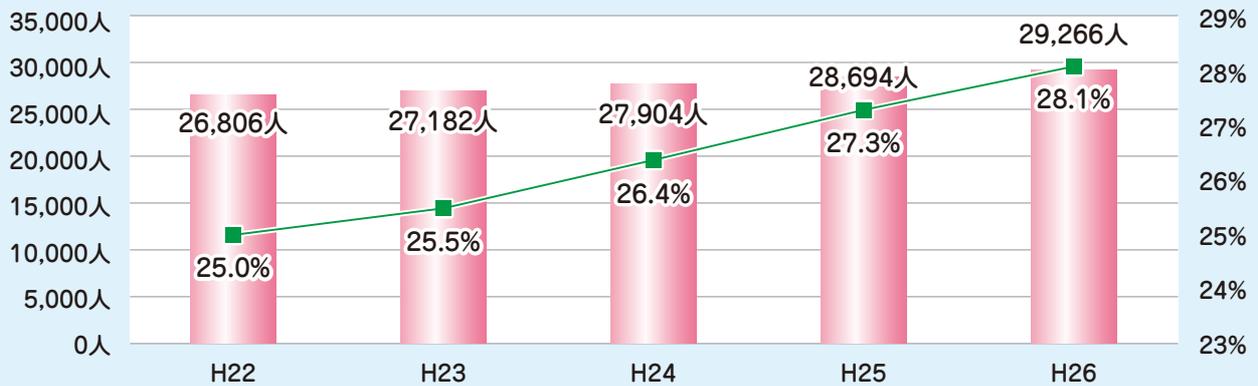
近い将来、高齢者人口は減少に転じることになりますが、それ以上に速いペースで子どもや働き盛り世代の人口が減少するため、当面、高齢化率は上昇し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増加を続けると見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域で支え合うしくみを整えるとともに、高齢者が健康に暮らし、生きがいを持って活躍できる環境をつくる必要があります。

また、高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、それぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスを選択して利用できるようにするとともに、急性期医療から在宅介護までの一連のサービスを総合的に確保する必要があります。



高齢者人口と高齢化率の推移



(資料：住民基本台帳)



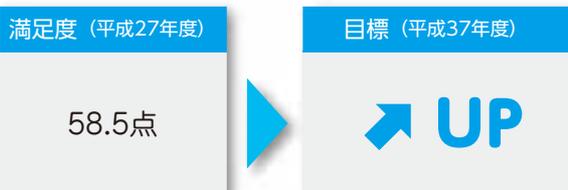
基本方針

高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防及び生活支援が包括的に提供されるしくみや、地域全体で支え合うしくみの構築、在宅医療と介護の連携など、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆高齢になっても介護サービスなどを利用して、住み慣れた地域で暮らし続けることができる



成果指標

- ◆小地域ケア会議の設置数

連合町内会の支部単位で、地域住民が専門職や行政などとともに、地域課題を検討し解決するための協議の場の設置数



- ◆元気な高齢者の割合

高齢者のうち要介護認定を受けていない人の比率



施策の方向と主な取組

1 地域支援事業の推進

高齢者を地域全体で支え合えることができるよう、小地域ケア会議の設置、認知症施策の推進、生活支援サービスなどに取り組むほか、より必要性が高まる総合相談や権利擁護などに対応するため地域包括支援センター^(注)の充実強化を図ります。

在宅医療・介護連携の推進が地域支援事業に追加されたことから、医師会など関係機関と緊密に連携して在宅医療・介護連携の支援窓口を設置し、体制を整備します。

平成29年4月から導入する新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、既存のサービス利用者や事業者など関係者から理解を得て、円滑に事業移行を図るほか、「めざせ元気!!こけないからだ講座^(注)」などの普及拡大により、地域ぐるみの介護予防活動を進めます。



2 介護保険事業の推進

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自立した生活が継続できるよう、介護サービス提供基盤の計画的整備、事業者への情報提供・実地指導などを通じ、介護サービスの充実と質の向上を図ります。

また、介護保険事業者連絡協議会の運営に協力し、介護人材の育成を目的とした研修会などを開催します。

3 高齢者が活躍できる環境づくりの推進

高齢者の就労促進や仲間づくり・健康づくりなど、生活を豊かにする活動を支援し、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

4 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となり、支援を要する高齢者が急速に増加する平成37年(2025年)までに、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供するシステムの構築をめざし、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、地域住民が協働して、支援が必要な高齢者を身近な地域で支えるしくみをつくります。

地域住民が、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、介護・医療の専門職や事業者などとともに、地域課題の把握・解決を図る場である小地域ケア会議を市内全域で開催します。



老人クラブによる
健康づくり・介護予防研修会



いきいき健康教室



グラウンドゴルフ大会



老人クラブ津山支部による
鶴山公園清掃奉仕作業



第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

2 支え合いのまちをつくるために

2-3

障害者福祉の充実

現状と課題

本市においては、身体障害者手帳を所持する人は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持する人は増加しています。

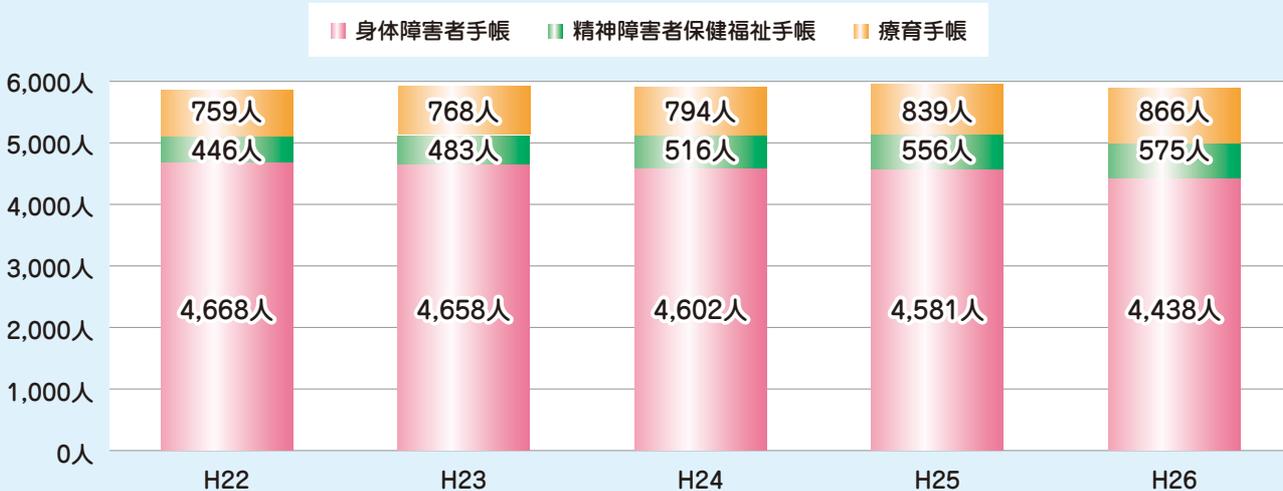
障害福祉サービスの利用については、各手帳所持者と発達障害の人に加え、難病の人にも拡大され、利用者数は年々増加傾向にあります。

障害福祉サービスの実施にあたっては、障害のある人の生活やニーズの多様化・複雑化とともに、障害の有無にかかわらず、地域の人たちの理解と協力を支えに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、居宅介護や生活介護などの生活支援に加え、日中活動の場の確保や、居場所、就労先の確保など、さらなる支援体制の充実が求められています。

また、育児相談や児童相談などを通じ、子どもの心身の発達状況に応じて医療機関や療育機関に引き継ぐなど、障害の早期発見、早期療育を実施していますが、これらに加え、子どもの接し方に悩む保護者の障害への理解の促進や、子どもの成長に応じた支援の充実も求められています。



身体障害者手帳等所有者数の推移



(資料：障害福祉課調べ)



基本方針

障害者が、住み慣れた地域社会と関わりながら、自らの能力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、心身の状態に応じた福祉サービスや地域生活支援事業の充実、就労の場の確保に努めます。

障害者の人格と個性を尊重し、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆障害者支援サービスなど、障害者福祉が充実している

満足度（平成27年度）

59.1点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆訪問・日中活動系サービスの実利用者数

障害者の地域社会における自立した生活を支援するサービスの実利用者数

現状値（平成26年度）

812人
（9月分実績）

目標値（平成37年度）

950人
（9月分実績）

◆地域生活支援拠点・体制の整備数

障害者が地域生活へ移行するための相談や、緊急時の受け入れを行う拠点・体制の整備数

現状値（平成26年度）

未整備

目標値（平成37年度）

2ヶ所以上の整備

施策の方向と主な取組

1 障害者総合支援法への対応とサービスの拡充

国において定期的に見直される障害福祉サービスなどについて、障害のある人の現状やニーズを踏まえた計画を策定し、本市における施策の方向性や見込み量を示します。

この計画に従い、地域の実情や、必要とされる支援の程度に応じた利用者本位のサービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

2 相談支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、障害者や家族からの相談、自立に向けた一人ぐらし体験などの機会の提供、緊急時の受け入れや専門的人材の確保・養成など、さまざまな支援が必要です。

これらの支援の中心となる役割を担う地域生活支援拠点・体制を整備するとともに、障害福祉サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の質の向上と、相談支援体制の充実に努めます。

3 就労の場の確保などによる自立支援

障害者の経済面における自立を促進するため、就労の機会の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練などの支援を行う就労系サービス事業所を確保するとともに、障害者就労施設などからの物品調達を促進します。



低所得者福祉の充実

現状と課題

厳しい社会情勢により、非正規雇用労働者や長期失業者が増加し、また、家族や地域社会とのつながりが希薄化しているため、社会的に孤立する人が増加しています。こうした背景から、いったん生活保護を受けると脱却が困難で、貧困や格差の拡大が固定化する傾向にあります。

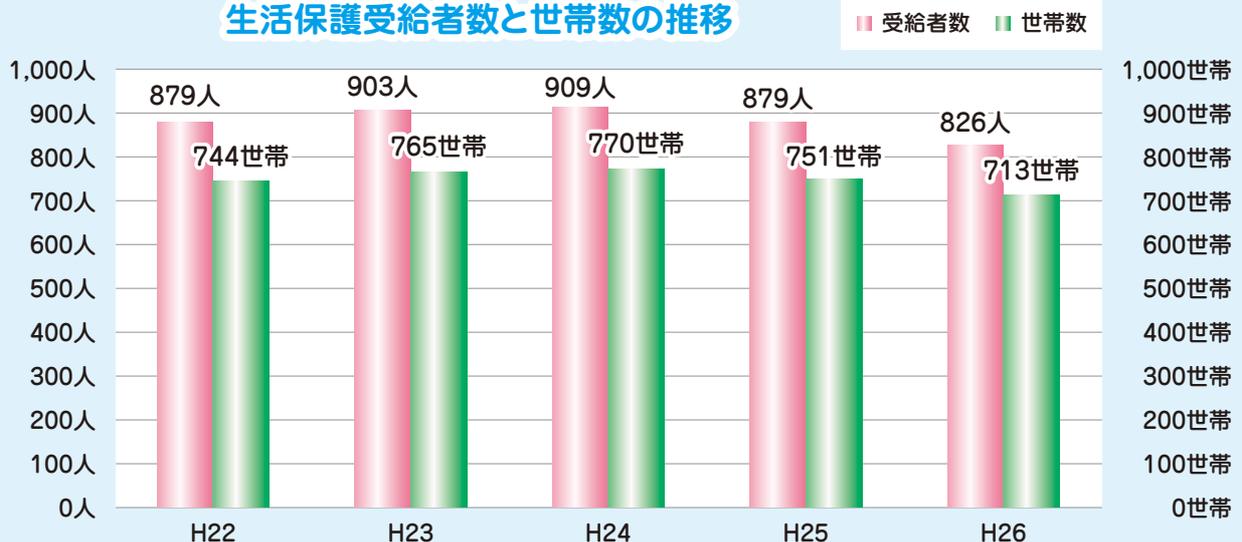
特に、生活面において社会的・経済的影響を受けやすい低所得者層の生活の安定を図るためには、重層的なセーフティネット^(注)と、雇用・就労対策の充実が必要です。

本市の生活保護の状況は、平成24年度以降微減傾向にあるものの、被保護者の受給期間は長期化する傾向にあることから、被保護者の能力・状況に応じた集中的かつ切れ目のない自立支援体制の強化が必要です。

また、本市では生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を支援するため、平成27年4月に、自立相談支援センターを開設し、生活困窮者の支援にあたっており、引き続き、関係機関と連携して地域の支援体制を構築し、自立の促進に向けた包括的な取組が求められています。



生活保護受給者数と世帯数の推移



(資料：生活福祉課調べ)



基本方針

低所得者や生活に困窮した人が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、適切な支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、自立を阻害する要因の把握に努め、個々の状況に応じた支援を行います。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆生活に困った時、相談したり、自立を支援する体制が整っている

満足度（平成27年度）

53.7点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

- ◆支援を受け就労した世帯数

就労により収入増や自立することができた生活保護・生活困窮者の世帯数

現状値（平成26年度）

27世帯/年

目標値（平成37年度）

50世帯/年

施策の方向と主な取組

1 生活保護制度の適正運用

被保護世帯に対して、生活状況や身体状況を把握し、適切な支援を通じ制度の適正な運用を進めるとともに、必要に応じて就労支援プログラムを策定し、指導・助言を行いながら、自立の促進に努めます。

2 生活の安定と自立支援の促進

多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るため、具体的なプランを作成し、生活の安定や自立に向けた支援などを継続的に行う自立相談支援センターを中心に、関係機関と連携して支援に努めます。

第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

2 支え合いのまちをつくるために

2-5

国民健康保険事業の充実強化

現状と課題

国民健康保険制度は、国民皆保険を担う公的医療保険制度として、地域住民の医療確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきました。

しかし近年、国民健康保険の財政運営は、保険料負担能力が低い低所得者層の増加や、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加による医療費の膨張など、非常に厳しくなっています。

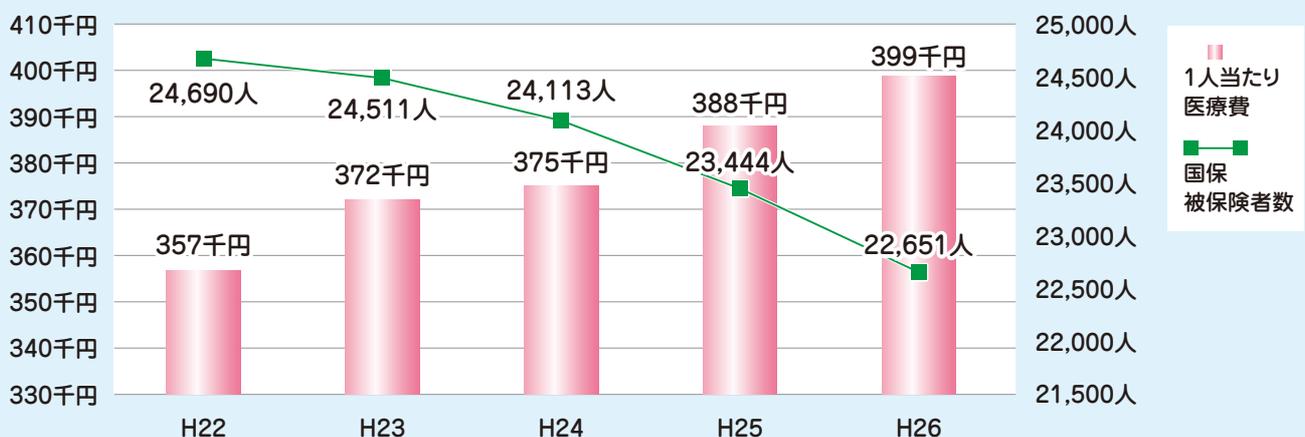
平成30年度以降は、国民健康保険制度改革により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになり、都道府県と市町村の役割分担が見直されるなど、取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

このような状況のもと、特定健康診査・特定保健指導などに引き続き積極的に取り組み、医療費の適正化を図りつつ、保険料の収納率向上に努め、今後予定されている制度改革の動向なども踏まえながら、国民健康保険事業の運営を安定的に行っていく必要があります。



特定健診における血液検査

国民健康保険 被保険者数・一人当たり医療費の推移



(資料：保険年金課調べ)



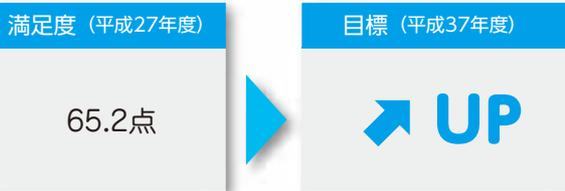
基本方針

特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病対策など被保険者の健康づくりに積極的に取り組み、医療費の適正化を図るとともに、保険料の収納率向上に努め、安定した国民健康保険事業の運営に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆国民健康保険事業の健診と健康指導が充実している



成果指標

◆特定健康診査・保健指導の受診率

特定健康診査・保健指導対象者に対する受診者の割合



◆ジェネリック医薬品^(注)の利用率

薬剤総量に対するジェネリック医薬品の割合



施策の方向と主な取組

1 国民健康保険事業の安定運営

国民健康保険事業の健全な運営を図り、安心して受診できるよう、市民への保険制度の周知に取り組むとともに、保険料の適正賦課と収納率向上や、ジェネリック医薬品の利用率向上などによる医療費の適正化に取り組めます。

2 疾病予防に向けた特定健診・特定保健指導と重症化予防事業の推進

被保険者の健康づくりを図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に、疾病予防事業などに取り組めます。

特に、生活習慣病を予防するために実施する特定健診の受診率向上に努め、受診者の早期治療、早期指導につなげます。

特定健診受診者のうち生活習慣病発症のリスクがあり、医師などの指導により維持・改善できる者を対象として実施する特定保健指導の利用率を向上させることにより、重症化の予防を図ります。

生活習慣病のなかでも、被保険者の生活や医療費への負担が大きい糖尿病性腎症など生活習慣病の重症化を予防することにより、被保険者の生活の質の向上と医療費の抑制を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

2 支え合いのまちをつくるために

2-6

人権尊重・平和施策の推進と 男女共同参画社会の実現

現状と課題

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現をめざしてきました。

しかし近年、児童や高齢者への虐待、DV^(注)などの問題が深刻化するとともに、SNS^(注)などICT^(注)の普及による、いじめやプライバシーの侵害など新たな人権問題が生じています。

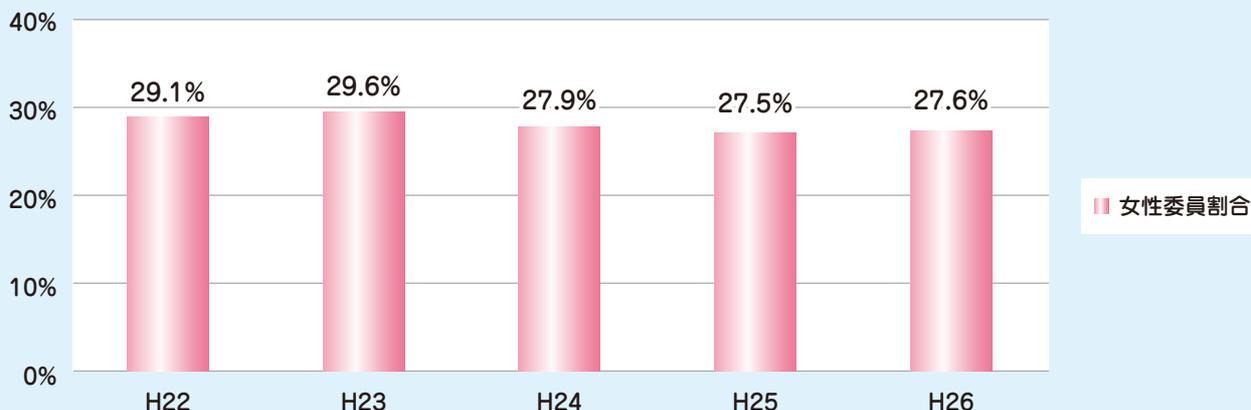
また、市民団体と協働・連携し、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に取り組んでいます。

戦後70年を経て戦争の記憶は風化しつつありますが、戦争の悲惨さと平和の大切さは、今後とも後世に伝えていく必要があります。

本市は、男女平等に向けたさまざまな取組を進めるため、平成11年に男女共同参画センター「さん・さん」を設置し、男女共同参画施策を進めてきました。これからも、男女がともに対等な立場で各分野に参画でき、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、安心して子育てや介護ができる社会を築いていくことが必要です。



審議会などの女性委員割合の推移



(資料：人権啓発課調べ)



基本方針

すべての市民の人権が尊重されるよう、人権教育・人権啓発を推進し、平等で明るく幸せに生活できる社会を築きます。

男女共同参画意識の醸成と環境づくりを推進し、男女の性差を認め合い個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

将来の目標

市民満足度指標

◆一人ひとりの人権が尊重されている

満足度（平成27年度）

60.8点

目標（平成37年度）

UP

◆社会的に男女の格差がなくなり、男女共同参画が進展している

満足度（平成27年度）

56.9点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆審議会などの女性委員の割合

政策・方針決定過程への女性参画の割合

現状値（平成26年度）

27.6%

目標値（平成37年度）

40.0%

施策の方向と主な取組

1 人権啓発・人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権についての正しい理解と認識を深め、お互いを尊重することのできる社会を形成するため、人権教育・人権啓発施策を推進し、人権意識の高揚を図ります。

2 平和意識の啓発

戦争の悲惨さを後世に伝え、平和の尊さを訴えるため、市民団体と協働で各種啓発活動を行い、市民の平和意識の高揚を図ります。

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女ともにあらゆる分野において参画することが可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、事業者や市民団体と連携し、男女共同参画の促進を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムⅡ 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

3 市民が主役のまちをつくるために

3-1

地域活動の推進と地域力の強化

現状と課題

本市では、それぞれの地域において、市民の連帯意識や助け合い・支え合いの精神により、町内会を始めとする地域コミュニティが形成され、福祉・防災・スポーツなどさまざまな活動が行われてきました。

しかし、少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や生活様式の多様化などにより、地域活動への市民参加が減少し、地縁的なつながりが希薄になりつつあります。

一方で、高齢者世帯が増加するなか、家族に代わる見守りや災害時に備えた対策など市民と行政が協働して取り組む必要があり、地域で暮らす市民が安心して快適に暮らせるよう、町内会などのコミュニティ活動を推進し、市民相互の連携を深めて活力ある地域をつくることが求められています。

また、合併した周辺地域や中心市街地などにおいては、急速に人口減少・高齢化が進んでおり、コミュニティ活動の推進とともに、他地域からの人材支援や埋もれた地域資源を活用したまちづくりが求められています。

今後は、生活環境やコミュニティ、地域活動の場を維持するための拠点づくりを進め、地域での支え合いのシステムを構築していくことが必要です。

阿波地区で自主運営されるガソリンスタンド



住民自治協議会設置数の推移



(資料：協働推進室調べ)



基本方針

町内会活動などのコミュニティ活動を推進するとともに、地域コミュニティの活動拠点となる町内集会施設の整備に努めます。

地域における活動や課題解決に、地域住民が主体的に参画できる取組を進めます。そのため、市民活動や住民自治協議会の活動への支援を行い、市民と協働しながら地域力の強化を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

◆町内会活動など地域活動の充実が図られている



◆地域の担い手育成が進み、地域の支え合いなど、地域力の強化が進んでいる



成果指標

◆住民自治協議会設置数

概ね小学校区や連合町内会支部を単位とした地域の住民自治協議会の設置数



施策の方向と主な取組

1 コミュニティ活動の推進

地域の諸活動や課題解決に対処するため、町内会などのコミュニティ活動を推進するとともに、地域コミュニティの活動拠点となる町内集会施設の整備に努めます。

2 市民活動の支援

市民自らが課題解決に向けての取組を促進するために提案型事業を実施するとともに、市民活動を支援するための相談や調整などの取組を推進します。

3 住民自治協議会の支援

地域の課題解決に向けて、地域住民が自ら設置する住民自治協議会の設立や地域と学校が連携した取組、地域の協力活動を行う「地域おこし協力隊」隊員の派遣など、地域活動を支援します。

4 小さな拠点^(注)の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区、あるいは連合町内会の支部を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。







開花プログラム

Ⅲ

雇用の創出と にぎわいのあるまちづくり

- ❶ 経済を発展させ働く場を維持するために
- ❷ ずっと続けていける農林水産業のために
- ❸ 魅力発信できるまちになるために

第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

1 経済を発展させ働く場を維持するために

1-1

商業の振興と中心市街地の活性化

現状と課題

商業は、本市の基幹産業の一つであり、産業別就業人口における卸売・小売業の構成比や、人口一人あたりの年間商品販売額、売場面積は、県内都市のなかでも常に上位にランクしています。

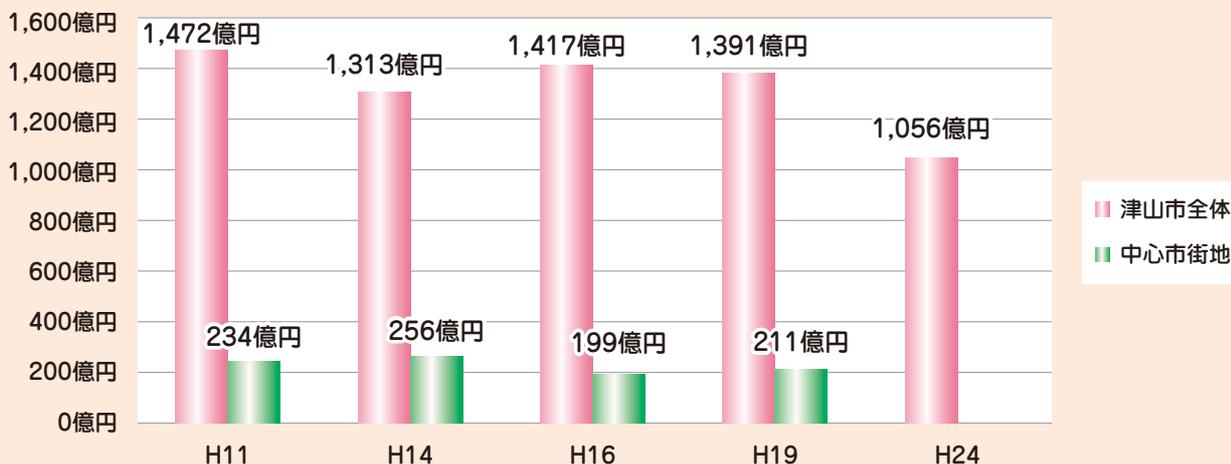
しかし、車社会の到来、郊外への大型店舗の立地により、中心市街地においては活性化に向けた取組が進む一方で、居住人口の減少とともに、商店街には空き店舗が目立つ状況となり、衰退が顕著となっています。また、周辺部の地域生活拠点などにおいても、購買力の低下や後継者不足等により、商業機能の維持が困難になるなど日常生活への影響が懸念されています。

電子商取引^(注)の拡大、大型量販店やコンビニエンスストアの増加をはじめとした買い物環境の変化や消費ニーズの多様化などにより、卸売・小売業を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となることが予想され、地域の実情などを踏まえた、流通機能の革新や新たなビジネスモデルの構築が必要です。

中心市街地では、活力のあるまちづくりを進めるためにも、都市機能の集積、再編を図り、集客力を高め、にぎわいを創出する対策が求められています。



年間商品販売額の推移



※平成24年のデータは経済センサスの数値を記載しており、集計対象等が異なるため直接比較できない。
(資料：商業統計調査、経済センサス(活動調査))

基本方針

商業の振興に資するため、商業団体と連携しながら、卸・小売機能の集約や業務革新を図るとともに、商店街や地域生活拠点などでの店舗の新設や空き店舗への出店を促す支援を行います。

官公庁、金融機関、オフィスなどの都市機能が集積し、城下町の風情が色濃く残る本市の中心市街地の特徴を活かし、民間活力を活かしたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆商業施設が充実し、買い物が便利である

満足度（平成27年度）

57.5点

目標（平成37年度）

↑ UP

◆中心市街地が活性化し、まちのにぎわいがある

満足度（平成27年度）

33.6点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

◆中心市街地の歩行者・自転車通行量

経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量

現状値（平成26年度）

8,773人/日

目標値（平成37年度）

9,200人/日

施策の方向と主な取組

1 商業の振興と新たなビジネスモデルの構築

関係商業団体との連携により、商店街や地域生活拠点などの商業機能の維持をめざし、高齢者をはじめ市民の日常生活に必要な商業サービスの確保に努めます。

また、商業の担い手の育成を図りながら、中心商店街の活性化に向けた事業者等の取組を支援し、中心市街地等の空き家や空き店舗などへの新規出店を促す対策を実施します。

新たなビジネスモデルの構築を図るため、つやま産業支援センターと関係機関の連携による総合的かつ戦略的な取組により、シェアオフィス^(注)の設置などによる新規創業者への支援を行います。

2 中心市街地の活性化

既存都市機能に交流機能などを新たに加えることにより、中心市街地の活性化を図ります。

また、中心市街地活性化基本計画にもとづく中長期的視点に立った取組を進めることで、都市機能の集積、再編を進め、にぎわいの創出を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

1 経済を発展させ働く場を維持するために

1-2

雇用の創出と定住推進

現状と課題

本市は、雇用の場の創出と定住を推進するため、昭和50年頃から市内各所に工業団地を造成し、企業誘致を積極的に行ってきました。造成した9団地のうち7団地は完売し、現在、津山産業・流通センターと久米産業団地の未分譲地に企業立地を進めるため、自然災害のリスクが少ない利点や、高速道路へのアクセスの利便性、本市の充実した生活インフラなど立地優位性を広くアピールし、誘致活動に取り組んでいます。

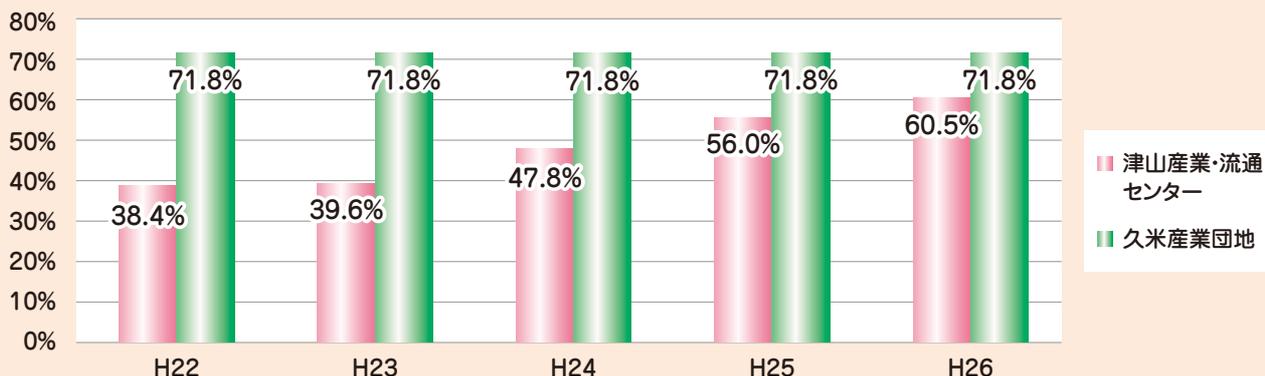
経済のグローバル化の進展に伴い、企業活動を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、既立地企業や地場企業に対しても、工場建設や設備投資を促すとともに、円滑な企業活動が行えるように操業環境の整備と、地域の経済団体やつやま産業支援センターなど関係機関との連携による支援策の拡充にも継続して取り組み、雇用の確保につなげていくことが必要です。

また、進学や就職に伴う若年層の人口流出が進むなかで、働く場の創出、若者の雇用拡大、給与体系や労働条件の改善などの雇用環境の充実を図り、新規学卒者の地元就職やIJUターン^(注)など移住・定住による労働力の確保への取組が求められています。

さらに、社会問題化している若者の非正規雇用や早期離職について、正規雇用の促進や職業意識の啓発を図り、就労意欲の向上、地域への就職促進に向けて、キャリア教育^(注)の推進が必要です。



津山産業・流通センター等の企業立地率の推移



(資料：企業立地課調べ)



基本方針

新たな雇用機会の確保と地域産業の振興を図るため、関係機関と連携し、企業誘致活動に取り組むとともに、既立地企業の留置と工業団地の操業環境の整備を行い、企業活動の活発化と労働力人口の増加を図ります。

各種助成などにより本市への移住・定住を総合的に支援するとともに、地域内企業の雇用環境の充実を図り、キャリア教育の推進により新規学卒者などの地域内就職を促進します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆自分の能力を活かせる企業が誘致され、働く場が多様で、雇用の場が確保できている



- ◆IJUターンの支援や就職情報の提供がなされ、地元企業への就職が促進されている



成果指標

- ◆津山産業・流通センター立地率
分譲及びリース済み面積を全体有効面積で除した数値



- ◆本市への県外からの移住者数
市の移住相談等による県外からのIJUターン決定者数



- ◆新規学卒者の地域内就職者数
大学等と津山圏域内7高校の新規学卒者の地域内企業等就職者数



施策の方向と主な取組

1 市内公的団地への企業立地率の向上と立地企業の支援

進出企業などの初期投資を軽減するためのさまざまな支援策を講じ、市内公的団地に企業を誘致することで、雇用機会や税収の確保、地域産業振興に波及効果をもたらすことをめざします。

市内公的団地において、既立地企業が行う設備投資や雇用増に対して、固定資産税相当額や雇用人数に応じた助成などを行うことにより、事業拡大を支援します。

2 IJUターンの推進

移住者が円滑に移住・定住できるように「津山ぐらし」に必要な情報を発信し、「しごと」や「すまい」の支援などをトータルでサポートするしくみを整え、IJUターンを促進し、定住人口の減少を抑制し、労働力の確保を図ります。

3 雇用の促進

企業誘致や創業により雇用を創出するとともに、地域内企業の雇用環境の充実を図ることで、若者、女性、高齢者等の雇用の拡大を支援します。

また、高校・大学等の生徒・学生へのキャリア教育により地域内企業の魅力を伝え、「自分の能力を活かしたやりがいのある仕事」に就くことを支援し、若者の地域内就職の促進をめざします。

4 結婚サポートによる定住推進

男女の出会いの場の創出や結婚支援施策などの取組を進めることにより、結婚しやすい環境を整備し定住につなげます。



地場企業工場見学会





津山市移住相談会



IJUサポーター相談受付



津山ぐらし移住体験ツアー

第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

1 経済を発展させ働く場を維持するために

1-3

工業の振興

現状と課題

本市は、木材、繊維、紙製品などの伝統的な地場産業に加え、昭和50年の中国縦貫自動車道の開通を契機に推進した工業団地の造成等によって、製造業の企業集積が進み、工業出荷額が飛躍的に増大するなど、内陸型工業都市として発展してきました。

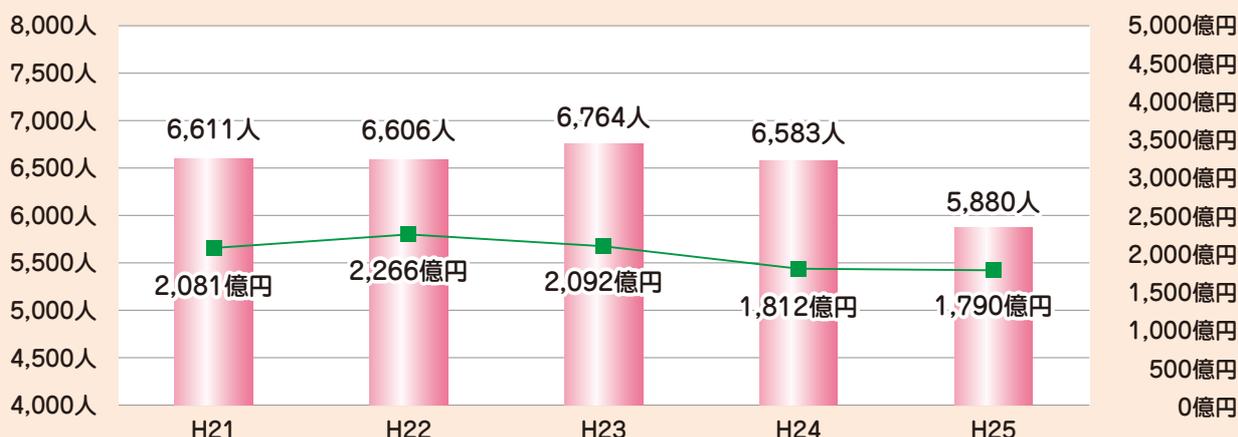
しかし近年、製造業においては、経済のグローバル化による空洞化が進み、生産規模の縮小や従業員の削減により、地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

ものづくりは、域外から外貨を獲得できる主要な産業です。本市では誘致企業の下請けとして集積するステンレス加工業に着目し、つやま新産業創出機構^(注)が中心となってクラスター^(注)を形成し、高い技術力を武器に業績を伸ばしてきました。

今後は、この取組をさらに発展させ、木材・木製品、食品加工など地域資源活用型産業から、産業用ロボットの研究開発など高付加価値・先端テクノロジーまでバランスのとれた産業の形成を図るため、つやま産業支援センターによる総合的な企業支援施策の実施により、持続可能で強固な産業基盤の構築をめざす必要があります。



製造業の従業者数・出荷額等の推移



(資料：工業統計調査)



基本方針

企業支援のワンストップ窓口であるつやま産業支援センターや関係機関による支援を軸とした産・学・金・官連携を強化し、津山地域の企業が有する高い技術力や地域資源を活かした施策を進めます。

新製品・新技術開発支援、人材育成、創業支援など総合的な企業支援施策を推進し、持続可能で強固な産業基盤の構築をめざします。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆ものづくりの支援が充実し、企業誘致や新産業の創出が行われている

満足度 (平成27年度)

45.0点

目標 (平成37年度)

↑ UP

成果指標

- ◆市内製造業の従業者、出荷額等
市内製造業の従業者数と出荷額等

現状値 (平成26年度)

従業者数
5,880人
出荷額等
1,790億円
(平成25年度)

目標値 (平成37年度)

従業者数
6,500人
出荷額等
2,000億円

施策の方向と主な取組

1 つやま産業支援センターによる包括的な企業支援

津山地域における産業の振興と雇用創出を図るため、つやま産業支援センターと関係機関との連携により、新製品・新技術開発支援、人材育成、創業支援など総合的かつ戦略的な企業支援施策を展開します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

2 ずっと続けていける農林水産業のために

2-1

農業の振興

現状と課題

農業は、食料の供給という重要な役割を担っており、本市でも、水稻を中心に野菜・果樹・乳肉用牛など、さまざまな農畜産物が生産され、なかでも小麦や黒大豆など地域振興作物の生産力向上に努めてきました。

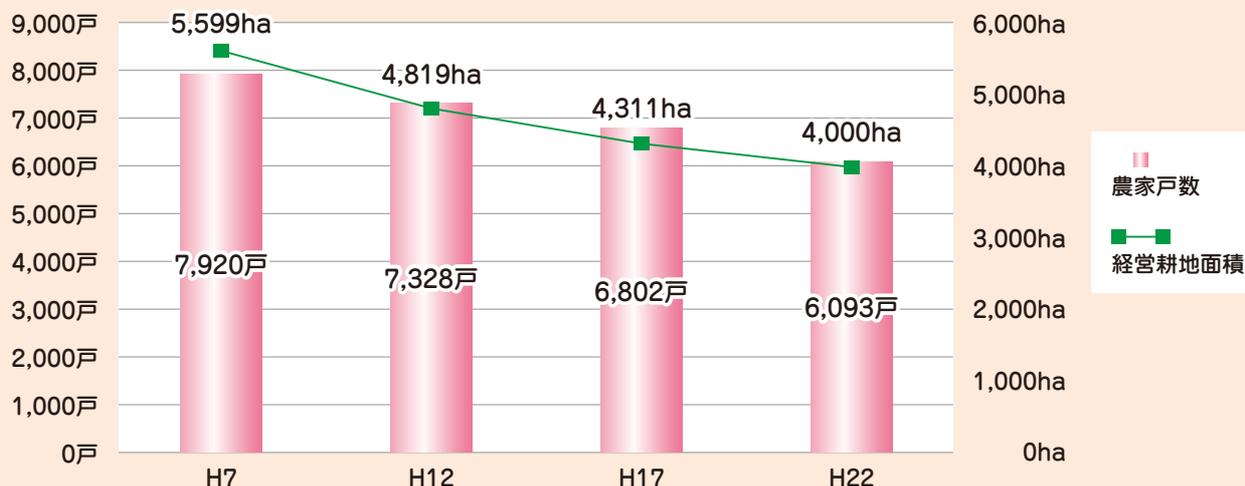
しかし、本市では農業者の高齢化や減少、後継者不足、耕作放棄地の拡大、農業生産基盤の維持管理コストの増大など、農村地域を取り巻く環境が厳しさを増しており、その上、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）^(注) 締結により貿易の自由化が進めば、低価格の農畜産物が市場に流通し、持続可能な農業に多大な支障を及ぼすことが懸念されています。

今後、農業の持続的発展を促すためには、認定農業者や集落営農組織など担い手の育成と法人化による組織強化、新規就農者の掘り起こしと育成、農地の集積化、農業生産基盤の維持・強化などに取り組むとともに、付加価値の高い地域に適した農畜産物の生産拡大により産地化を図り、地産地消を推進することで、農家の経営所得の安定化を図っていく必要があります。



津山産小麦の収穫

農家戸数と経営耕地面積の推移



(資料：農林業センサス)



基本方針

関係団体と連携し、農業後継者の育成、認定農業者など意欲があり専門性を有する担い手の確保、集落営農組織など法人化の推進に取り組み、農業経営の安定化を図ります。

農地の利用集積による生産基盤の維持向上、地域に適した安全で安心な地元農畜産物の生産拡大などにより、産地づくりや地産地消を推進し、農業を次世代に繋がる魅力ある産業とします。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆農業の担い手が育成、確保され、農地が有効に利用されている



成果指標

- ◆農地集積面積
所有、借入、農作業受託により利用している農地面積



- ◆農業の担い手者数
効率的かつ安定的な農業経営及びそれをめざして経営改善に取り組む農業経営者数



- ◆集落営農組織数
集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織数



- ◆農振農用地^(注)カバー率
農振農用地面積のうち多面的機能支払交付金事業^(注)に取り組む面積率



- ◆地場産品の学校給食使用数量(契約出荷)
学校給食で使用する米、小麦粉、野菜等地場産品使用量



施策の方向と主な取組

1 経営体質の強化と農業後継者等の育成

農業生産活動を強化・促進し、効率的かつ安定的な農業経営に資するため、農地中間管理事業^(注)、集落営農法人化支援事業など基盤強化事業に取り組み、農地の集積を図るとともに、認定農業者など専門性を有する担い手の確保により、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を整備し、安全・安心で、付加価値の高い農産物の生産につなげます。

また、関係団体と連携し、新規就農者に対して、技術及び経営管理能力の習得を図るための実務研修や安定経営に向けた支援を行い、青年の就農定着や農業後継者の育成に取り組みます。

2 農地の多面的機能の保持

多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件の不利な中山間地域なども含め、耕作放棄地の発生防止を図り、農地の維持管理の取組を支援します。

また、耕畜連携による家畜排せつ物等の有効利用など、資源の自然循環機能の維持・増進を図り、環境保全型農業を推進します。

3 農業生産基盤の整備

ため池、水路、農道などの改修や、ほ場整備に取り組み、農業生産基盤を整備し、農地の有効利用を図ります。

また、老朽化した土地改良施設の長寿命化を実施し、機能維持と維持管理の負担軽減を図ります。

4 地産地消の推進

市内の直売所間のネットワークを構築し、直売所の機能強化と販売促進を図るとともに、地場産食材を使用する飲食店や宿泊施設など民間セクターとの連携や、食のイベントの開催による継続的なPR活動やマーケティングなどを行い、地産地消を推進します。

また、学校給食用食材の地場産使用割合を高めるため、津山産小麦を使用した麺を給食食材として提供し、学校給食を通じた食育を推進します。

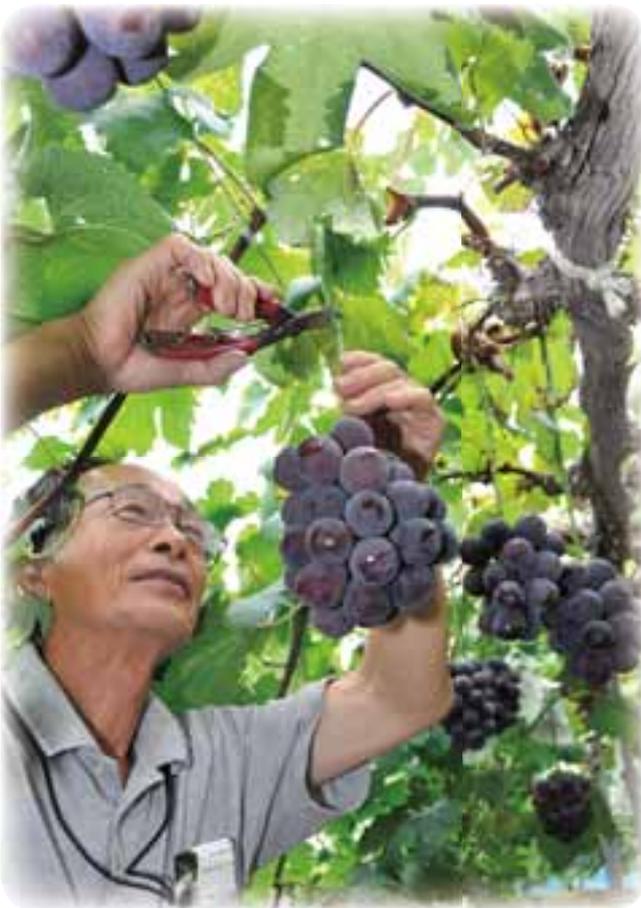
5 農業・農山村への理解の醸成

援農塾などの農業講座や市民農園などでの農業の実地体験を通じた農作物の栽培方法の習得により、農業への関心を高めてもらうとともに、小学校での田植え体験や農山村イベントを通じ、生きるための基本である食を支える農業に触れる機会を提供し、食卓と生産現場との距離を縮め、自然の恩恵や農業・農山村についての理解の醸成に努めます。





田植えを体験する市民



津山産ピオーネの収穫



農産物直売所で新鮮な野菜を買い求める人々



津山市手作り加工研究会作業風景

第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

2 ずっと続けていける農林水産業のために

2-2

林業の振興

現状と課題

本市の森林面積は市域の約7割を占めており、その内61%がスギ・ヒノキなどの人工林で、なかでもヒノキの植栽率は高く、「美作桧」としてブランド化されています。

現在の林業を取り巻く環境は、戦後の拡大造林政策によって植栽された多くの人工林が伐期を迎えているにもかかわらず、木材価格の長期低迷、採算性の悪化に伴い、森林所有者の経営意欲の減退を招き、放置されている森林が目立つ状況が続いています。

また、林業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化しており、森林の偏った年齢^(注)構成と間伐等の手入れの遅れや有害鳥獣の巣窟化などの多くの課題が生じています。

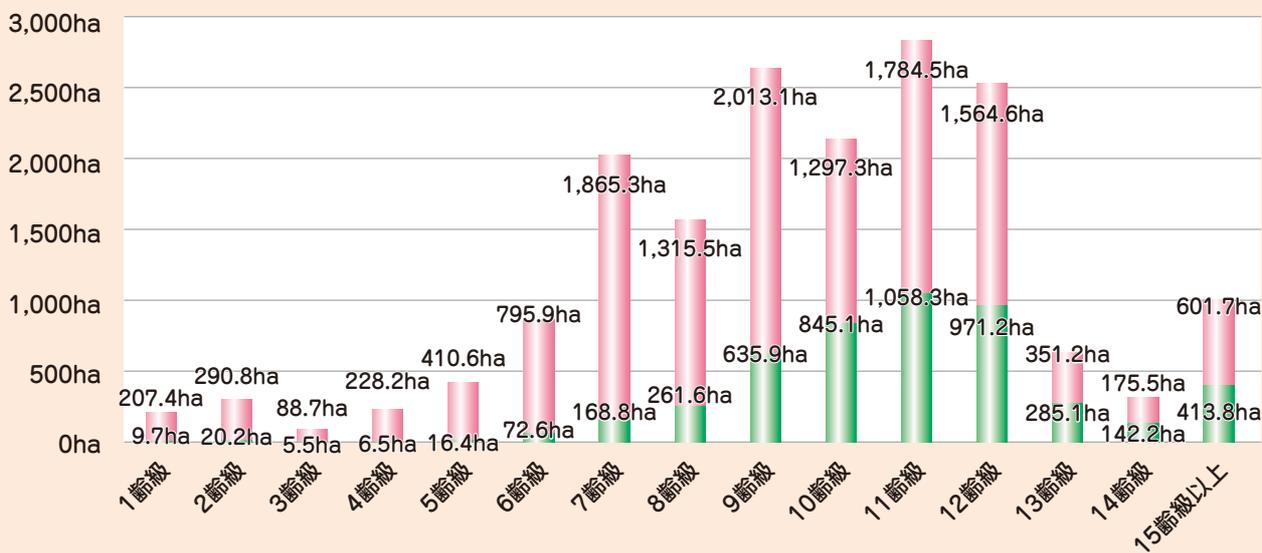
森林は、水源涵養機能、土砂災害防止、低炭素社会^(注)への貢献などの多面的な機能を有しており、市民生活の安全・安心を確保するためには森林の整備と保全が求められています。

また、国産材を積極的に利用し、需要を高め、資金を山の整備に還元するしくみづくりが必要です。



手入れされた人工林

森林資源の構成(人工林)の推移



(資料：森林課調べ)

第3章
基本計画

開花プログラムⅢ

雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり



基本方針

豊かな森林環境・森林資源を整備、保全し、次世代に継承していくため、美作材の需要拡大に努め、木材を可能な限り利用したまちづくりを推進します。

林業の担い手の育成、林道整備、間伐、再造林に取り組み、偏った人工林の齢級構成の解消を図り、森林の持つ多面的な機能の維持・回復をめざします。

将来の目標

市民満足度指標

◆地域資源の利用を促進し、森林資源が有効に循環利用されている



成果指標

◆新規植林面積

新規に植林をする森林面積



◆林業従事者数

林業に従事する労働者数



施策の方向と主な取組

1 美作材の需要拡大

林業、木材産業の振興を図るため、地域材の利用促進と海外への輸出も視野に入れた販路の拡大をめざし、木材を可能な限り利用したまちづくりを推進します。

2 森林の適正な整備と保全

森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、現在の偏った人工林の齢級配置を平準化し、持続的な森林資源の循環利用を図るため、間伐、択伐及び小面積皆伐など多様な手法を導入して、再造林の推進をめざします。

3 林業の担い手育成

林業の中核的な担い手となる森林組合・事業者の組織の強化や新規就業者の技術・体験研修の充実など、森づくりに携わる人材の確保や育成を図ります。

4 有害鳥獣対策

地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置による被害防止対策を実施していくとともに、鳥獣被害対策実施隊による駆除を実施し、地域が一体となって有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図ります。

5 里山の保全

地域住民などによる里山の日常点検、維持管理活動を支援し、集落周辺の森林の保全を図り、災害の未然防止や美しい森林空間の創出につなげます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

2 ずっと続けていける農林水産業のために

2-3

農林業の高付加価値化

現状と課題

本市は、温暖な気候と恵まれた土地条件を活かして、水稻を中心に生姜、黒大豆、ジャンボピーマン、ピオーネなどの野菜・果樹の栽培、酪農や和牛の繁殖が盛んです。

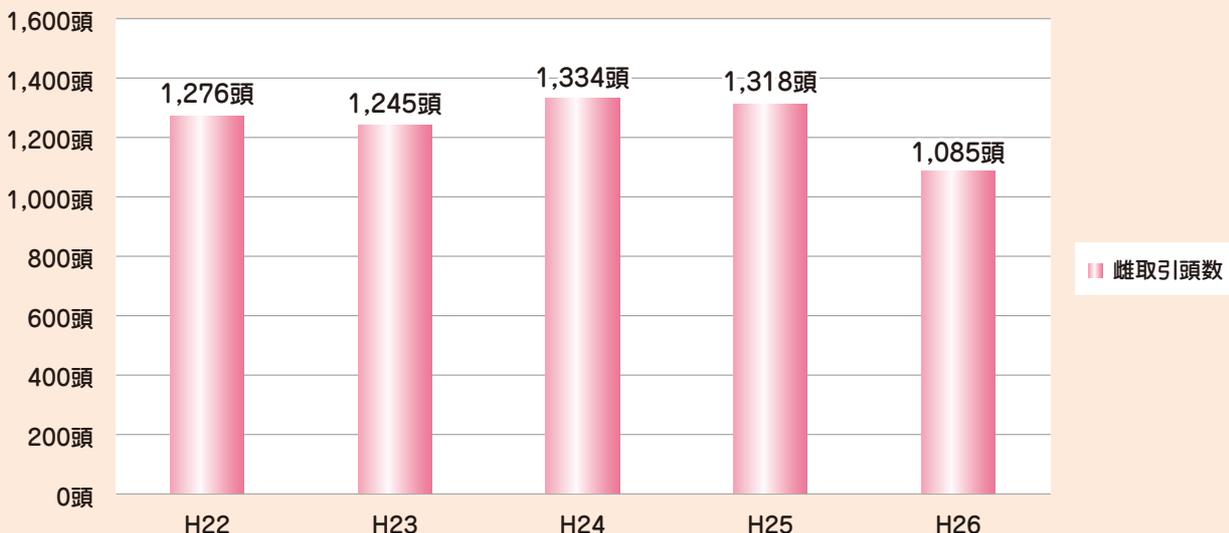
近年では和牛の肥育や小麦の産地化を進めていますが、地域の特色を活かした強いブランド力のある農畜産物の創出には至っていません。

本市の農業をさらに振興し、農業者の所得の向上を図るためには、高品質で特徴的な農畜産物の生産拡大に努めるとともに、農業の6次産業化や農商工連携を推進し、農畜産加工品の生産、開発により付加価値を高め、新たな販路を開拓していくことが必要です。

一方、林業においては、国産材の利用低迷や木材価格の下落により林業の採算性が悪化しており、品質・性能に優れた製材品の安定供給を図り、地域産材の需要拡大に結び付けるとともに、間伐材や製材過程から生じる木片などの未利用材の有効活用等が課題です。



和牛子牛市場(久世)での雌子牛の取引頭数の推移



(資料：全農岡山県本部久世市場調べ)



基本方針

地域の特性を活かした安全・安心で高品質な農畜産物のブランド化や産地形成に取り組むとともに、6次産業化や農商工連携による新商品開発、販路開拓を推進し、高付加価値化により収益性の高い儲かる農業をめざします。

消費者が求める品質・性能に優れた製材品である「美作材」のブランド化を図り、需要拡大や販路開拓に努めるとともに、未利用材を利用した木質バイオマス^(注)化を推進します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆農林業の6次産業化や農商工連携など、農林産物の付加価値を高める取組が進んでいる



成果指標

- ◆つやま和牛出荷頭数

肥育基金を活用したつやま和牛出荷頭数



- ◆小麦の作付面積・小麦粉市内消費量

津山産小麦の作付面積と小麦粉の市内消費量



- ◆高品質地域乾燥材出荷量

品質・性能に優れた地域乾燥材出荷量



施策の方向と主な取組

1 農畜産物のブランド化事業

つやま和牛ブランドを確立させるために、肥育頭数の増頭による安定した流通量の確保を図り、肥育技術の向上をめざします。

また、津山産小麦「津山のほほえみ」の生産拡大を図り、ブランド化を推進するとともに、副産物を飼料としてつやま和牛に給与することで、耕畜連携に取り組めます。



2 農商工連携による商品化・ブランド化の推進と販路の開拓支援

農商工連携組織「つやまFネット」などを通じて、地場産の素材を活用した本市ならではの新商品の開発や既存商品の改良を進め、ブランド化を推進します。

また、地場産の農畜産物・加工品のネット販売に取り組むとともに、大都市圏における商談会などを活用して販路の拡大を図ります。

3 美作材のブランド化の推進

品質・性能に優れた製材品の安定供給を図り、県内外の木材需要を喚起するために木材産業を支援し、JAS^(注)認定工場の増加をめざします。

また、美作材のブランド化を推進し、需要の拡大と海外への輸出も視野に入れて販路の開拓を図ります。

4 未利用間伐材の搬出と活用

森林内に放置され未利用材となっている間伐材の資源価値を高め、需要を促すため、木質バイオマス事業を推進し、森林資源の有効活用と高付加価値製品の開発に取り組み、木材の安定的な搬出・活用システムの構築をめざします。



津山産小麦・ふくほのかが実るほ場





つやま和牛飼料パッケージ



和牛共進会



韓国ハウジングフェア出展風景

第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

2 ずっと続けていける農林水産業のために

2-4

水産業の振興

現状と課題

本市は内陸部に位置することから、水産業はレジャー・鑑賞目的での淡水魚の放流・飼育が中心で、2つの内水面漁業協同組合により吉井川の本支流での稚鮎などの放流事業が行われてきました。

近年、河川環境の変化や水域の都市化などから水量・水温・水質などが変化し、川魚の生息数や漁獲量の減少に伴い、組合員や遊漁者も年々減少傾向にあります。

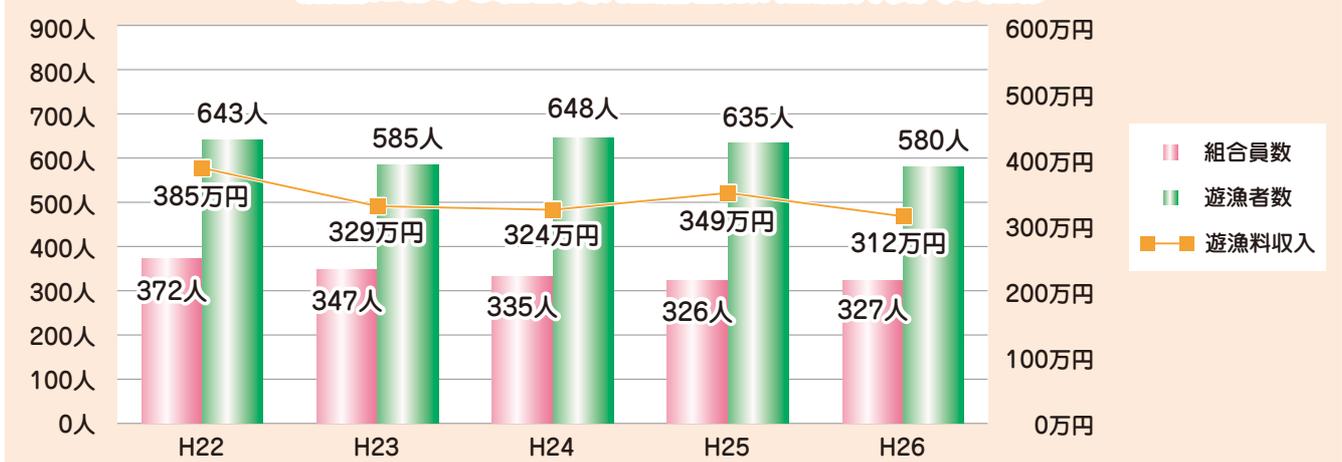
全国的に食の魚離れが進行するなかで、内水面漁業を振興し、生産性を高めていくためには、従来の放流事業に加え養殖事業に取り組み、市場に流通させるしくみづくりが必要です。

また、中長期的視点に立ち、新技術を活用した「陸上養殖」を研究し、付加価値の高い水産物の生産につなげていくことも必要です。

吉井川に放流される稚魚



漁協における組合員、遊漁者数、遊漁料収入の推移



(資料：漁協・水産白書)



基本方針

水産業の振興のため、内水面漁業を推進し、従来の放流事業に加え養殖事業に取り組み、市場に流通させるしくみづくりを図ります。

産・学・官・民の連携による、陸上養殖システムなどの新たな養殖技術の調査・研究を行います。

将来の目標

市民満足度指標

◆各種イベントを通じて、地元産川魚の消費拡大が図られている

満足度（平成27年度）

41.2点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

◆養殖魚種数
養殖が可能な魚種数

現状値（平成26年度）

2種

目標値（平成37年度）

5種

施策の方向と主な取組

1 養殖事業の支援と販路拡大

内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業協同組合の基盤強化策として、放流事業に加え養殖事業の取組を支援し、販路拡大をめざします。

2 新たな養殖技術の調査・研究

産・学・官・民の連携により、新技術を活用した養殖可能魚種の選定及び陸上養殖システムの調査・研究を行い、食育への活用や市場に流通させるしくみづくりをめざします。



第3章 基本計画

開花プログラムⅢ 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

3 魅力発信できるまちになるために

3-1

観光の振興

現状と課題

観光は、交流人口の増加や地域経済の活性化をもたらす産業として期待されており、関係機関・団体と連携し、その強化に取り組んでいます。

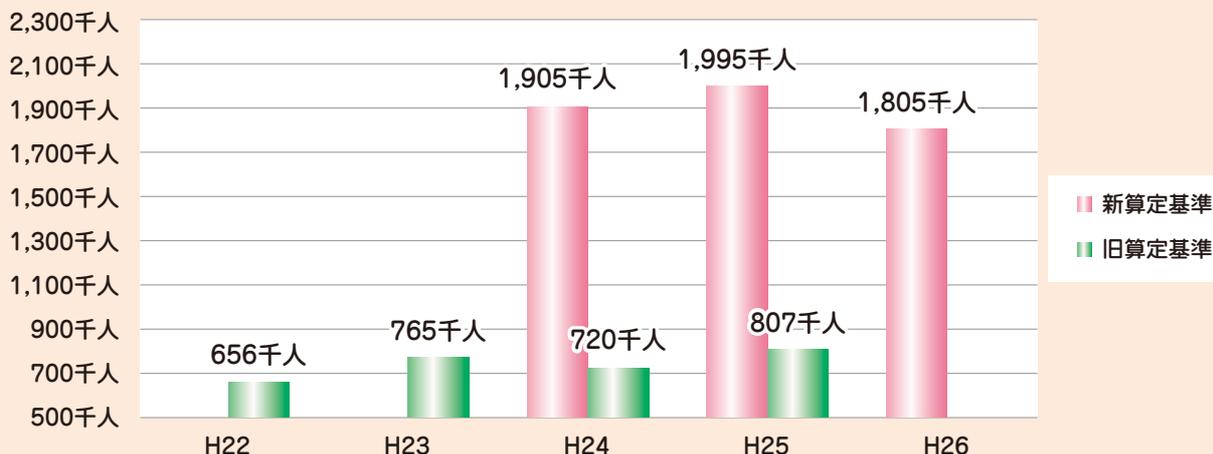
本市は、津山城を中心として、かつての城下町の風情を色濃く残し、国の重要伝統的建造物群保存地区^(注)の選定を受けた城東地区の町並みや城西地区の寺社群などの歴史文化資産、旧津山扇形機関車庫やJR因美線沿線の鉄道近代化産業遺産、豊かな自然に囲まれた桜の名所、キャンプ場、森林公園など、魅力ある観光資源を有しています。

しかし、観光客の多くが、わずかな時間の滞在で市外の目的地に向かう通過型観光地の現状にあることから、情報発信力の強化を図るとともに、市内の回遊性を促進し、滞在時間を増やす取組が求められています。

そのため、季節ごとの魅力づくりなど観光資源のブラッシュアップや、本市特有の食文化を紹介するなど「津山の楽しみ方」を増やすとともに、日本人のみならず外国人を含めた受入環境の整備を進め、おもてなしの心で観光客を迎え入れる体制づくりに取り組み、観光客入込数の増加を図っていく必要があります。



年間観光客入込数の推移



(資料：観光振興課調べ)



基本方針

観光に関わるすべての人々が一体となって、歴史と文化が薫り、おもてなしの心があふれる観光都市づくりに取り組みます。

観光資源の魅力向上や広域観光を推進し、効果的な情報発信と外国人を含む観光客の受入れ体制の充実により、交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、観光立市の実現をめざします。

将来の目標

市民満足度指標

◆観光資源やイベントが充実しており、本市に多くの観光客が訪れている

満足度（平成27年度）

41.6点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆年間観光客入込数

市内の観光施設を訪れる観光客の入込数

現状値（平成26年）

180万人

目標値（平成37年）

250万人

◆観光プログラムの開発数

点在する観光資源を組み合わせた「津山の楽しみ方」の観光プログラムの数

現状値（平成26年度）

15件

目標値（平成37年度）

50件

施策の方向と主な取組

1 観光資源の魅力向上

本市観光の核となる津山城など誘客拠点のブラッシュアップを図るため、季節ごとの魅力づくりやイベントの開催など一年を通しての事業展開により、にぎわいの創出をめざします。

2 広域観光・着地型観光の推進

県、県北市町村、近隣県、関係機関・団体と連携して広域観光に取り組むとともに、グリーンツーリズムなど多様な旅行ニーズに応えるため、市内の周遊を促す着地型旅行^(注)商品の造成・流通により、観光客の回遊性向上につなげ、滞在時間の延長を図ります。

3 観光情報の発信力の強化

本市の知名度向上を図るため、県南・関西圏・首都圏を中心としたJ R 駅構内等の媒体や、情報誌、メディアなどを活用したシティプロモーション^(注)活動を通じて、観光情報の発信力を強化します。

4 観光客の受入体制の整備

観光客の満足度を高め、リピーターの増加を図るため、観光ボランティアの活動支援強化や人材育成に取り組み、おもてなしの心による受入体制の構築をめざすと同時に、外国人観光客を受け入れる環境整備を行います。







開花プログラム

IV

豊かな自然環境の保全と 快適に暮らせるまちづくり

- 1 豊かな環境を次世代に残すために
- 2 心地よく生活するために

第3章 基本計画

開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり

1 豊かな環境を次世代に残すために

1-1

低炭素都市の実現

現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を契機に、安全・安心で災害に強い分散型エネルギー^(注)を活用したまちづくりが必要とされています。

また、人類の生存に関わる地球温暖化^(注)は、ますます深刻化しており、一層の温暖化防止活動が求められています。

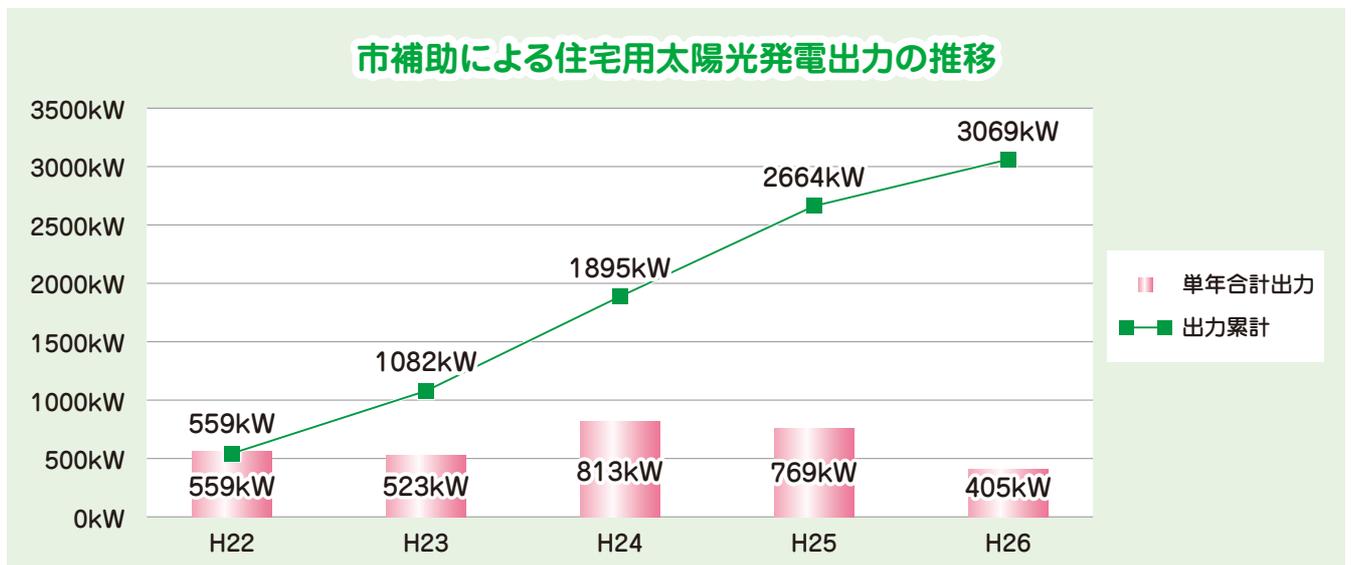
本市では、市有施設への太陽光発電設備導入や住宅用太陽光発電設備の導入支援、市民協働発電所事業の推進など、太陽光を中心に再生可能エネルギー^(注)の導入を進めてきました。

また、本市の取組で削減された二酸化炭素の排出をクレジット化し、津山産品をカーボンオフセット商品として販売することにより、市民、事業者、行政が一体となった温暖化防止活動を行ってきました。

今後、さらに環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換するため、木質バイオマス^(注)や小水力発電などの分散型エネルギーを導入し、エネルギーと経済の地域内循環をめざしたまちづくりが求められています。



市補助による住宅用太陽光発電出力の推移



(資料：低炭素都市推進室調べ)



基本方針

豊かな自然環境を守りながら、地球温暖化対策を市民、事業者などと協働で取り組みます。地域の活性化をめざした再生可能エネルギーの活用や環境施策の展開により、持続可能な低炭素都市^(注)津山を実現します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆地球温暖化防止のための施策が充実し、市民への意識高揚が図られている



成果指標

- ◆市民協働発電所の設置数

市民からの出資や寄付によって整備した太陽光などの自然エネルギーによる市民協働発電所の数



- ◆津山版カーボンオフセット商品数

本市で創出されたクレジットを活用して、環境貢献商品として付加価値をつけた津山産品の数



施策の方向と主な取組

1 温暖化防止対策の推進

市民、事業者、関係団体・機関などと一体となって、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量の削減を促進します。環境基本計画や地球温暖化対策地域推進計画にもとづき、環境学習や超小型モビリティの導入推進、津山版カーボンオフセット事業の推進などを実施します。

2 再生可能エネルギーの活用推進

地域資源を活用した木質バイオマスや太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの導入活用を推進し、エネルギーの地産地消、地域内循環を図ります。

加茂・阿波地域における森林資源や、市民協働発電所による太陽光エネルギーの活用など、本市の特性を活かした取組を進めます。

3 省エネルギーの推進

省エネルギーの啓発を進めるとともに、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を支援するため、エネルギー効率の高い機器やCO₂削減効果が図れる設備などの導入を促進し、低炭素都市津山に向けて、魅力ある地域づくりにつなげます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり 1 豊かな環境を次世代に残すために

1-2

循環型社会の実現

現状と課題

長年の懸案であった津山圏域クリーンセンターが完成し稼働することを契機に、平成28年4月から市内のごみ分別やリサイクルのしくみを統一するなど、より一層、循環型社会^(注)の実現に向けた取組が求められています。

平成7年のごみ非常事態宣言の発令以降、市民や事業者、NPOなどの市民団体との協働により、有料指定ごみ袋の導入のほか、プラスチック製容器包装やペットボトルの分別収集などに取り組み、その結果、全国平均より高い水準のごみの減量化が図られています。

今後も、ごみ減量の取組は行政だけでなく、市民などとの協働により進めていかなければなりません。人口減少や少子高齢化時代に対応できるよう、集団回収など現在のしくみを見直す必要があります。

また、津山圏域クリーンセンターの完成により、安定的なごみ処理が可能となり、ごみ分別方法が市内で統一されることから、長期的な視点に立ち、本市の循環型社会を構築するための指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。

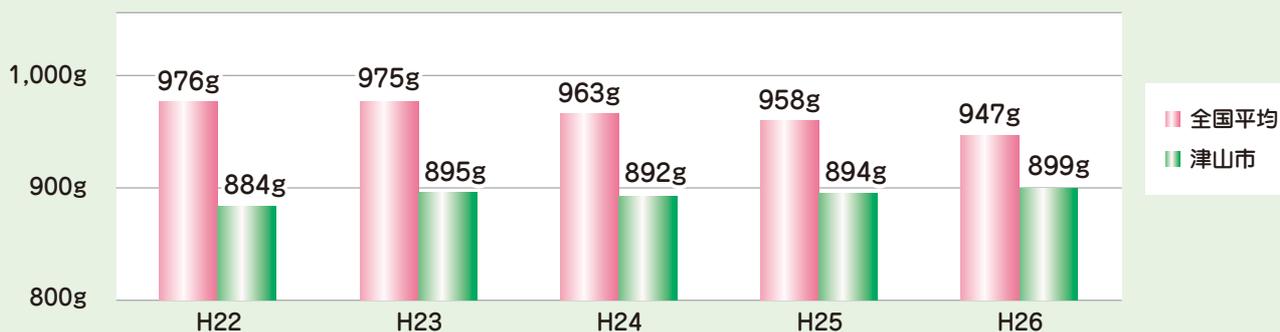
これまで使用していた焼却施設と最終処分場については、適切に安全閉鎖を行い、関係者との協議により跡地利用を進める必要があります。

し尿処理については、現施設の老朽化により処理が困難になっているため、施設の更新整備を進めています。

津山圏域クリーンセンターの完成図



市民一人一日あたりのごみ排出量の推移



(資料：環境業務課調べ)



基本方針

市民、事業者、市民団体との協働により、ごみの減量化・リサイクル、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。

廃棄物処理にあたっては、安全で安定的な事業の運営に努め、老朽化が進んだ施設については、適切に施設更新や閉鎖を行います。

将来の目標

市民満足度指標

◆廃棄物の安全な処理と、資源循環型社会の実現が図られている。

満足度（平成27年度）

55.7点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆市民一人一日あたりのごみ排出量

各年度の一般廃棄物排出量を、10月1日時点の住民基本台帳人口で除して求めた平均排出量

現状値（平成26年度）

899g

目標値（平成37年度）

872g

施策の方向と主な取組

1 ごみの減量化・資源化の推進

市民などとの協働により、青空リサイクルプラザや資源回収拠点などを活用するとともに、学校や地域における環境学習活動を推進することで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）^{（注）}を基本とした資源が循環するしくみづくりを進めます。

また、資源の有効利用を進めるため、缶、ビン、ペットボトル、古紙、古布の資源回収を拡充するほか、新たに蛍光灯、乾電池などの水銀含有物の分別収集や、小型家電リサイクルなどの取組を推進します。

2 廃棄物処理事業の安全で安定的な運営

廃棄物行政の指針となる一般廃棄物処理基本計画を策定し、津山圏域クリーンセンターを運営する津山圏域資源循環施設組合、津山圏域衛生処理センターを運営する津山圏域衛生処理組合と連携して安全で安定的な廃棄物処理を行います。

また、旧廃棄物処理施設の安全な閉鎖と跡地利用を進めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり

2 心地よく生活するために

2-1

生活環境の保全

現状と課題

私たちの生活活動や産業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、道路騒音などの問題は、市民や事業者による環境規制の遵守や下水道の普及などにより、近年、改善されています。

しかし、中国から飛散する微小粒子状物質(PM2.5)^(注)による大気汚染が深刻化していることから、市民が安全で快適に暮らすためには、監視強化に努める必要があります。

環境美化活動については、市民や事業者との協働による花いっぱい運動や道路、河川、公園などの清掃活動を行っていますが、ペット公害や野焼きによる被害を解消するため、市民のマナーや生活環境の保全意識を高めていくことが求められています。

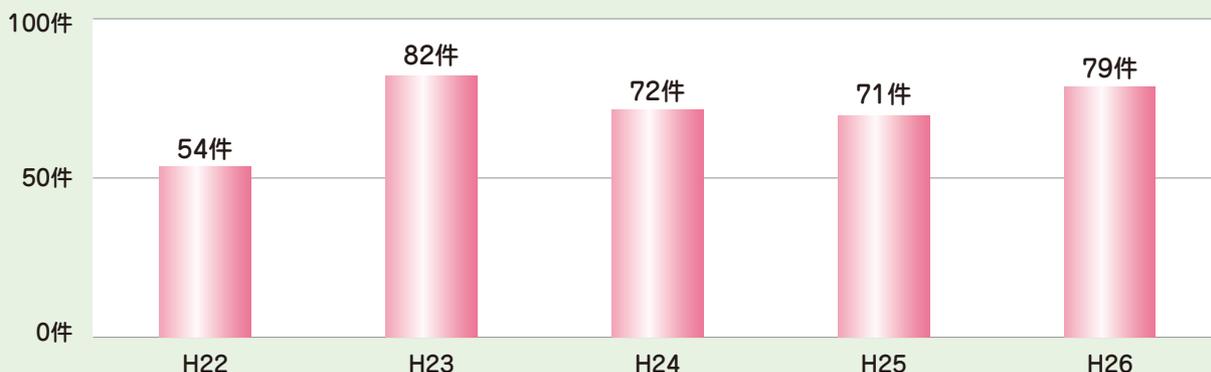
近年、適切な管理が行われていない空き家が増加し、防犯、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域の住環境の改善を図るとともに、空き家の活用を促進するため、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

総合斎場は、安定した施設運営が求められており、火葬件数の増加に対応した計画的な施設整備を進めていかなければなりません。



吉井川での河川清掃

公害苦情件数の推移



(資料：環境生活課調べ)



基本方針

住み心地の良い生活環境を保つため、監視の強化と適切な指導を行うほか、市民との協働による清掃などの環境美化活動を推進します。

適切な管理が行われていない空き家については、周辺地域に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家対策を推進します。斎場については、適正な管理運営に努めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆公害の少ない快適な生活環境が保たれている



成果指標

◆空き家の除去等改善済み件数

適正管理の指導をした空き家について、所有者が樹木の伐採、建築物の除去などを行った累計件数



◆公害苦情件数

市に対して申立のあった騒音・悪臭・野焼きなどの生活公害件数(空き家に関する件数は除く)



施策の方向と主な取組

1 生活環境の保全と美しいまちづくり運動の推進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの都市生活型公害に対応するため、関係機関と連携して監視の強化と適切な指導を行います。また、市民との協働により、継続した生活環境の美化を目的としたまちづくり運動を推進します。

2 空き家の適正管理の推進

適切な管理が行われていない空き家の所有者に対し、空き家等対策計画にもとづき、必要に応じて、国の特別措置法や条例に基づく措置を講じ、生活環境の保全とともに空き家の活用を促進します。

3 斎場整備と周辺整備の推進

総合斎場の安定した管理運営のため、適切な維持管理を行うとともに、計画的に修繕などの整備を行い、施設の長寿命化を図ります。また、施設の周辺整備事業を進めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり 2 心地よく生活するために

2-2

公園整備と緑地保全

現状と課題

本市の都市公園^(注)は56箇所、面積111.7haであり、都市公園以外の公園は26箇所、76.4haが整備されています。

都市計画区域内の一人あたりの都市公園面積は、平成25年度末で12.2㎡であり、全国平均10.1㎡をやや上回る整備水準となっています。

公園は、市民のレクリエーションや散策・憩いの場として重要な役割を担っていますが、今後、進行する施設の老朽化やバリアフリー化への対応をはじめ、利用者ニーズに応じた施設の再整備、災害時の避難場所としての機能付加など、公園の快適性・安全性の向上と多面的な機能の強化が求められています。

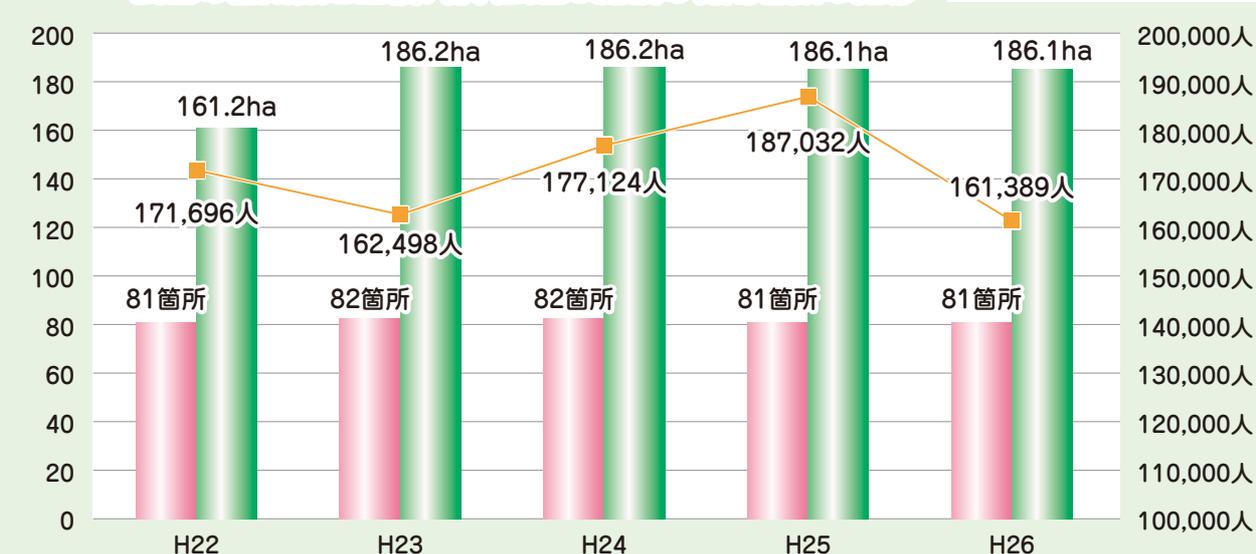
また、本市の豊かな自然環境を活かしたキャンプ場や森林公園などのほか、保有する既存ストックを有効に活用し、都市部からの交流人口の増加を図る必要があります。

さらに、市民や事業者と連携し都市緑化の推進と緑地の保全に努め、環境負荷を低減するとともに、自然と調和した都市景観の形成を図ることが重要です。



グリーンヒルズ津山

公園の箇所数と面積、有料公園3施設の利用者数の推移



※有料公園3施設：鶴山公園、黒木キャンプ場、阿波森林公園（資料：公園緑地課調べ）



基本方針

観光や交流の拠点、また、スポーツやレクリエーションの場としての多面的な公園機能を高め、だれもが安心して快適に利用できる公園整備に取り組むとともに、災害時の一時避難場所としての活用を図ります。

官民連携し都市緑化の推進と緑地の保全に努め、自然環境と調和した都市景観の形成を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

◆公園が快適に利用でき、身近な緑地が保全されている

満足度（平成27年度）

56.6点

目標（平成37年度）

➔ UP

成果指標

◆有料公園施設の利用者数

鶴山公園、黒木キャンプ場、阿波森林公園の利用者数

現状値（平成26年度）

161,389人

目標値（平成37年度）

210,000人

施策の方向と主な取組

1 公園の整備と適切な維持管理

だれもが安心して快適に利用できるよう、老朽化施設の更新や適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズに応じた公園のリニューアルや災害時の一時避難場所として活用を図るなど、多面的な公園機能の価値を高め良好な公園整備に取り組めます。

また、地域に身近な公園を市民との協働により、守り・育てる取組を推進します。

2 緑化の推進と緑地保全

緑化行事の開催や環境美化活動を通じ、市民や事業者の緑化意識の高揚を図り、都市緑化の推進に取り組めます。

また、美しい都市景観の形成と環境負荷の低減を図るため、道路や河川、公園などの緑化と都市緑地の保全に努めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり
2 心地よく生活するために

2-3

水道の安定供給

現状と課題

水道は、市民のくらしと経済活動を支える基礎的な施設であり、特に、災害時には市民のライフラインとなる重要な社会基盤です。

これまで、安全で良質な水を安定的に供給するため、配水管や浄水場などの施設整備、水質の保全、経営基盤の強化などに取り組み、水道の普及率は99.5%に達しました。

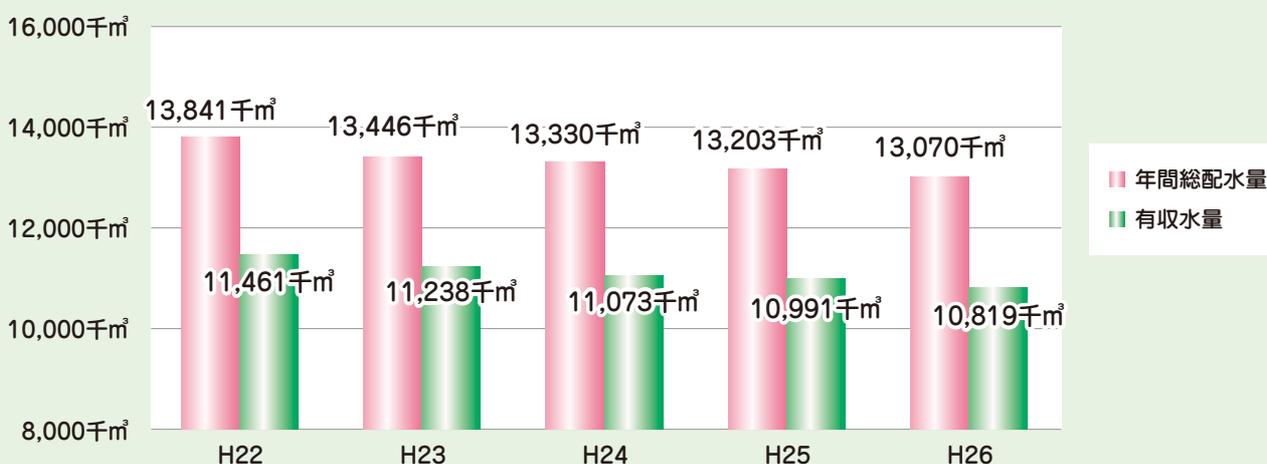
しかし近年、給水量や給水人口の減少に加え、施設の老朽化が進むなど、水道事業を取り巻く環境が変化しています。

今後は、水道施設の拡張から適切な維持管理へと移行を図るとともに、引き続き安定的な水の供給を行うため、水質保全や高度浄水処理を徹底することはもとより、老朽化した施設の計画的な更新や長寿命化、耐震化を進めるなど、新たな課題への取組が求められています。

さらに、広域連携や民間活力の導入を進めるとともに、簡易水道の統合を図るなど、将来の経営見通しを明らかにし、効率的かつ健全な事業経営に努める必要があります。



年間総配水量(注)と有収水量(注)の推移



(資料：水道局調べ)



基本方針

安全で良質な水の安定供給に努めるとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新と耐震化を図り、適切な維持管理に努めます。

水道事業の広域連携や民間活力の導入を促進するとともに、将来の経営見通しにもとづいた効率的で持続可能な事業経営を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

◆いつでも安全でおいしい水を飲むことができる



成果指標

◆水道の有収率

総配水量に対する有収水量の割合



施策の方向と主な取組

1 安全で良質な水の供給

安全で良質な水を安定的に供給するため、高度浄水処理や水質検査体制の強化に努めるとともに、老朽化した水道管や施設の更新、耐震化などに取り組みます。

また、岡山県広域水道企業団との連携や簡易水道の統合などを図り、効率的かつ安全な水の供給を推進します。

2 災害時の給水確保

大災害時においても必要最小限の給水が可能となるよう、主要配水池の耐震化や緊急遮断弁^(注)の設置を行い、ライフラインの確保に取り組みます。

3 持続可能な事業経営

給水量や給水人口の減少に伴う事業収益の低下並びに老朽化施設の更新などの将来見通しを踏まえ、水道料金の適正化や計画的な事業推進に努め、経営の効率化を図り、健全で持続可能な事業経営を行います。

また、水道事業の積極的な情報公開に努め、市民ニーズに対応した事業展開を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり

2 心地よく生活するために

2-4

下水道の整備

現状と課題

下水道は、汚水と雨水排水処理の二つの役割を持っており、衛生的な生活環境の確保や河川の水質保全、そして水害からの被害軽減など、市民の安全で快適な暮らしに大きく貢献しています。

汚水処理事業では、公共下水道事業と農業集落排水事業^(注)による集合処理方式と、合併処理浄化槽設置事業による個別処理方式を組み合わせ、汚水処理区域の拡大を図っています。

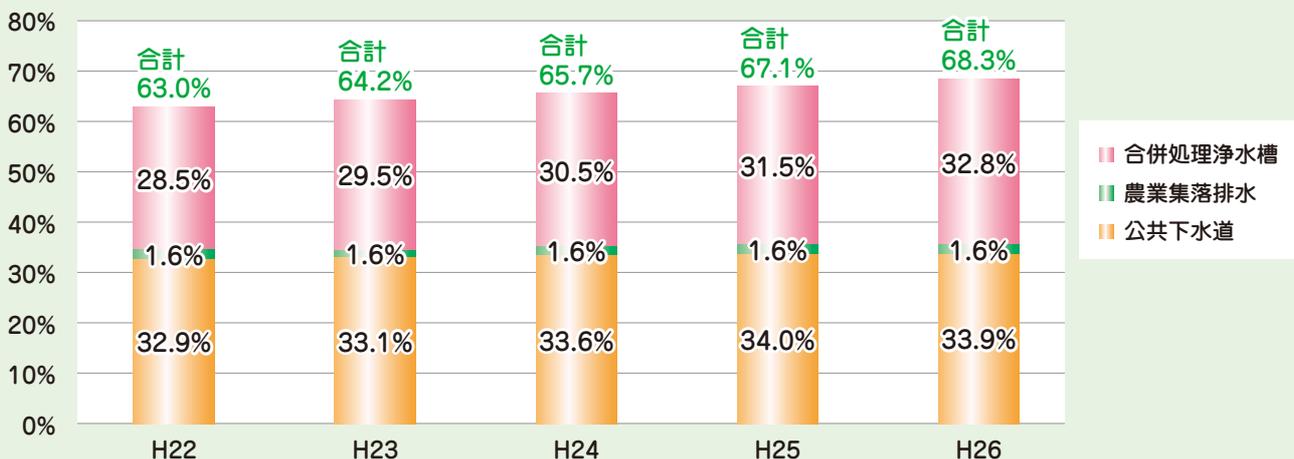
昭和53年に公共下水道事業に着手して以来、順次、汚水処理施設の整備を進めてきましたが、平成26年度末の汚水処理人口普及率は68.3%にとどまっており、今後さらなる汚水処理事業の推進が求められるとともに、老朽化する施設の長寿命化や耐震化、下水道管への接続率の向上などが大きな課題です。

一方、雨水排水処理事業では、平成10年の台風10号による浸水被害を受け、継続して内水排除対策に取り組んでいますが、ポンプゲート^(注)や雨水排水路の早期整備を実現し、安全・安心のまちづくりを推進することが重要です。

また、これらの下水道施設の整備と維持管理には、多大な経費を要することから、今後の事業見通しを踏まえた、管理運営の健全化と経営基盤の強化が必要です。



汚水処理人口普及率の推移



(資料：岡山県都市計画課調べ)

第3章
基本計画

開花プログラムⅣ

豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり



基本方針

汚水処理の普及率向上に努め、生活環境の改善を図るとともに、老朽化施設の更新や長寿命化、耐震化に取り組みます。

ポンプゲートや雨水排水路などの整備を推進し、豪雨時の浸水被害の軽減に努め、安全・安心のまちづくりを進めます。

経営の健全化と基盤強化に努め、持続可能な事業運営を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

◆下水道や合併処理浄化槽の整備が進み、生活環境が向上している

満足度（平成27年度）

63.0点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

◆汚水処理人口普及率

総人口のうち、下水道や合併処理浄化槽が利用できる人口の割合

現状値（平成26年度）

68.3%

目標値（平成37年度）

80.0%

施策の方向と主な取組

1 汚水処理施設の整備

公共下水道の計画的な整備と、合併処理浄化槽の設置を促進し、汚水処理未普及地域の解消をめざします。

また、地震被害に対して、市民生活への影響を最小化するため、下水道施設の耐震性の向上や被災時の対策に取り組みます。

良好な生活環境の保全のため、水洗化の促進と啓発に努めます。

2 雨水排水施設の整備

豪雨時の浸水被害防止のため「津山市雨水対策計画」にもとづき、ポンプゲートや雨水排水路の整備を推進し、安全・安心のまちづくりを推進します。

3 施設の長寿命化

下水道管や処理場など、施設の老朽化による事故の未然防止に向けて、定期的な調査・点検を実施し、予防保全型の維持管理の推進を図るとともに、計画的な改築更新に取り組みます。

4 健全経営の推進

下水道事業の経営状況を正確に把握し、より一層の経営健全化と経営基盤の強化を図るため、財政状況や経営成績などが明確になる地方公営企業法にもとづく公営企業会計を導入します。







開花プログラム

V

災害への備えと

都市機能の充実したまちづくり

- 1 快適な都市環境をつくるために
- 2 災害に強くなるために
- 3 安心して暮らせるために

第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり 1 快適な都市環境をつくるために

1-1

自然と調和した都市整備

現状と課題

本市は、県北の拠点都市として広域的な役割を担っていますが、郊外への人や店舗の流出により市街地の拡散が進行してきました。

このため、市街地エリアでは、空き店舗や低未利用地の増加が目立ち、商業機能の衰退とにぎわいの喪失、空洞化が進んでいます。

また、郊外部では宅地化が進み、丘陵地や農地などの豊かな自然環境が失われつつあり、環境への負荷が増大しています。

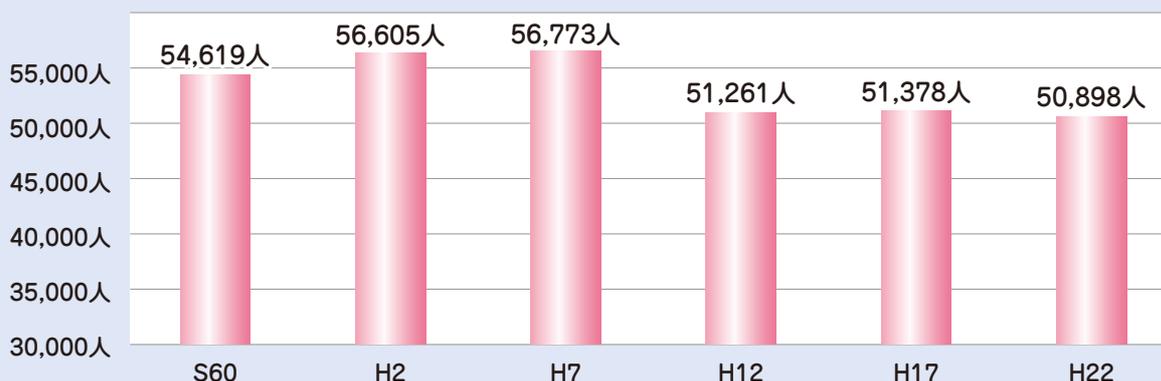
さらに、田園エリアや森林・里山エリアでは一層の過疎・高齢化が進み、耕作放棄地の増加や森林の荒廃が進行するとともに、地域コミュニティや生活関連施設の維持が困難となっています。

このようななか、今後のまちづくりにおいては、市街地の拡散を抑制し都市機能と居住の誘導や交通結節点^(注)の機能強化などを図り、都市の拠点性を高めるとともに、農地や森林・里山などの良好な自然環境を保全し、地域の特性を活かした持続可能なまちづくりを進める必要があります。

また、市街地や地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークなどの充実を図り、各地域の連携と交流を促進し、市域が一体となった都市構造の形成を推進するとともに、地域生活拠点の維持向上やコミュニティ活動の促進を図り、安心して暮らし続けられる生活環境の提供が必要です。



用途地域^(注)人口の推移



(資料：都市計画課調べ)



基本方針

市街地の拡散を抑制し、道路・公園などの都市基盤や公共公益施設などの既存ストックを有効に活用するとともに、居住や医療・福祉など都市の生活を支える機能の誘導と公共交通ネットワークなどの整備によるコンパクトなまちづくりを進め、県北中心都市としての拠点性を高めます。

旧町村地域や小学校区単位などに「地域生活拠点」や「小さな拠点^(注)」を形成し、地域の生活を支える機能を維持するとともに、農林業の振興、恵まれた自然や景観の保全などを進めます。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆豊かな自然と都市が調和した土地利用ができ、地域の特徴を活かしたまちづくりができています

満足度 (平成27年度)

52.7点

目標 (平成37年度)

↑ UP

成果指標

- ◆中心市街地の歩行者・自転車通行量

経年的にデータを計測している地点での休日・平日平均の通行量

現状値 (平成26年度)

8,773人/日

目標値 (平成37年度)

9,200人/日

- ◆津山駅利用者の満足度

アンケート調査による駅利用者の満足度

現状値 (平成26年度)

3.0
(5段階評価)

目標値 (平成37年度)

4.0
(5段階評価)

施策の方向と主な取組

1 計画的な土地利用の推進

今後の著しい人口減少と高齢化の進行に的確に対応するため、まちづくりの基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を見直し、地域特性を活かした計画的な土地利用の推進を図るとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組めます。



2 市街地整備の推進

市街地の拡散を抑制し、都市機能の集積や良好な住環境を整備することにより、コンパクトにまとまった暮らしやすい市街地の形成を進めます。

特に、市街地エリアにおいては、空き店舗や低未利用地の有効活用を促進し、民間活力の導入を図るなど、にぎわいの創出や商業の活性化に取り組みます。

また、市街地の円滑な交通を図るため、道路ネットワークの整備による渋滞緩和や、歩道の整備などを推進し、利便性と安全性の高い都市空間の整備に取り組みます。

3 津山駅周辺整備の推進

県北の拠点都市としての機能を向上させるため、津山駅周辺や南北自由通路など一体的な整備を推進し、にぎわいの創出と交通結節点の機能強化を図ります。あわせて、国道53号の歩道整備やJR津山駅のバリアフリー化などを支援し、中心市街地へのアクセス機能の強化と駅利用者の利便性の向上を図ります。

4 地域生活拠点の形成

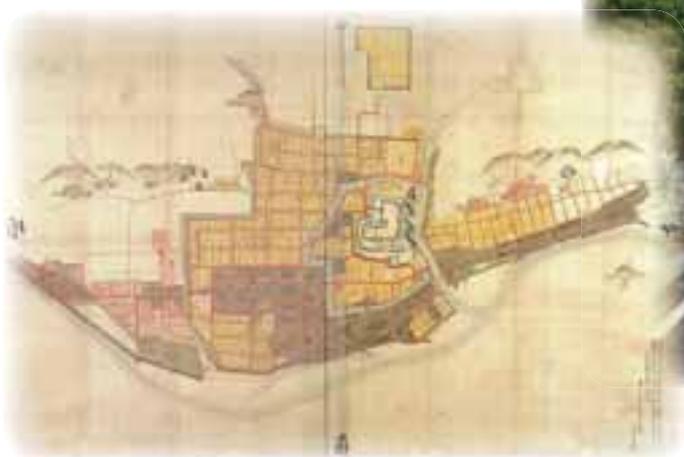
支所・出張所をはじめ、日常生活に必要な郵便局や銀行、病院などの生活関連施設を維持し、地域の暮らしを守る生活拠点の形成を進めます。

5 小さな拠点の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区、あるいは連合町内会の支部を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。



津山城下町絵図



道路整備（都市計画道路大谷一宮線）



上空から見た中心市街地

第3章 基本計画

開花プログラムV 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり 1 快適な都市環境をつくるために

1-2

交通基盤の整備

現状と課題

道路は、市民の日常生活や社会経済活動を支える重要な社会資本であるとともに、土地利用や災害時の避難路、ライフラインの収納空間など多面的な機能を有するまちづくりの基本インフラです。

市域においては、市街地と周辺地域の生活拠点を結ぶ地域道路網の整備や、地域に密着した生活道路の機能向上に取り組むとともに、市街地の渋滞緩和、通学路の安全確保、だれもが快適に利用できる歩道の整備などを推進し、移動の円滑化と安全・安心な道路網の整備を図る必要があります。

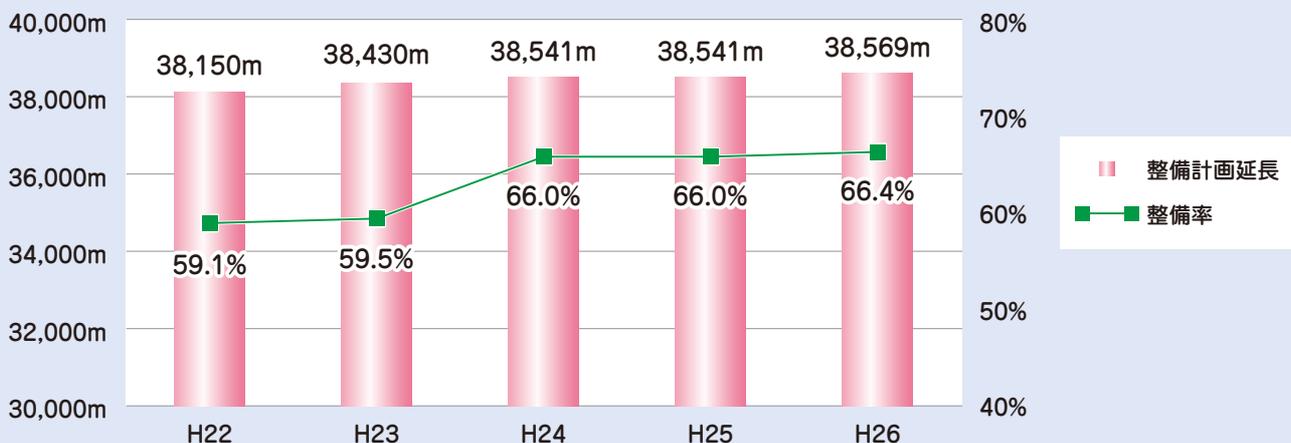
また、都市間の連携を担う広域道路網の整備も重要であり、特に、県南へのアクセス時間の短縮や定時性の確保が期待される空港津山道路の早期完成は津山圏域住民の悲願となっています。

全国的な課題となっている、橋梁やトンネルなど道路施設の老朽化について、ライフサイクルコスト^(注)の削減や定期的な点検にもとづく長寿命化が重要となっており、本市においても道路利用者の安全や円滑な交通に支障がないよう、予防保全型の維持管理に取り組む必要があります。

都市計画道路総社川崎線



都市計画道路整備率の推移



(資料：都市計画課調べ)



基本方針

広域連携や、周辺地域との交流促進のため、体系的で効率的な道路ネットワークの形成を図るとともに、地域に密着した生活道路の利便性と安全性を向上し、だれもが安心して快適に利用できるユニバーサルデザイン^(注)に配慮した道路整備を計画的に推進します。

老朽化する道路施設については、定期的な点検を実施し、適切な予防保全による施設の長寿命化に取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標

◆円滑な交通が確保され、安全で快適な道路整備が進んでいる

満足度 (平成27年度)

53.6点

目標 (平成37年度)

↑ UP

成果指標

◆都市計画道路の整備率

都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合

現状値 (平成26年度)

66.4%

目標値 (平成37年度)

75.0%

施策の方向と主な取組

1 広域道路網の整備

都市間連携の推進や産業・観光の振興を図るため、広域道路網の整備を推進し、移動時間の短縮や定時性の確保による利便性と快適性を高め、「ひと」や「もの」の交流を促進します。

特に、津山圏域と空港を結ぶ地域高規格道路「空港津山道路」の整備を促進するとともに、事業実施区間である「津山南道路」の早期完成をめざします。

2 地域道路網の整備

市街地へ集中する交通の分散化を図る環状道路の整備や、地域拠点間を連絡する主要幹線道路などの整備を計画的に推進し、一体的な道路ネットワークの形成と地域活力の向上を図ります。

3 生活道路の整備

市民生活や地域コミュニティに密着した、生活道路の整備を推進し、生活の利便性と安全性の向上を図ります。

4 道路施設の長寿命化

橋梁やトンネル、道路標識などの道路施設を定期的に点検し、老朽化の現状把握を行うとともに、長寿命化計画にもとづく予防保全型の維持管理を推進し、道路施設の長寿命化を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムV 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり

1 快適な都市環境をつくるために

1-3

公共交通網の整備

現状と課題

本市では、「津山市公共交通連携計画」にもとづき、ごんごバス、民間バス路線、JRなどとの連携を進め、公共交通機関の利便性向上を図ってきました。

しかし、少子高齢化による人口減少に伴う要因に加え、各路線の運行ダイヤの間隔が長く、また各路線間の連動性が乏しく、利用者の足としての機能が十分に発揮できていないため、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

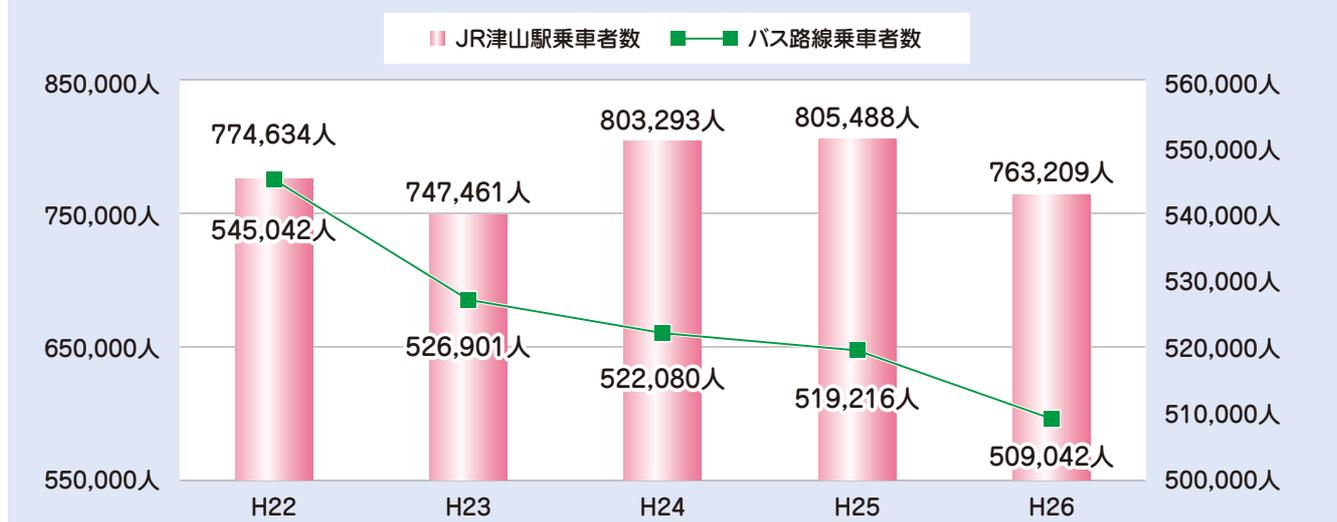
公共交通は、高齢者など交通弱者にとっては、買い物への足、医療機関への足として、生活するうえで欠かせないものであり、また人的・物的交流の活性化、観光振興を図るための重要な都市機能でもあります。

利用者を増やし路線を維持していくためには、公共交通の空白地域を解消し、利用者の利便性が高まるような新たな交通計画の策定が必要です。新計画では、今後策定する立地適正化計画や中心市街地活性化計画などまちづくりとリンクした交通体系を整備するとともに、地域拠点間の動脈となる公共交通網の整備・充実を図る必要があります。

循環運行するごんごバス



公共交通利用者数の推移



※バス路線乗車数はバス年度（10月～9月）による（資料：各バス運行事業者実績、JR西日本統計）



基本方針

J Rの利便性・快適性向上、現行バス路線の見直しや再編、公共交通空白地域の解消など、市民や観光客が利用しやすい公共交通体系の整備を進め、利用促進を図ります。
地域拠点間の公共交通網の再編・整備に取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標

◆だれもが利用しやすい便利な公共交通網が整備されている

満足度（平成27年度）

45.7点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆公共交通（バス）利用者数

市内バス路線の乗車者数

現状値（平成26年度）

（バス年度による）
514,728人

目標値（平成37年度）

（バス年度による）
535,000人

◆公共交通（J R）利用者数

J R津山駅の利用者数

現状値（平成26年度）

763,209人

目標値（平成37年度）

794,000人

施策の方向と主な取組

1 公共交通の再編・整備

公共交通のマスタープランとなる「津山市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築します。

事業者との調整を踏まえ、「津山市地域公共交通再編実施計画」を検討・策定し、デマンドバスの導入、バス乗り継ぎ拠点の再編、空白地域の解消、ダイヤ変更による利用しやすい公共交通体系を構築し、地域拠点間の公共交通を再編・整備し、人的・物的交流を促進します。

また、阿波地区での過疎地有償運行を維持し、地域交通の確保を図ります。

2 公共交通の利便性向上

バス案内サイトを構築し、運行状況が把握できるシステムの導入や電光掲示板の設置により公共交通の利便性向上を図り、利用者の満足度向上をめざします。

また、県や沿線自治体と連携し、J Rの利便性・快適性向上に取り組みます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり

1 快適な都市環境をつくるために

1-4

歴史まちづくりと景観の保全

現状と課題

本市は、城下町の構成要素である城跡、武家地、町人地、社寺地が残る典型的な城下町として評価されています。

これまで、城東地区の町並み景観整備などに取り組み、平成21年には旧城下町全域を対象とした「津山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史的風致^(注)のさらなる向上に努めています。

平成25年8月には、城東地区が国の重要伝統的建造物群保存地区^(注)に選定されましたが、引き続き、城跡周辺地区と城東・城西地区の歴史資産を活かした景観の維持向上と観光インフラの整備により、観光客の回遊性を確保し、観光振興と地域活性化につなげていく必要があります。

そのためには、本市独自の景観計画を策定し、城下町の歴史的な町並みと豊かな自然が織り成す風景が調和する良好な景観を守り育て、市民が誇りと愛着を持つことができ、観光客にも魅力を感じてもらえる津山らしい景観を創出し、次世代へ継承することが重要な課題です。



城東・城西地区歴史関係6施設入館者数の推移



※歴史関係6施設：作州城東屋敷・津山洋学資料館・城東むかし町家・箕作阮甫旧宅・作州民芸館・城西浪漫館（資料：津山市統計書）



基本方針

城跡、武家屋敷、町家、社寺といった城下町の歴史的な構成要素を保存活用するとともに、それらを取り巻く周辺の町並み景観を整備することにより、古いものと新しいものと調和した津山らしい景観を市民とともに守り・育て・創り、将来世代に引き継げるよう、景観行政に積極的に取り組みます。

観光駐車場や道路美装化などのインフラ整備に取り組み、津山の魅力的な景観を観光振興に活かします。

将来の目標

市民満足度指標

◆歴史と文化を活かしたまちづくりを推進し、美しい景観を保全できている

満足度（平成27年度）

59.0点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆城東・城西地区の観光入込客数

城東・城西地区の歴史関係6施設入館者数

現状値（平成26年度）

67,197人

目標値（平成37年度）

114,000人

施策の方向と主な取組

1 歴史資産の保存と町並み景観の整備

城跡周辺地区や城東・城西地区の歴史的建造物や伝統的な町並みを保存・活用するとともに、周辺景観との一体的な調和を図るため、道路の美装化や側溝の改修など、町並み景観の整備に取り組みます。

2 歴史資産の活用と施設整備

歴史資産を観光振興に活かすため、観光駐車場やトイレの整備、道路環境の改善、魅力的な観光施設の充実を図り、観光客の増加と滞在時間の延長につなげます。

3 景観行政の推進

景観条例の制定、景観計画の策定により、特に、景観保全の必要性が高い城下町を中心とした区域を重点地区に指定して、景観への影響が懸念される大規模建築などの届出基準を示し、津山らしい景観の保全・誘導を推進します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり 1 快適な都市環境をつくるために

1-5

居住環境の整備

現状と課題

近年、ライフスタイルの多様化が進むとともに、災害への備えや自然環境への配慮など、さまざまなニーズに対応した住宅の供給が求められています。

また、中心市街地の空洞化や中山間地域の過疎化の進行により、一戸建住宅や共同住宅の空き家・空き室が増加しており、本市においても大きな課題となっています。

このようななか、今後の居住環境整備においては、省エネ住宅の普及や建築物の耐震化、空き家・中古住宅などの維持管理と有効活用を図るとともに、高齢者や障害者などすべての人に配慮したユニバーサルデザイン^(注)の導入を促進するなど、安全・安心で人と地球にやさしい居住環境の整備が求められています。

また、公営住宅についても、少子高齢化や人口減少社会の進行を踏まえ、これまでの量の確保から質の確保への転換を図る必要があります。

公営住宅に対する住民ニーズや建物の老朽化に対応するため、適切な維持管理に努めることはもとより、散在する小規模住宅団地の再編や大規模住宅団地の建て替え、既存住宅の機能向上と長寿命化を図り、だれもが快適に暮らすことのできる公営住宅整備に取り組むことが重要です。



公営住宅【八千代団地】

市内専用住宅建築戸数の推移



※調査期日が10月1日のため平成25年は9月までの数値。新耐震基準は昭和56年6月に導入。(資料：住宅・土地統計調査)



基本方針

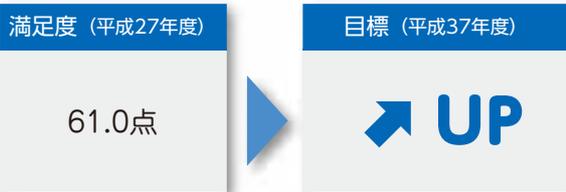
住宅の省エネルギー化や耐震化の普及を図るとともに、だれもが安全・安心で快適に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した居住環境の整備を推進します。

公営住宅については、量から質の確保へ転換を図ることとし、住民ニーズや老朽化に応じた住宅の再編や適切な維持管理による長寿命化を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

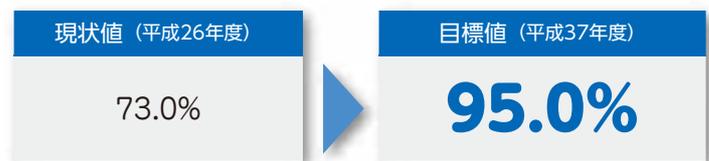
◆良好な居住環境が整備されている



成果指標

◆住宅の耐震化率

強い地震でも倒壊しない構造の住宅の割合



施策の方向と主な取組

1 人や環境にやさしい住宅整備の啓発

住宅のユニバーサルデザインの導入や省エネルギー化、耐震化などの普及を促進するとともに、多様な居住ニーズに対応した快適で良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的で開催し市民への啓発活動に取り組みます。

2 建築物の耐震化の促進

大地震から人命や財産を守るため、新耐震基準^(注)以前に建てられた建築物の耐震化を促進し、安全・安心な居住環境の整備に取り組みます。

公共建築物の耐震化を図るとともに、民間建築物の耐震化を促進するため、所有者・管理者の防災意識の高揚に努めます。

3 公営住宅の整備

公営住宅の整備・更新にあたっては、今後の人口減少社会を見据えた、適切な住戸数の確保に向けて団地の再編を進めるとともに、民間活力の導入や土地の高度利用を検討するなど、効率的かつ効果的な公営住宅の整備に取り組みます。

また、住宅の長寿命化を図るため、予防保全的な改修事業を推進します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり 2 災害に強くなるために

2-1

防災体制の充実と防災意識の啓発

現状と課題

災害や想定外の事故などから、市民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するためには、平常時からの備えが必要です。

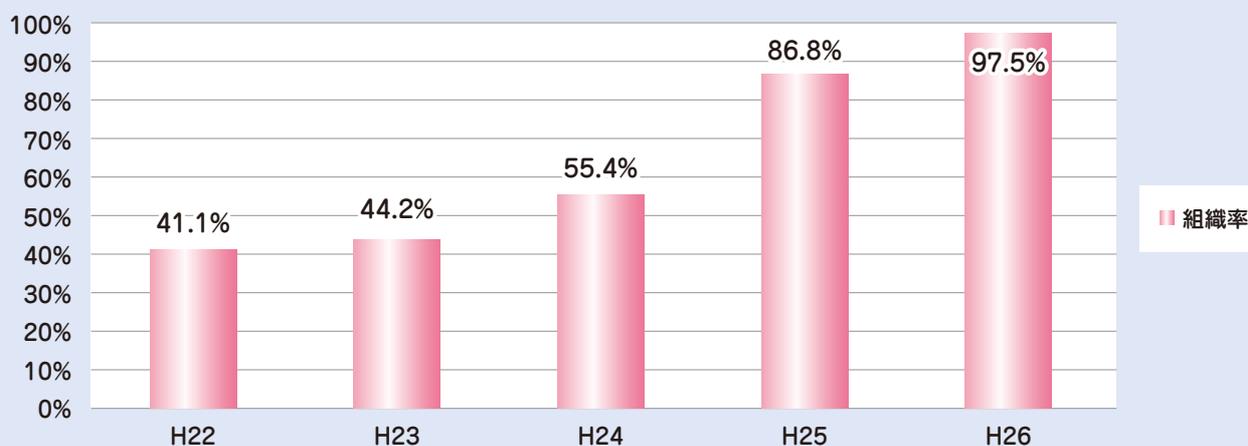
なかでも、災害被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に向けた取組が重要です。迅速かつ多様な情報伝達手段を整備してより多くの市民へ情報を伝えるとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という自助・共助^(注)の意識にもとづいた「自主防災組織」の育成や地域消防防災の中核である「消防団」の充実により地域防災力を高め、公助（市や警察、消防署など）との連携体制を整備し、ライフラインの早期復旧や災害弱者などの対応を進めることが必要となっています。

また、救急救助体制については、高度化する需要に対し、圏域消防組合の効率的かつ効果的な体制整備や救急救命活動を行ううえで医療関係機関との連携体制の強化が求められています。



救急救助訓練

自主防災組織率の推移



(資料：危機管理室調べ)



基本方針

自助・共助の考え方による自主防災組織の設立を推進し、平素から防災意識の高揚を図るとともに、減災に向け、公助との協働体制の構築と的確かつ迅速な情報伝達システムを整備します。

消防団の施設・設備の充実や圏域消防組合の効率的な体制整備により、消防力の向上に努めます。あわせて、救急救命活動と医療の連携を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆防災体制が整備され、市民の防災意識の向上が図られている

満足度（平成27年度）

55.5点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

- ◆自主防災組織率

地域防災力の要となる共助組織の整備割合

現状値（平成26年度）

97.5%

目標値（平成37年度）

100%

施策の方向と主な取組

1 防災情報伝達システムの整備

災害時の被害を最小限にとどめるためには、迅速な情報発信や的確な伝達が不可欠であり、より多くの市民へ情報が行き渡るよう災害情報メールやFM電波の活用による防災ラジオの普及、防災行政無線の整備など情報伝達手段の多重化を図ります。

2 防災意識の高揚

ハザードマップの作成や市内全域を対象とした防災訓練を実施するとともに、自主的な防災活動の支援など、市民一人ひとりが防災意識を高め、協力し相互に支え合う、自助・共助を基本とした地域防災力の強化に努めます。

3 消防・防災・救急救命体制の充実

消防団や圏域消防組合の消防・防災・救急救命体制の整備を行うとともに、医療機関などと連携した救急救命活動を行います。

第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり
2 災害に強くなるために

2-2

災害予防と減災の推進

現状と課題

近年、局地的な集中豪雨や大型台風の上陸などによる災害の激甚化が懸念されています。

また、山崎断層帯^(注)で地震が発生した場合には、県北東部を中心に、建物全壊が約600棟、最大避難者数約5,700人が想定されており、これらの災害に対し適切な備えと被害の最小化が求められています。

このため、本市では「津山市地域防災計画」にもとづき、国や県、関係機関などの責務を明確にし、相互が連携して防災対策の推進に努め、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

今後も、防災・減災への取組として、山林の保全や河川改修などの治山・治水事業を推進し、土砂災害の防止と浸水被害の軽減に努めるとともに、雨水排水路の整備や公共施設・住宅などの耐震化を促進し、災害の未然防止を図る必要があります。

また、災害発生時の緊急車両などの通行確保のため、緊急輸送道路^(注)に指定されている路線や地域の交通難所について、関係機関と協力のもと体系的な道路整備を進める必要があります。



公共土木施設及び農地農業用施設災害復旧件数の推移



(資料：土木課、農村整備課調べ)



基本方針

治山・治水事業や雨水浸水対策、住宅の耐震化などに取り組むとともに、関係機関の協力のもと体系的な緊急輸送道路の整備を図るなど、防災・減災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆防災・減災が進み、災害予防ができている

満足度（平成27年度）

52.9点

目標（平成37年度）

UP

成果指標

◆ポンプゲート^(注)の整備率

ポンプゲートの計画箇所に対する整備済箇所の割合

現状値（平成26年度）

54.5%

目標値（平成37年度）

81.8%

施策の方向と主な取組

1 治山・治水対策の推進

荒廃林の整備や急傾斜地崩壊対策などの事業を推進し、土砂災害を未然に防ぐとともに、河川、ため池などの改修や適切な維持管理に努め、洪水被害の低減を図ります。

2 雨水浸水対策の推進

都市部を中心とした、集中豪雨などによる冠水や浸水被害を軽減するため、「津山市雨水対策計画」にもとづき、雨水排水路の整備やポンプゲートの設置に取り組みます。

3 耐震対策の推進と緊急輸送道路の確保

地震への備えとして、住宅などの耐震化を促進し災害に強いまちづくりを進めるとともに、緊急車両などの通行を確保するため、緊急輸送道路に指定される道路網や地域の交通難所などの整備を推進します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり
3 安心して暮らせるために

3-1

防犯対策と消費者保護

現状と課題

近年、子どもや女性、高齢者など社会的弱者を狙った事件が相次いで発生するとともに、犯罪が広域化、巧妙化しています。

特に、振り込め詐欺などの特殊詐欺や商品の送り付け商法による高齢者の被害と、インターネットを悪用した悪質サイトへの誘導による若年層の被害が増加し、消費者を取り巻く日常生活に関するトラブルが、社会問題となっています。

犯罪が起きにくく、安全・安心な社会をつくるためには、警察、学校、市民、事業所などとともに、「地域の安全は自分たちで守る」という意識のもと、防犯施設の整備や防犯活動を行う必要があります。

あわせて、社会経済活動からの暴力団の排除や、犯罪被害者やその遺族が、一日でも早く日常生活を取り戻せるよう、条例にもとづいた適切な取組が必要です。

消費者保護については、「津山市消費生活センター」の相談体制の充実を図るとともに、消費者教育の推進が求められています。



刑法犯認知件数の推移



(資料：津山警察署調べ)



基本方針

安全で安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域住民と協働して、自主防犯組織の活動支援や防犯施設の設置支援を行います。

消費者保護のため、相談体制を充実し、被害防止を図るとともに、啓発活動を通じて、消費活動に関する市民の意識を高めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆犯罪や消費者被害の心配が少ないまちづくりができています。



成果指標

◆防犯カメラの設置台数

町内会、市が設置した防犯カメラの累計設置台数



◆消費生活講座の参加人数

学校・地域で開催する消費生活講座への参加人数



施策の方向と主な取組

1 自主防犯活動の推進と暴力団の排除

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを推進するため、地域の自主防犯組織や安全・安心まちづくり推進協議会などの団体と連携して、防犯活動を行うとともに、市民が被害に遭わないための防犯意識の醸成に努めます。

あわせて、市民、事業者と一体となって市民生活や社会経済活動の場から、暴力団を排除し、平穏な市民生活を確保します。

2 防犯施設の設置支援

街頭犯罪や少年非行などの防止を図り、安全で住みよいまちづくりを進めるため、犯罪抑止効果の高い防犯灯、防犯カメラの設置を推進します。

3 消費生活対策の推進

安心して豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するため、消費生活センターの相談体制を充実し、被害防止のための情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の消費活動に関する意識を高めます。



第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり
3 安心して暮らせるために

3-2

交通安全対策の推進

現状と課題

本市における近年の交通事故発生件数は、減少傾向を示しています。津山警察署管内の事故の特徴としては、交差点付近での事故が全体の約6割を占め、特に高齢者事故の割合が増加しています。

事故形態としては、車対車の事故が約90%、車対人の事故が、約8%を占めています。

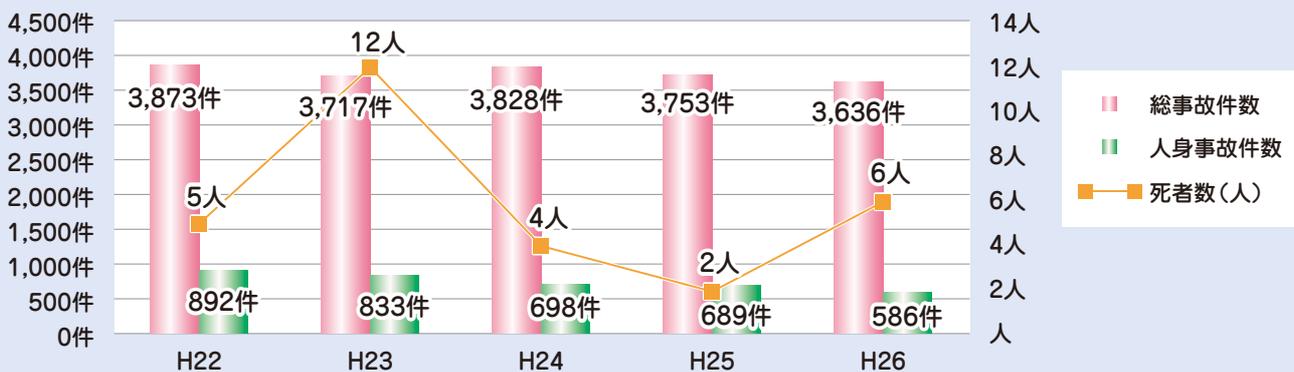
また、全国的に自転車のルール違反による交通事故が多発し、深刻な問題となっていることから、平成27年6月の道路交通法改正において、危険行為を繰り返した自転車運転者に対する講習の受講が義務化されました。

このような状況のなかで、交通事故のない安全な市民生活を確保するために、道路管理者、警察、交通安全関係団体が連携し、事故多発箇所への対策や、交通安全施設の整備に努めるとともに、幼児から高齢者まですべての年齢層を対象とした交通安全教室や啓発活動を実施しています。

今後は、学校、家庭、地域、事業所においても、交通安全教育の推進や交通安全意識の高揚が求められています。



津山警察署管内の交通事故発生状況の推移



(資料：津山警察署調べ)



基本方針

市道、農道において、車両と歩行者がより安全に通行できるよう歩道の設置、交通安全施設などの整備を推進します。

交通安全に対する基本的なルールの遵守や交通マナーの向上を図るため、警察はもとより、学校、家庭、地域、事業所が一体となった交通安全運動を推進します。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆交通安全対策が進み、交通事故の少ない安全なまちづくりができている。

満足度（平成27年度）

55.5点

目標（平成37年度）

➡ UP

成果指標

- ◆交通事故件数

津山警察署管内の交通事故発生件数

現状値（平成26年度）

3,636件/年

目標値（平成37年度）

2,900件/年

施策の方向と主な取組

1 交通安全施設の整備

市道、農道において、車両と歩行者が安全に通行できるよう、また、通学路の安全対策を推進するため、歩道の設置、ガードレール、転落・横断防止柵、カーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備、路面舗装などを行うとともに、道路照明などの道路施設の適切な維持管理に取り組みます。

2 交通安全対策の推進

市民一人ひとりの交通安全意識の徹底を図り、交通事故を減らすため、交通安全対策協議会、交通安全母の会などの団体と連携して、交通事故防止のための交通安全教室や街頭啓発活動を推進します。



第3章 基本計画

開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり 3 安心して暮らせるために

3-3

演習場対策

現状と課題

本市には、勝北地域（広戸地区）に陸上自衛隊日本原演習場及びそれを管轄する陸上自衛隊日本原駐屯地が所在しており、一般訓練はもとより、火砲射撃訓練が可能な演習場となっています。

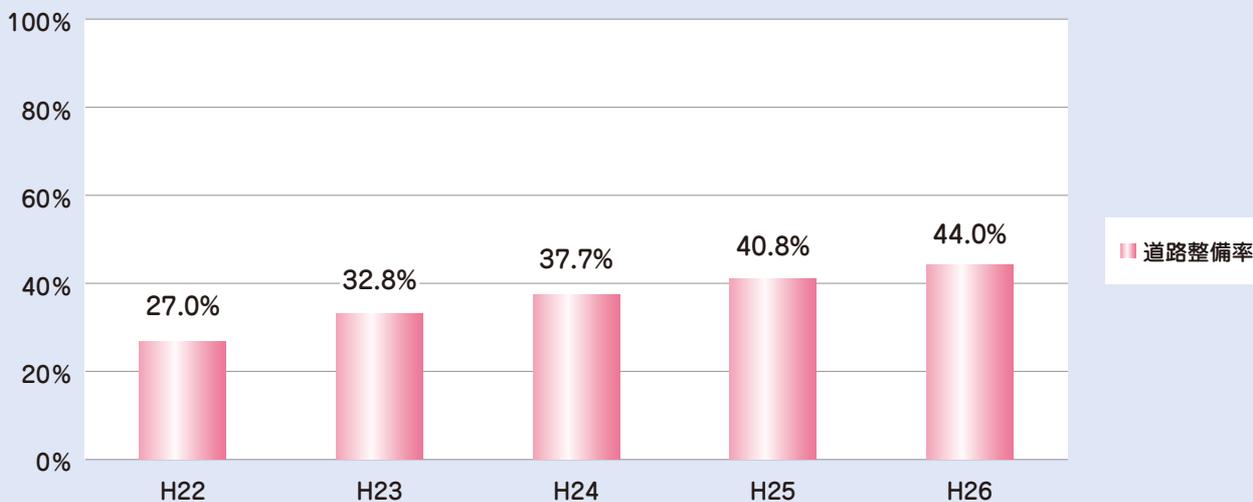
このため、実弾射撃演習、ヘリコプターの飛行訓練などによる騒音や振動、さらには水質汚濁などの障害が発生しています。

これらの周辺住民に対する障害の軽減を図るため、中四国防衛局などの関係機関・団体と積極的に連携するとともに、周辺住民の理解と協力を得るなかで、日本原演習場が安定使用され自衛隊の訓練や演習が円滑に行なわれ、地域住民と自衛隊が共存共栄できるよう、適切な対応に努めていかなければなりません。

自衛隊との交流



日本原演習場周辺対策事業の道路整備率の推移



(資料：勝北支所調べ)



基本方針

関係機関・団体と連携を図り、演習場の使用により発生する騒音や振動障害などの防止及び演習場周辺の整備を促進し、安全で快適な生活環境の整備を進めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆日本原演習場の対策が図られている

満足度 (平成27年度)

61.7点

目標 (平成37年度)

UP

成果指標

◆日本原演習場周辺対策事業の道路整備率

自衛隊車両との離合困難箇所の解消を図り、安全・安心のための道路整備の進捗率

現状値 (平成26年度)

44.0%

目標値 (平成37年度)

100%

施策の方向と主な取組

1 演習場対策の推進

自衛隊車両と一般車両が安全に走行できるための狭小道路の整備、実弾射撃演習やヘリコプターの飛行訓練などによる騒音や振動の軽減、水質汚濁など軽減のための水路などの公共用施設整備を進め、自衛隊日本原演習場と演習場周辺地域住民との共存共栄を図ります。







開花プログラムの

推進方策

- 1 効率的な市政を推進するために
- 2 圏域の一体的な発展のために

第3章 基本計画

開花プログラムの推進方策

1 効率的な市政を推進するために

1-1

共創・協働の推進

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進行し、生活様式の多様化や人間関係の希薄化などにより、地域の絆や連帯感が薄れつつあります。

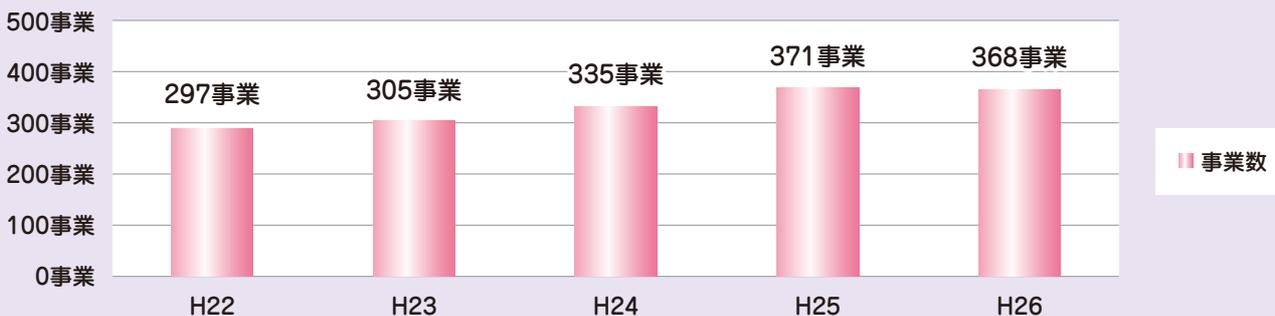
反面、社会状況の多様化のなか、自らが地域の課題を解決していこうという意識を持った市民の自主的・自発的な活動も活発化しています。こうした活動を支援し、市民活動の充実を図っていくことが求められています。

今後、税収の減少などで財政状況が厳しくなることが予想されることから、地域におけるつながりを充実させ、より一層、市民・ボランティア団体・NPO^(注)・事業者などと連携し、地域の課題の解決に向けて取り組む共創・協働のまちづくりの推進が求められており、市民・事業者・行政の役割を明確にし、お互いの自主性を尊重した取組が重要です。

さらに、各種審議会への市民参画やパブリックコメント^(注)による意見聴取など、より多くの市民の声を取り入れながら、市民が主役のまちづくりを進めていかなければなりません。



市民と行政との協働事業取組数の推移



(資料：協働推進室調べ)



基本方針

市民・ボランティア団体・NPO・事業者などと行政とが連携して、将来の姿や課題解決を図る共創・協働のまちづくりを推進します。

行政情報の提供・共有により、多くの市民の声を取り入れ、市民が主役のまちづくりを進めます。

将来の目標

市民満足度指標

◆市民と行政による共創・協働のまちづくりが推進できている

満足度（平成27年度）

50.1点

目標（平成37年度）

↗ UP

成果指標

◆市民との協働の取組の数

市民と行政が一緒に取り組んだ事業、市民が市政に関わった事業の数

現状値（平成26年度）

368事業

目標値（平成37年度）

450事業

施策の方向と主な取組

1 共創・協働のまちづくりの推進

市民の意識向上と主体的な参画を促進して共創・協働のまちづくりを推進するとともに、今後のまちづくりを担う人材の育成を図ります。

また、市民・ボランティア団体・NPO・事業者などが協働できるネットワークづくりとまちづくりに参加しやすい環境整備を進めます。地域づくりにおいては、住民自治協議会の設立を支援するなど、地域課題を地域住民とともに解決できる体制を構築します。

2 市民参画のまちづくりの推進

市民の知識と経験をまちづくりに活かしていくために、積極的に行政情報を提供し、情報の共有化に努め、各種審議会への市民参加を図ります。

また、パブリックコメントなどにより、より多くの市民の意見聴取を進めます。



第3章 基本計画

開花プログラムの推進方策

1 効率的な市政を推進するために

1-2

津山の魅力発信

現状と課題

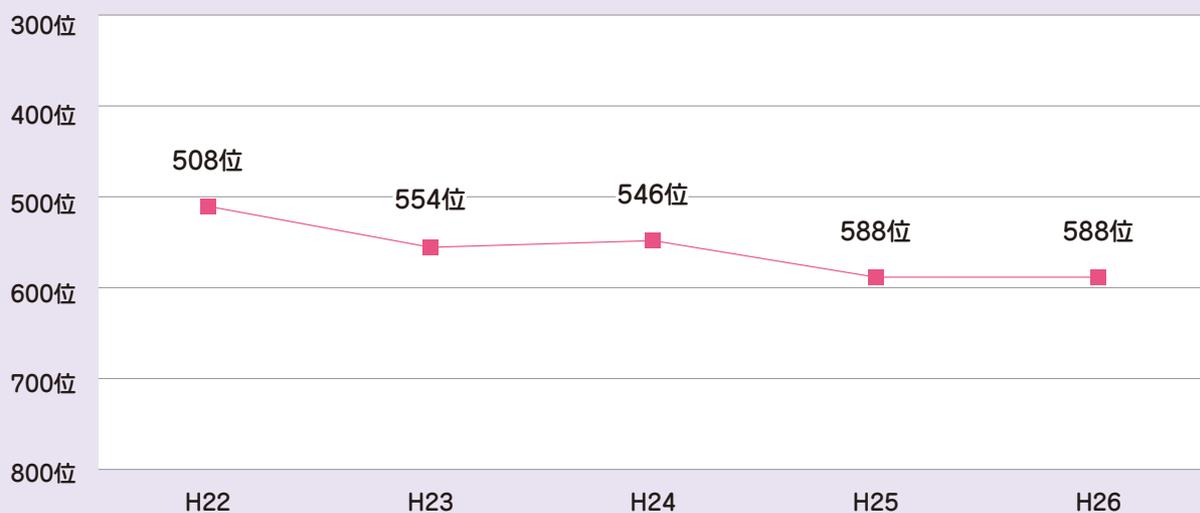
地方分権が進展し、市民ニーズが多様化するなか、広報紙やホームページ、フェイスブックなどのSNS^(注)を通じて、市民に迅速・的確な情報提供を行ってきました。

市民の声を聞く機会として、市民と市長のふれあいトークや地域懇談会などを開催してきました。これからも、まちづくりに市民の声をより積極的に反映していくことが求められています。

津山の魅力を市内外の人へ効果的に発信していくため「津山珈琲倶楽部^(注)」を立ち上げましたが、これからも交流人口の拡大を図りながら移住・定住を推進していくシティプロモーション^(注)が必要です。



地域ブランド調査（認知度）における津山市の順位推移



※調査対象となった1,000自治体中の順位（資料：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」）



基本方針

市民ニーズを把握し、親しみやすい広報紙・わかりやすいホームページづくりに努めるとともに、ICT^(注)をはじめとするさまざまな情報媒体をフルに活用し、本市が持つ多様な地域資源を効果的に発信し、知名度を向上させていくシティプロモーションに取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標

◆津山の良さが効果的に発信され、魅力度アップにつながっている

満足度（平成27年度）

45.3点

目標（平成37年度）

↗ UP

成果指標

◆地域ブランド調査認知度順位

ブランド総合研究所「地域ブランド調査」認知度順位

現状値（平成26年度）

588位
（/1000自治体）

目標値（平成37年度）

300位以内

施策の方向と主な取組

1 広聴・広報の充実

市民への情報提供と市のPRを目的とした、魅力的で効果的な情報発信を行っていくため、市民が求める情報を把握し、見せ方を工夫するなかで、親しみやすく活用しやすい利便性の高い広報紙やホームページづくりを進めます。

広聴活動においては、市民との対話を大切にして、市民が市役所を身近に感じられるような取組や、広報紙やホームページを活用するなかで、双方向の交流を推進します。

2 津山シティプロモーションの推進

市外在住者をターゲットに、本市の知名度を向上するため新たなロゴマーク・キャッチコピーなどの統一コンセプトを作成し、まちの魅力を全国に発信し、選んでもらえるまち津山をめざし、交流人口の増加と、移住定住の推進を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムの推進方策

1 効率的な市政を推進するために

1-3

行財政改革と情報化の推進

現状と課題

本市では、昭和57年に行財政改革を始めて以後9次にわたる取組を進め、行政のスリム化、事務事業の効率化などに一定の成果をあげてきました。

財政状況は、市税収入が低迷する一方で、少子高齢化により社会保障関係の扶助費は増加の一途をたどり、また、長期にわたる第三セクター等改革推進債^(注)の償還や合併特例期間終了による地方交付税の削減が始まるなど厳しい環境にあります。

公共施設については、老朽化が進むものも見られ、廃止を含む将来を見据えた利活用策と防災・減災対策の強化に本格的に取り組む必要があります。

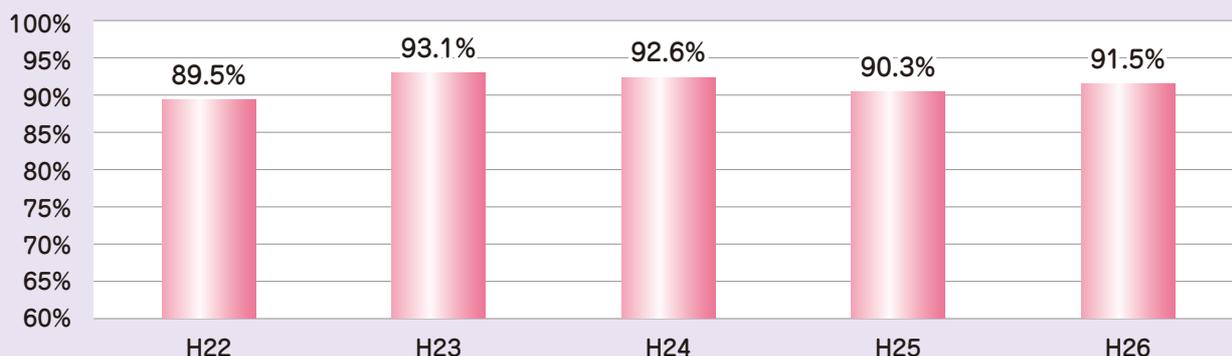
こうした課題に対応し、子育てや教育環境の向上、地域産業の振興、魅力的なまちづくりなど、将来を見据えた施策に取り組み、持続可能なまちづくりを進めるためには、今後も引き続き行財政改革を強力に推進し財源の確保に努めるとともに、限られた財源を効率的・重点的に配分することが求められています。

情報化分野においては、行政の情報化として、マイナンバー制度^(注)の開始に伴い、行政サービスの一層の向上が求められており、さらなるセキュリティ対策、行政情報の公開についての取組を進めていかなければなりません。また、地域の情報インフラの整備も必要です。

津山市庁舎



経常収支比率の推移



(資料：財政課調べ)



基本方針

市民ニーズを反映した質の高い行政サービスを提供するとともに、公共施設の適正管理に取り組み、長期財政見通しのもと、将来にわたる持続可能な行財政運営に努めます。

ICT^(注)活用の推進により、行政事務の効率化を進めるとともに、行政情報の公開による透明性の向上、市民参画の推進を図ります。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆行財政改革が行われ、組織の活性化と確実に速やかな市民対応ができています

満足度（平成27年度）

46.2点

目標（平成37年度）

↑ UP

成果指標

- ◆経常収支比率

経常的な収入（市税、普通交付税など）に対する経常的な支出（人件費や施設管理費）の比率

現状値（平成26年度）

91.5%

目標値（平成37年度）

88.0%

施策の方向と主な取組

1 行財政改革の推進

事務事業を見直し、財源の確保を図るとともに、事務能率の向上、人材育成、市民参画の推進、民間活力の有効活用などの取組を通じ、行財政改革を推進します。

2 健全な財政運営の維持

将来にわたる健全な財政運営を維持するため、税収など自主財源の確保を図るとともに、長期的な視野に立った計画的な財政運営を進めます。

また、地方公会計制度に基づく行政コスト計算や貸借対照表などの財務書類を整備し、公表することにより、透明性を高め、財政の効率化・適正化に努めます。

3 ファシリティマネジメント^(注)の推進

将来にわたり適切な行政サービスを提供することができるよう、津山市公共施設マネジメント基本方針に基づく公共施設の効果的な再編及び長寿命化などにより、最適化への取組を進めます。

4 情報化施策の推進

行政手続きのオンライン化の推進やマイナンバー制度の活用、また、行政情報のオープンデータ化などにより電子自治体を推進します。コンビニエンスストアの端末を活用した住民票の写し等の自動交付に加え、市税等の納付ができるようにし、市民の利便性の向上を図ります。

セキュリティ対策の強化などによる情報資産の個人情報保護やセキュリティポリシー^(注)の順守による情報の適正利用を推進します。

地域の情報化については、情報通信網の整備促進を図ります。



第3章 基本計画

開花プログラムの推進方策

2 圏域の一体的な発展のために

2-1

広域連携の推進

現状と課題

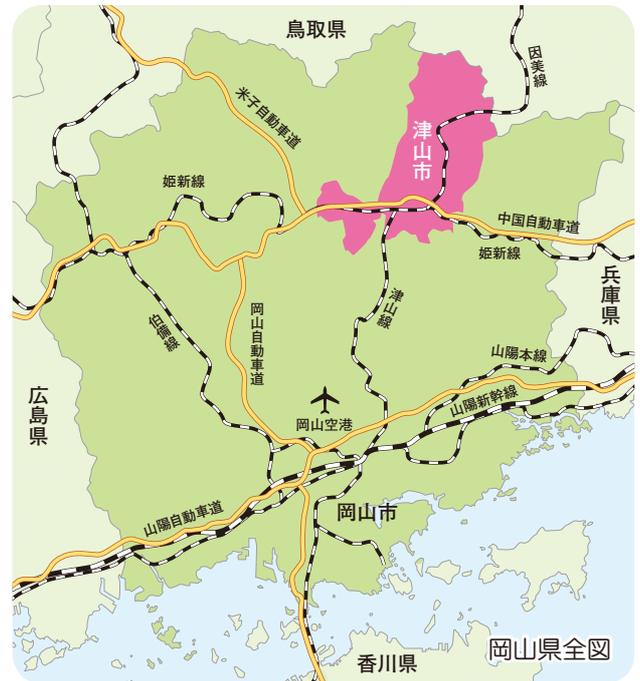
本市は、消防・ごみ処理・雇用労働などの分野において近隣自治体と連携し広域行政の推進を図ってきました。

ICT^(注)の環境整備や主要幹線道路の整備などにより、市民の生活や交流・経済活動の範囲は拡大しており、行政サービスも自治体の枠を超えたより広域的な連携の視点による対応が求められています。

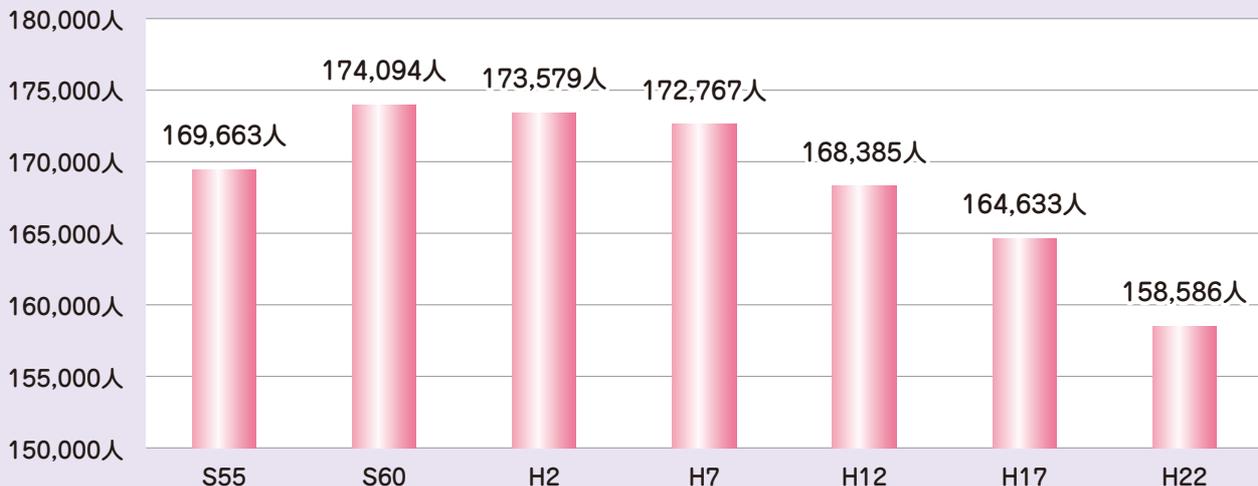
また、県北地域の人口流出に歯止めをかけるため、より一層近隣自治体と協力し、効果的な行政サービスを行い、魅力ある持続可能な地域づくりを進める必要があります。

JR津山線の利便性・快適性の向上と空港津山道路の早期開通など南北交通軸の整備促進は、県北地域の発展にとって必須です。

岡山市を中心とする連携中枢都市圏^(注)形成に向けた調査研究を行い、交通や観光面において県南地域との連携を図っていくことが求められています。



津山圏域の人口の推移



(資料：国立社会保障・人口問題研究所)



基本方針

津山圏域 1 市 5 町による産業振興などこれまでの広域連携をより発展させ、定住自立圏^(注)の形成をめざします。

県北自治体との連携を深めるなか、県北全体の地域の振興や行政課題の克服につながる施策に取り組みます。

将来の目標

市民満足度指標

- ◆**県北の拠点都市として、圏域との一体的な振興が図られている**

満足度 (平成27年度)

49.1点

目標 (平成37年度)

↗ UP

成果指標

- ◆**定住自立圏の締結自治体数**
定住自立圏形成協定の締結自治体数

現状値 (平成26年度)

0自治体

目標値 (平成37年度)

5自治体

施策の方向と主な取組

1 津山圏域自治体との連携の推進

これまでの消防やごみ処理などの広域連携に加え、津山圏域自治体との連携を強化し、交通ネットワーク、雇用創出、観光振興、移住・定住の推進などこれからの時代に即した広域行政のあり方を研究するなかで、効果的で効率的な共同処理の取組を進めるとともに、早期に定住自立圏の形成をめざします。

2 新しい広域連携の推進

魅力ある持続可能な県北の地域づくりと一体的な発展のため、県北の自治体と広く連携します。人・ものの移動において必要な JR 津山線の利便性・快適性の向上、地域高規格道路「空港津山道路」の整備推進を図るために、岡山市をはじめ関係自治体との調査研究を進めます。

3 国・県との連携

国・県など関係機関との連携や、各種団体との協力により、広域的な課題や市民ニーズが国や県などの計画や施策へ反映されるよう努めます。

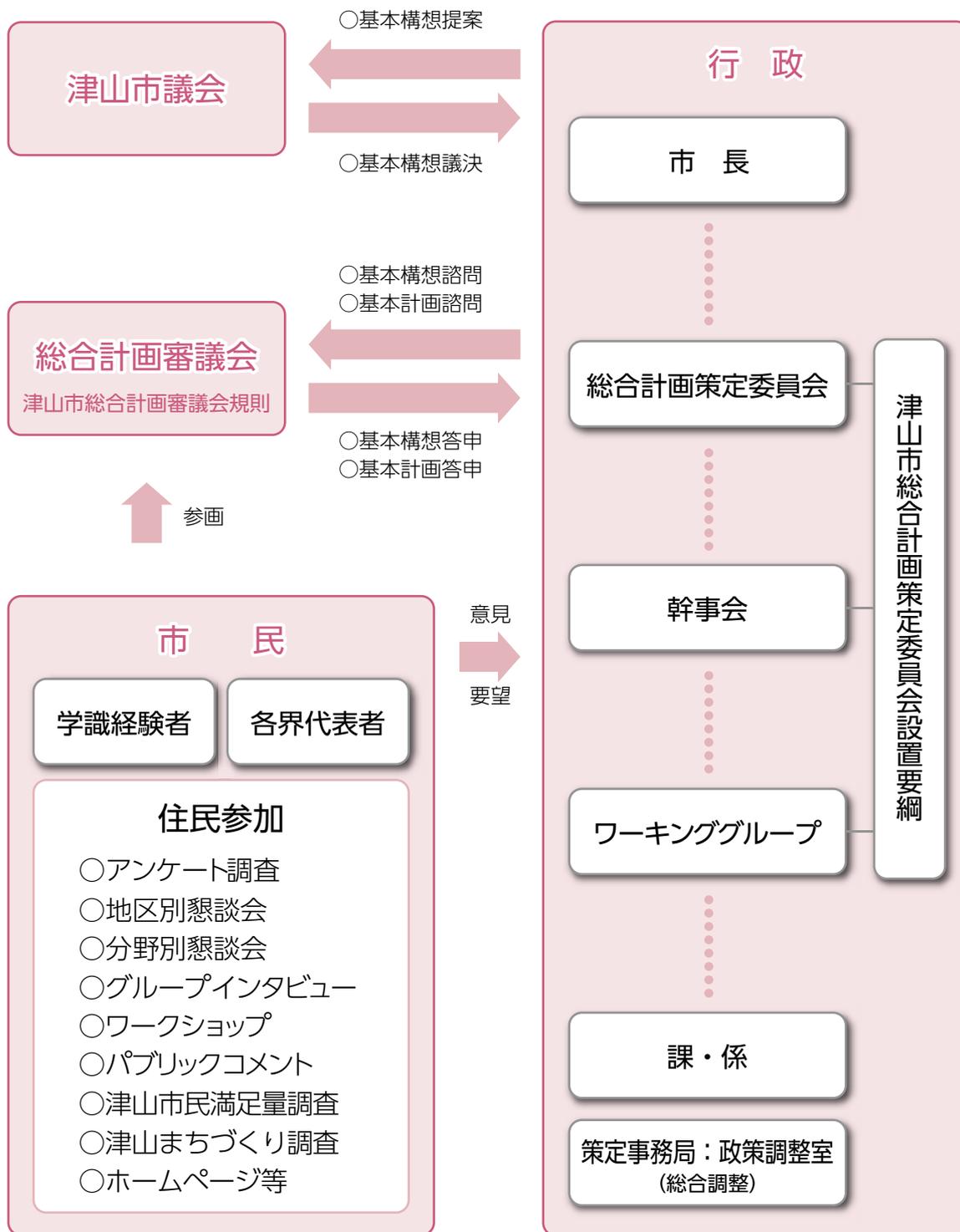




資料編

- 1 総合計画策定体制図
- 2 総合計画策定の主要な経過
- 3 各種懇談会開催経過
- 4 総合計画基本構想案についての諮問及び答申
- 5 総合計画基本計画案についての諮問及び答申
- 6 津山市議会の議決すべき事件を定める条例
- 7 津山市総合計画審議会規則
- 8 津山市総合計画策定委員会設置要綱
- 9 津山市総合計画審議会委員名簿
- 10 まちづくりに対する市民の意向調査結果
- 11 小中学生の作文 ～ 10年後の津山のために～
- 12 用語解説

1 総合計画策定体制図



2 総合計画策定の主要な経過

平成26年

開催日	内容	備考
9月 2日	審議会公募委員選考会議	公募委員の選考
9月 3日	第1回幹事会	計21回開催
9月29日	第1回策定委員会	計20回開催
10月14日	第1回審議会	委嘱状交付、事業概要説明

平成27年

開催日	内容	備考
1月13日	第2回審議会	データ分析結果報告、懇談会等開催について
1月16日	職員研修会	総合計画策定のポイントと施策の重点化について
1月17日～2月22日	地区別懇談会	計19箇所 692名参加
1月21日～2月 6日	分野別懇談会	計5分野 78団体参加
1月30日	市議会議員懇談会	18名参加
2月17日～3月26日	職員ワークショップ	計3分野 7回開催
3月14日	グループインタビュー	20代～40代女性6名、60代以上男性3名、女性5名
3月15日	グループインタビュー	50代女性8名
3月23日	第3回審議会	懇談会等結果報告等について
5月23日	ワークショップ(子育て、仕事づくり・人づくり)	子育て班4名参加、仕事づくり班7名参加
5月24日	ワークショップ(公共交通、地域の支え合い)	公共交通班7名参加、支え合い班7名参加
6月 4日	第4回審議会	基本構想骨子案等について
7月 6日	第5回審議会	基本構想案諮問
7月 7日	基本構想案パブリックコメント	7月24日まで
7月21日	市議会議員懇談会(会派代表)	5会派、無所属2名
7月27日	第6回審議会	パブリックコメント等の結果、基本構想案について
8月 6日	第7回審議会	基本構想答申案最終審議
8月10日	基本構想案答申	基本構想案答申書の提出
10月26日	第8回審議会 第1～3分科会(第1回)	基本計画案諮問 基本計画案について
10月27日	市議会議員懇談会(産業委員会)	7名参加
10月29日	第2分科会(第2回)	基本計画案について
11月 2日	第1分科会(第2回)	基本計画案について
11月 4日	第3分科会(第2回)	基本計画案について
11月 9日	第1分科会(第3回) 小中学生作文選考委員会	基本計画案について 小中学生作文優秀作品選考
11月10日	市議会議員懇談会(建設水道委員会) 第2分科会(第3回)	6名参加 基本計画案について
11月11日	市議会議員懇談会(総務文教委員会)	6名参加
11月12日	市議会議員懇談会(厚生委員会)	6名参加
11月13日	第3分科会(第3回)	基本計画案について
11月24日	第9回審議会	基本計画答申案最終審議
12月 2日	基本計画答申	基本計画案答申書の提出

平成28年

開催日	内容	備考
1月16日	小中学生作文優秀作品表彰式	小中学生作文優秀作品(8作品)の表彰



3 各種懇談会開催経過

1 地区別懇談会

開催日	町内会支部・審議会名	参加者数	会場
平成27年 1月17日	東津山	17	津山東公民館
	城 東	11	
	林 田	15	
	津山圏域雇用労働センター	城 南	13
		中 央	11
		鶴 城	5
平成27年 1月18日	城 北	13	城西公民館
	城 西	19	西苫田公民館
	西苫田	60	
平成27年 1月24日	二 宮	32	二宮公民館
	院 庄	37	院庄公民館
平成27年 1月31日	佐良山	34	佐良山公民館
	福 岡	17	中央公民館
	福 南	19	
平成27年 2月 1日	一 宮	15	高田公民館
	高 田	14	
	高 倉	13	
	田 邑	28	田邑公民館
平成27年 2月 7日	神 庭	12	清泉公民館
	滝 尾	9	
	成 名	10	高野公民館
	高 野	18	
	広 野	17	
平成27年 2月 8日	東苫田	41	東苫田公民館
	河 辺	31	河辺公民館
平成27年 2月14日	加 茂	36	加茂支所
	加茂地域審議会	2	
平成27年 2月15日	勝 北	27	勝北支所
	勝北地域審議会	4	
	久米公民館	久 米	35
		久米地域審議会	3
平成27年 2月22日	阿 波	32	阿波公民館
	阿波地域審議会	3	大崎公民館
	大 崎	39	
合計		692	

2 分野別懇談会

開催日	所属団体種別	参加団体数	会場
平成27年 1月21日	子育て・教育・生涯学習	14	市役所大会議室
平成27年 1月23日	経済・雇用	12	市役所大会議室
平成27年 2月 2日	まちづくり	18	市役所大会議室
平成27年 2月 3日	農業・林業	14	市役所202会議室
平成27年 2月 6日	健康・福祉	20	市役所大会議室
合計		78	



4 総合計画基本構想案についての諮問及び答申

津総企政第140号
平成27年7月6日

津山市総合計画審議会
会長 杉山 慎策 様

津山市長 宮地 昭範

津山市第5次総合計画基本構想案について（諮問）

津山市第5次総合計画を定めるにあたり、津山市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、別添の基本構想案について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

平成27年8月10日

津山市長 宮地 昭範 様

津山市総合計画審議会
会長 杉山 慎策

津山市第5次総合計画基本構想案について（答申）

津山市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、平成27年7月6日付、津総企政第140号をもって諮問された津山市第5次総合計画基本構想案について、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とする10ヵ年の「津山市第5次総合計画基本構想案」の諮問を受け、慎重に審議を行ってきました。

我が国は、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、多くの地方都市で、労働力人口の減少による経済の衰退、社会保障負担の増大などが進行し、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

一方では、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任を基本に、まちの魅力づくりや特性を活かした特色ある地域づくりが求められています。

こうした情勢を踏まえ、第5次総合計画基本構想では、本市の特性や市民の多様なニーズを把握しながら、市民一人ひとりが、生き活きと生活していける、住みやすいまちをめざし、市民の夢と希望が実現することを「花開く」とたとえ、基本理念（めざすまちの姿）を、「彩りあふれる花開く 津山の創造～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」とし、新たな都市を創造するとしました。

諮問案は、本市をとりまく課題と環境を的確に捉え、これから10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として示されましたが、審議の結果、これからの時代の潮流に立ち向かう強い姿勢を示すため、人口減少社会への挑戦等の記述を加えるなど、諮問案に一部修正を加えて補完し、別添のとおり答申します。

市長は、答申の趣旨を尊重のうえ、基本構想実現のため、市民との共創、協働をさらに強め、積極的かつ効果的な施策の展開を図るよう切望します。

なお、この答申及び審議の過程において各委員から出された提言・意見等を充分踏まえ、今後策定される津山市第5次総合計画基本計画の中で、活かされるよう希望します。



5 総合計画基本計画案についての諮問及び答申

津総企政第283号
平成27年10月26日

津山市総合計画審議会
会長 杉山 慎策 様

津山市長 宮地 昭範

津山市第5次総合計画基本計画案について（諮問）

津山市第5次総合計画を定めるにあたり、津山市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、別添の基本計画案について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

平成27年12月2日

津山市長 宮地 昭範 様

津山市総合計画審議会
会長 杉山 慎策

津山市第5次総合計画基本計画案について（答申）

平成27年10月26日付、津総企政第283号をもって諮問された津山市第5次総合計画基本計画案について、別紙のとおり答申します。

津山市第5次総合計画基本計画案の答申にあたって

本審議会は、平成27年9月に定められた基本構想に基づき、平成28年度から平成37年度までの10年間にわたる津山市の基本的な施策の方向や取組を明らかにした「津山市第5次総合計画基本計画案」について、開花プログラムごとに3つの分科会に分かれて慎重に審議いたしました。

審議にあたっては、基本構想で示された基本理念である「彩りあふれる花開く 津山の創造～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」を実現するため、時代の潮流を捉えた課題認識のもと、喫緊の課題である「人口減少問題」に取り組む姿勢、市民が主役の市政を実現するための「共創・協働」の理念、市民ニーズを踏まえた施策の方向が盛り込まれているかという点を中心に論議を深め、各委員から多くのご意見、ご提言を賜りました。

その結果、本基本計画案は、10年後の津山市のあるべき姿・方向について、分野ごとに的確な記述がなされており、適切なものと評価します。

計画推進にあたっては、本答申の主旨はもとより、各分科会の意見、提言を充分に尊重し、計画を計画として終わらせることなく、適切かつ効果的な施策の実施に着実に取り組むことを希望します。

なお、計画を具体化するにあたっては、次の点に配慮されるよう申し添えます。

記

- 1 地域の財産である豊かな自然と歴史・文化を守り、次代に継承するとともに、子育て・教育環境の整備、医療・介護・福祉サービスの充実、雇用の創出に取り組み、人口減少の抑制に努め、活力ある持続可能なまちづくりを図ること。
- 2 少子高齢化、人口減少社会に対応するため、市民、ボランティア、NPOなどとの共創・協働により、地域の生活を支える機能を維持するとともに、コンパクトで計画的なまちづくりに取り組むこと。
- 3 行財政改革に努め、選択と集中により施策の推進を図るとともに、インターネットなどの各種情報媒体を活用し、積極的な津山の魅力発信に取り組むこと。



6 津山市議会の議決すべき事件を定める条例

平成27年7月7日
津山市条例第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 津山市総合計画審議会規則

平成26年9月1日
津山市規則第32号

（目的）

第1条 この規則は、津山市執行機関の附属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定により、津山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、津山市総合計画に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）関係行政機関の職員

（2）市民団体の代表

（3）学識経験を有する者

（4）前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総合企画部政策調整室において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



8 津山市総合計画策定委員会設置要綱

平成26年8月1日
津山市訓令第20号
改正 平成27年4月1日訓令第13号

(目的及び設置)

第1条 津山市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に推進するため、津山市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画策定に係る総合調整及び原案作成事務を所掌し、その内容を必要に応じて市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、顧問及び委員をもって組織する。

2 委員長は、特別理事をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 顧問は、副市長をもって充てる。

5 委員は、総合企画部長、総務部長、総務部参与、財政部長、財政部参与、クリーンセンター建設事務所長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業経済部長、産業経済部参与、都市建設部長、地域振興部長、学校教育部長、生涯学習部長及び水道局長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたとときに招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 委員会の補助機関として、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、政策調整室長をもって充て、会務を総理する。

4 副幹事長は、財政課長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 幹事は、政策調整室長、総務課長、財政課長、クリーンセンター建設事務所企画調整官、環境福祉部企画調整官、こども保健部企画調整官、産業経済部企画調整官、都市建設部企画調整官、地域振興部企画調整官、学校教育部企画調整官、生涯学習部企画調整官及び水道局企画調整官をもって充てる。

6 幹事会の会議は、幹事長が必要と認めたとときに招集する。

(幹事会の所掌事務)

第6条 幹事会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 総合計画策定に係る各部署間の連絡調整に関すること。

(2) 各部署が作成した計画の素案の調整に関すること。

(3) 委員会の会議に付すべき事案の調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか委員長の指示事項に関すること。

(ワーキンググループの設置)

第7条 幹事会の補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、所属長の推薦する者をもって組織する。

(ワーキンググループの職務)

第8条 ワーキンググループは、幹事会の会議に付すべき事案の調整及び幹事会の指示事項の処理のほか、所属長の指示により所属部署における計画の素案の調整を行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、総合企画部政策調整室において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日訓令第13号)

この訓令は、令達の日から施行する。



9 津山市総合計画審議会委員名簿

◇津山市第5次総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等	肩書き	委嘱期間
会長	杉山 慎策	就実大学・短期大学	副 学 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
副会長	村木 正司	岡山県美作県民局	局 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
委 員	居森 宏治	津山市小学校校長会	会 長	平成27年 6月 4日～平成27年12月 2日
//	鶴崎 実	美作大学	教 授	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	薄元 亮二	津山市医師会	会 長	平成27年 6月 4日～平成27年12月 2日
//	小椋 懋	阿波地域審議会 中山間地域懇談会	会 長 阿波地域代表	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	河原 淳	津山青年会議所	理 事 長	平成27年 3月23日～平成27年12月 2日
//	菅田 貞男	加茂地域審議会 中山間地域懇談会	副 会 長 加茂地域代表	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	菊岡 美和	公募委員		平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	小西大二郎	津山工業高等専門学校	教 授	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	坂本 道治	津山市連合町内会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	須江 健治	津山青年会議所	理 事 長	平成26年10月14日～平成26年12月31日
//	杉山 和之	久米地域審議会 中山間地域懇談会	会 長 久米地域代表	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	鈴木 康正	NPO法人つやまNPO支援センター	理 事 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	高山 科子	津山市民生児童委員連合協議会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	竹内 佑宜	津山市観光協会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	武川 信吾	津山市体育協会	理 事 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	田村 正敏	作州津山商工会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	土井 京三	津山市社会福祉協議会	常 務 理 事	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	土肥 祥嗣	津山市消防団	団 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	土居 道宏	津山市小学校校長会	会 長	平成26年10月14日～平成27年 3月31日
//	土居 義幸	津山市保育協議会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	豊田 昌稔	津山市PTA連合会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	中村 智彦	岡山県津山警察署	署 長	平成27年 3月23日～平成27年12月 2日
//	根岸 健二	岡山県津山警察署	署 長	平成26年10月14日～平成27年 2月23日
//	野々上正成	津山市中学校校長会	会 長	平成26年10月14日～平成27年 3月31日
//	早瀬 賢治	津山農業協同組合	代表理事専務	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	廣本慎太郎	公募委員		平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	福田 直樹	津山市森林組合	参 事	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	藤本 貴子	津山市愛育委員連合会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	藤本 毅	津山市老人クラブ連合会	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	本郷 泰洋	津山市中学校校長会	会 長	平成27年 6月 4日～平成27年12月 2日
//	前田 康孝	中山間地域懇談会	勝北地域代表	平成27年 6月 4日～平成27年12月 2日
//	牧野 大作	津山商工会議所	会 頭	平成26年10月14日～平成27年 2月28日
//	松尾 直光	津山市医師会	会 長	平成26年10月14日～平成27年 6月 3日
//	松田 欣也	津山商工会議所	会 頭	平成27年 3月23日～平成27年12月 2日
//	八木芙佐子	津山市文化連盟	会 長	平成26年10月14日～平成27年12月 2日
//	山本 祐之	勝北地域審議会	副 会 長	平成26年10月14日～平成27年 3月31日



◇第1分科会

- 開花プログラムⅠ：子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり
- 開花プログラムⅡ：健やかで安心できる支え合いのまちづくり

役職	氏名	所属団体等	肩書き
座長	土居 義幸	津山市保育協議会	会長
副座長	豊田 昌稔	津山市PTA連合会	会長
委員	居森 宏治	津山市小学校校長会	会長
//	薄元 亮二	津山市医師会	会長
//	菊岡 美和	公募委員	
//	高山 科子	津山市民生児童委員連合協議会	会長
//	武川 信吾	津山市体育協会	理事長
//	土井 京三	津山市社会福祉協議会	常務理事
//	藤本 貴子	津山市愛育委員連合会	会長
//	藤本 毅	津山市老人クラブ連合会	会長
//	本郷 泰洋	津山市中学校校長会	会長
//	八木芙佐子	津山市文化連盟	会長

◇第2分科会

- 開花プログラムⅢ：雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり
- 開花プログラムⅣ：豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり

役職	氏名	所属団体等	肩書き
座長	松田 欣也	津山商工会議所	会頭
副座長	竹内 佑宜	津山市観光協会	会長
委員	鷗崎 実	美作大学	教授
//	河原 淳	津山青年会議所	理事長
//	小西大二郎	津山工業高等専門学校	教授
//	杉山 慎策	就実大学・短期大学	副学長
//	田村 正敏	作州津山商工会	会長
//	早瀬 賢治	津山農業協同組合	代表理事専務
//	廣本慎太郎	公募委員	
//	福田 直樹	津山市森林組合	参事

◇第3分科会

- 開花プログラムⅤ：災害への備えと都市機能の充実したまちづくり
- 開花プログラムの推進方策

役職	氏名	所属団体等	肩書き
座長	坂本 道治	津山市連合町内会	会長
副座長	土肥 祥嗣	津山市消防団	団長
委員	小椋 懋	中山間地域懇談会	阿波地域代表
//	菅田 貞男	中山間地域懇談会	加茂地域代表
//	杉山 和之	中山間地域懇談会	久米地域代表
//	鈴木 康正	NPO法人つやまNPO支援センター	理事長
//	中村 智彦	岡山県津山警察署	署長
//	前田 康孝	中山間地域懇談会	勝北地域代表
//	村木 正司	岡山県美作県民局	局長



10 まちづくりに対する市民の意向調査結果

(1) 市民意向等の把握と市民参画

津山市第5次総合計画の策定にあたっては、地区別・分野別懇談会、アンケート調査、ワークショップなど様々な機会でも多くの市民参画を得て、市民の意見・提言等を計画に反映した。

(2) 意向調査の手法

- ① 本市の歴史や特徴、また、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化などにより生じる問題を、人口等将来推計などのデータを示しながら、課題として市民と共有したうえで、「10年後の津山市」のめざすべき姿について率直な意見を聴取した。
- ② 懇談会、アンケート調査により、市民の求めるまちづくりの方向性やその実現のために取り組むべき施策を見極め、グループインタビュー、ワークショップにより、具体的な事業まで深掘りして課題を導き出すという手法を用いた。
- ③ 市民のまちづくりに対する率直な想いや感想、各種調査により導き出された課題に対する評価、また、本市の施策に対する満足度と重要度を調査するために、「津山市民満足量調査」、「津山市まちづくり調査」を実施した。

(3) 意向調査の進め方

市民の意向調査の実施にあたっては、潜在的ニーズを掘り起こすため、マーケティング手法を取り入れた。

※マーケティング手法・・・市場に存在する需要と供給の原則を行政サービスの取捨選択の根拠とし、市民の潜在的ニーズの把握と課題解決へのアイデアを聴取するという手法

分析

- 小学校区ごとの人口等将来推計
- 各種指標の収集、分析
- 10年後の市の姿を予測

懇談会
アンケート
調査

- 地区別懇談会 … 連合町内会支部単位で市内19カ所にて開催し、市民からの率直な意見聴取
- 分野別懇談会 … 子育て、経済、農業など5つの分野の代表者からの意見聴取
- アンケート調査 … 10年後の津山市に求めることについて、地区別、分野別懇談会参加者に対し調査を実施（651名から回答）

グループ
インタビュー

- 無作為に抽出した市民参加のもと、属性（年齢、性別）別の6～8名のグループに分かれ、懇談会、アンケート調査をもとに導き出された市が取り組むべき課題（子育て、雇用、地域づくり等）について、その解決策等をインタビュー形式で意見聴取

インターネット
アンケート調査
転出入者
アンケート調査

- インターネットアンケート調査 … 無作為に抽出した市民128名に対し、懇談会等で出された意見、提言を踏まえ取り組むべき課題について、インターネットによる意見聴取
- 転出入者アンケート調査 … 人口の社会減の原因を探るため、転出入者997名に対し、理由等の調査を実施

ワーク
シヨップ

- 無作為に抽出した市民参加のもと、属性（年齢、性別）別の4～7名のグループに分かれ、懇談会、アンケート調査をもとに導き出された市が取り組むべき課題（子育て、雇用、地域づくり等）について、その解決策等を自由に討論
- 市職員参加のもと、7～8名のグループに分かれ、懇談会、アンケート調査をもとに導き出された課題（子育て、雇用、地域づくり等）について、その解決策を自由に討論

市民生活・市政全般に対する市民の評価を数値化
施策の優先順位と市の施策の満足度を比較検討

津山市民満足量調査

無作為に抽出した市民3,000名に対し、子育て、雇用、地域づくりなど、懇談会からワークシヨップの中で導き出された市の取り組むべき課題や日々の生活の中で、率直に感じている思いをもとに、4段階で評価（回収率47.3%）

津山市まちづくり調査

無作為に抽出した市民3,000名に対し、市の施策全般について、満足度と重要度を5段階で評価（回収率32.4%）



(4) 意向調査の内容と調査結果

① 地区別・分野別懇談会及びアンケート調査

①実施目的…市民が思う「10年後の津山市」を実現するために、取り組むべき課題や政策のポイント、そのために必要な手法や考え方についての意見聴取。

②意見聴取等の結果

取り組むべき課題や政策のポイント	
子育て、人づくりに関すること	仕事づくり、定住推進に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て施策の充実 ◆ 子どもを産み育てやすい環境づくり ◆ 子育て支援策の拡充 ◆ 教育施策の強化（人づくり・学力向上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用の創出 ◆ 働く場の確保 ◆ 定住推進施策の推進 ◆ 企業誘致、新規創業
魅力づくりに関すること	地域づくり、地域間連携に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 津山の魅力づくり ◆ 観光施策の強化 ◆ 交流人口増の取り組み強化 ◆ 情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共交通の充実 ◆ 既存施設の有効活用 ◆ 地域コミュニティの強化と担い手の育成 ◆ 高齢者施策の充実 ◆ 広域連携

計画策定にあたっての手法や考え方の視点	
総合計画策定に関すること	独自性と情報発信に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手遅れにならないよう、スピード感を持った取組 ◆ 思い切った発想の転換 ◆ 従来とは違う手法や考え方への挑戦 ◆ 総花でなく、選択と集中 ◆ 今ある資源の再発見と活用 ◆ ハードよりソフト施策の充実 ◆ 若い世代の意見の聴取と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「津山と言えばこれ」と広く知られ誇れる魅力づくり ◆ 他の自治体との競争に勝てる独自性 ◆ 皆の希望となるようなシンボル事業の打ち出し ◆ 発信やPRの強化 ◆ 市民に分かりやすく伝わるような情報発信 ◆ 外からの視点の導入
地域づくりに関すること	広域連携に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各地域の特性を生かしたまちづくり ◆ 地域コミュニティの維持 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 圏域で取り組む視点 ◆ 県北の拠点都市としての役割



② グループインタビュー

- ①実施目的…地区別・分野別懇談会で出された市民の意見等を踏まえ、課題に関する情報収集や、さらに深掘りすることでニーズを把握し、重点的・戦略的に取り組むべき施策の方向性（コンセプト）を見出す。
- ②意見聴取等の結果

1) 20～40代女性グループ（主な調査課題：子育てしやすさ・働きやすさ）

抽出されたニーズ	解決のための方策や提案
<ul style="list-style-type: none"> ○働きやすい預け先 ○安心して子どもを送り出せる場所 ○仕事を選びたい ○子どもには自立できる力・コミュニケーション能力を付けさせたい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育てと両立しやすい働き方 ◎公的な子どもの居場所 ◎地域の顔の見える関係や家族の支えがある土地柄の活用 ◎子育て支援に関する複合的な施設の整備

2) 50代女性グループ（主な調査課題：まちの魅力づくり）

抽出されたニーズ	解決のための方策や提案
<ul style="list-style-type: none"> ○まちに楽しさが欲しい ○年をとっても働きたい ○もっとよいまちにするために自ら関わりたい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎セールスポイントづくり ◎地域の人や資源をつなげて活用 ○あるものの掘り起こしと情報発信

3) 60代以上男女グループ（主な調査課題：高齢者にとっての暮らしやすさ）

抽出されたニーズ	解決のための方策や提案
<ul style="list-style-type: none"> ○移動の利便性の向上 ○年をとっても自信を持って、楽しく暮らしたい ○将来への安心を得たい (不安の払拭) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共交通などの整備 ○民間サービスによる解決への期待 ◎地域の助け合いによる解決 ○田舎の良さを活かした規制緩和や独自のルール設定 ○市民への情報共有・伝達の徹底

4) 30～50代男性グループ（主な調査課題：仕事づくり）

抽出されたニーズ	解決のための方策や提案
<ul style="list-style-type: none"> ○仕事面で魅力あるまちであってほしい ○人生を大切にしたい働き方をしたい ○企業間の連携を強めてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者が安心して楽しんで暮らせる「シルバーリゾートタウン」への全国からの居住者誘致 ◎産学連携による「津山ならではの技術」の核の確立 ○津山でしかできない「農林産物の生産・加工・販売」戦略の立案と実行

※◎は、発言回数・発言者が多かった／同意・賛意を表する者が多かった／話が盛り上がり展開したもの



③ インターネットアンケート調査

- ①調査の概要…地区別・分野別懇談会、アンケート調査（懇談会参加者に対して実施）、グループインタビューを実施した結果、本市が取り組むべき課題として示された「雇用」、「子育て」、「交通」に関する9つの施策を提示し、実情とニーズを把握するとともに、「津山市が今後めざすべき姿」や「整備していく環境」についての「利用意向」、「独自性」、「推奨意向」をインターネットにより調査。
- ②調査結果…以下の9つの施策について、市民が望み、独自性が高く、他の自治体に住んでいる人に勧めたいものかどうかという3つの観点から、それぞれ4段階での評価を依頼。結果は以下の通り。

順位	施策	評価スコア
第1位	子どもを育てながら働きやすい環境がある	8.65
第2位	公的で安全な子どもの居場所がたくさんある	8.57
第3位	便利で使いやすい公共交通が地域の中にある	8.44
第4位	生活を支える民間サービスを手軽に利用できる制度やしきみがある	8.43
第5位	地域や家族みんなで子育てを支えてくれる	8.36
第6位	市からの情報提供が丁寧でとてもわかりやすい	8.34
第7位	地域が共に助け合い自立していけるしきみがある	8.24
第8位	田舎らしい生活や習慣が尊重され安心して暮らすことができる	8.15
第9位	子育て関連の施設が一カ所にまとまっている	7.98

※評価スコアは10点満点

④ 転出入者アンケート調査

- ①調査目的…本市の転出入者の属性や移動の理由などについて、その実態を把握するために実施。
- ②調査結果…転出入者アンケート調査により、本市の転出入異動者は、20代～30代の単身世帯がもっとも多かった。
- 異動理由の多くは、「進学」、「就職」であり、また転出先は、岡山県内（特に岡山市・倉敷市）、続いて関西圏となっており、大学等の学びの場と働く場の確保が求められる結果となった。
- 本市に住んだ印象としては、「生活に必要なスーパーや病院があり、自然が豊かで住環境・教育環境が整っている。また、治安が良い。」という評価をする人が多く、本市の強みのひとつは、「住みやすさ」であるという結果となった。



⑤ 市民ワークショップ

- ①実施目的…属性を分け、少人数で話し合うことで、議論が深まり、本市が重点的・戦略的に取り組むべき施策の方向性（コンセプト）や解決策を見出す。
- ②意見聴取等の結果

テ ー マ	主 な 提 案
子育てしながら働きやすい津山 (20代～40代女性4名)	<ul style="list-style-type: none"> ① もっと子どもを預けやすい「保育園」にする ② 安全に子どもが遊べる場所を増やす ③ 「子どものための複合施設」を整備する ④ 子育てに関する「職場の理解」を促進する ⑤ 市役所の窓口（申請・届出など）の順番を小さい子ども連れや、ベビーカーなどの人を「優先」とする
仕事づくり、人づくりできる津山 (30代～50代男性7名)	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者が安心して楽しんで暮らせる「シルバーリゾートタウン」をつくる ② 産学連携で「津山ならではの技術」の核を打ち立てる ③ 津山でしかできない「農林産物の生産・加工・販売」戦略 ④ 津山にある歴史資源の復元・改修によるファンづくりを行う
便利で使いやすい公共交通がある津山 (60代以上男性3名、女性3名)	<ul style="list-style-type: none"> ① 隣町と連携したバス路線の整備や、バスの共同運行を行う ② デマンドバス（タクシー）の運行を行う ③ 「ごんごバス」を、観光客など市外の人が利用しやすいものとする ④ 高齢者などが、交通手段を使わずに、歩いて日常生活ができるような、まち（地域）をつくる
地域で支え合う津山 (20代～60代男性4名、女性3名)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然に交流が生まれるような場所を各地域に設置する（公民館や集会所、公園などを活用） ② 地域の実状を皆で把握し、独自の支え合いのしくみをつくる ③ 不動産屋さん、地域住民から地域の特徴や情報を提供してもらい、転入者や引っ越しを考えている人に伝えてもらう ④ 様々な世代が暮らし、保育園と高齢者向けの複合施設を内部に併設した集合住宅をつくる



⑥ 職員ワークショップ

①実施目的…「子育て」、「働く場」、「人づくり」について、年齢、性別、職場の違う職員同士が、課題を共有し、自由に討論することで、本市が優先して取り組むべき政策や事業を導き出す。

②意見聴取等の結果

テ ー マ	主 な 提 案
子どもを産み育てやすい環境づくりについて (男性3名、女性4名)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てのために必要なものは？ <ul style="list-style-type: none"> ・ 優遇措置 ・ 特色ある教育 ● 子どもを3人以上産んでもらうために必要なものは？ <ul style="list-style-type: none"> ・ 津山に就職すること ・ 25歳までには結婚し、第1子を出産すること
働く場をつくる取組について (男性4名、女性3名)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、人口減少に歯止めをかけ、働く場を確保していくために必要なことは？ <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な可能性を感じさせられる業種・企業の誘致又は起業 ・ 津山市の弱みを強みに変える発想の転換とアイデア ・ 「女性」と「高齢者」の働きやすい環境づくり ・ 企業の情報発信の強化
次代の人づくりについて (男性5名、女性3名)	<ul style="list-style-type: none"> ● 人づくりを進めるために、必要なものは？ <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを産み育てやすい環境づくりのための支援措置 ・ 住んでもらうための津山市の新たな魅力づくり ・ 住む場所として、空き家の有効活用

⑦ 津山市民満足量調査

①調査目的…日々の生活の中で、率直に感じている思いをもとに、①～⑥の各種調査等で市民から示された課題等に関して、市民の満足量を把握することにより、津山市第5次総合計画の策定及び次年度以降の施策や事業等に活かす。

②集計結果等からの分析結果

全体的な市民生活に対する満足量、また、評価のポイントは以下のとおり

- 1) 日常生活……………住みやすく便利であると感じている
- 2) 休日・余暇……………遊ぶ場所等については、不満足であると感じている
- 3) 将来への責任……………伝統や文化、自然が守られていると感じている
- 4) 自分自身……………何かあったときのサポート体制に不安を感じている
- 5) 子ども……………教育、学習環境等については、特に不満を感じていない
- 6) 高齢者……………高齢化は、後継者問題に加え、課題であると感じている
- 7) 近所や地域……………地域での人間関係等については、概ね問題ないと感じている
- 8) 仕事や収入……………雇用や経済状態については、不安を感じている
- 9) 健康保持……………病気になった時に万全の体制とは感じていない
- 10) 生活の安全……………災害が少なく治安も良いと感じている



③評価点一覧表

区分	調査内容	評価点
日常生活 (日々の暮らし)	水道から美味しい水を飲むことができる	73.4
	ゴミ出しが苦でなくできる	73.7
	家族みんなで朝ご飯が食べられる	73.9
	通勤・通学などふだん使う道路が、明るく安全である	66.1
	バスや車が乗りやすく、便利である	44.6
	まちがきれいである	64.8
	ふだんの買い物は、家の近くでできる	69.4
	市の情報や手続きが、手に入りやすく、分かりやすい	59.2
	住みやすいまちである	68.8
	どこへでも出かけやすい	62.1
	水や空気がきれいで、自然が守られている	75.5
	川がきれいで、整備されている	61.0
	市役所は親切である	65.2
	身近な景観が美しい	71.9
	住宅が見つけやすく、借りたり買ったりしやすい	56.8
	市が行うイベントは、気軽に参加しやすい	57.7
	鳥獣被害に対する対策が十分にとられている	51.2
	ITや情報化が進んでいる	53.8
	汚水がきちんと処理されている	67.7
	まちににぎわいがある	44.2
	身近に緑が多い	81.7
	省エネルギーや新エネルギーが身近である	56.8
	騒音が少なく、静かに生活できる	73.9
	夜もゆっくり眠ることができる	78.2
市役所には色々な相談をしやすい	55.0	
休日や余暇の時間 (休みや余暇)	公園が、利用しやすく、快適に過ごせる	53.8
	いつでもスポーツが楽しめる	58.3
	文化活動や講座などに参加しやすい	55.7
	ボランティア活動に気軽に参加できる	54.0
	公民館や図書館、体育施設などが充実している	66.5
	観光地の利用環境が整備されている	58.2
	市内で観光やハイキング、散策が楽しめる	60.2
	読書に親しむことができる	67.7



区分	調査内容	評価点
将来への責任 (誇り・願い)	歴史文化遺産が保存され、伝承されている	70.4
	伝統文化や芸能が守られ、次代に引き継がれている	64.7
	農地や水路、ため池が守られている	65.9
	市の財政は健全に運営されている	53.1
	周辺のまちや全国のまちとの交流が行われている	50.8
	山林が守られている	57.5
自分自身 (自分のこと)	人権が尊重され、一人ひとりが大事にされている	61.0
	障害があっても、支障なく社会生活を送ることができる	51.9
	性別に関係なく、個性や能力が発揮できる	58.7
	ひとり親でも子どもを安心して育てられる	53.2
	家族と過ごす時間が十分にある	68.5
	家事が大変な時にはサポートしてもらえる	58.7
	失業したり、生活が苦しくなっても助けてもらえる	45.7
子ども (子どもたち)	学校や保育園・幼稚園などの建物や設備が、快適で整備されている	73.6
	学校や保育園・幼稚園の先生は信頼できる	72.7
	保育園・学校の給食はおいしく、食育もできている	73.5
	学校の勉強は楽しく、よく分かる	70.3
	子どもは友だちと仲良くできている	79.6
	保育園や学童保育に預けやすい	68.3
	子どもの学力を高めるための環境が整っている	59.0
	幼児に必要な教育を十分に受けることができる	64.6
	安心して子供を預けられる場所やサービスがある	63.0
	子どもに色々な体験や習い事をさせることができる	63.6
	育児・教育の相談や支援を、必要に応じて受けることができる	64.0
	課題を抱える子どもたちが十分なサポートを受けている	58.0
	ICTを活用した教育環境が整っている	54.1
	一人ひとりの子どもに応じた教育が行われている	54.7
	子どもは学校や保育園・幼稚園に行くのが楽しそう	78.8
	子どもが病気になっても安心である	60.8
子どもの社会性や生き抜く力が育っている	63.2	
子どもが体力を付け、スポーツができる環境が整っている	65.1	
高齢者 (お年寄りや家族など)	介護に対するサポートを十分に受けられる	56.5
	年をとっても生き生きと暮らしていける	57.3
	家業の後継ぎが確保されている	50.5
	農家の後継ぎが確保されている	48.2
	高齢者がきちんと見守られている	57.9
	年をとっても働けるところがある	46.8



区分	調査内容	評価点
近所や地域など (地域)	近所付き合いがしやすい	67.2
	町内会などの活動が楽しく、参加しやすい	59.6
	地域を支える人材が育成されている	52.8
	空き家が管理・活用されている	41.7
	地域の集まりや交流がしやすい	58.7
	リサイクルへの市民の関心が高く、活発に行われている	66.4
	自分たちの地域には、地域を自分たちで守る意識がある	67.0
	まちづくりに参加できている	51.2
仕事や収入など (しごと)	仕事が安定している	63.3
	自分の仕事にやりがいを感じる	66.9
	6次化や新しい産業が創出されている	48.5
	働きやすい職場環境である	59.2
	勤務・労働条件が守られている	60.0
	転職や起業に挑戦できる	45.7
	短時間のパートやアルバイトを見つけやすく、働きやすい	48.0
	経済活動が活発である	49.3
健康保持 (健康なからだ)	体調が良く、健康的な生活を送れている	76.1
	かかりつけの医者がある	77.2
	地元の安全でおいしい農作物が身近に手に入る	76.2
	検診や予防など健康管理がしやすい	67.6
生活の安全 (安全・安心)	病気になっても安心である	60.4
	災害が来ても安心である	65.4
	消費者トラブルがなく、あっても、守ってくれる機関がある	56.4
	交通事故の心配がない	63.6
	火災などの備えがあり、起きてても安心である	55.4
	治安が良く、安心である	64.5
	歩行者にやさしい道路になっている	55.5
	交通ルールが守られており、市民のマナーが良い	52.6
	救急医療や高度な治療が受けられる	59.5
	防犯活動が活発である	55.8
平均		61.4

※評価点数は100点満点



⑧ 津山市まちづくり調査

①調査目的…本市の施策に対して、市民の満足度と重要度を調査し、津山市第5次総合計画の策定及び次年度以降の施策や事業等に活かす。

②集計結果等からの分析・考察

- 1) 満足度…満足度全体の評価点の平均は、55.3点
- 2) 重要度…重要度全体の評価点の平均は、83.1点
- 3) 満足度と重要度の比較…全体の評価点の平均の差は、27.8点
- 4) 全体的なまとめ

今回の調査は、本市の55の施策について、「満足しているか」また、「重要であるか」という視点で行った。

回答結果を数値化し、満足度、重要度とし、相対的に比較したところ、市民の評価としては、本市の行う施策は、「重要である」という結果となった。

特に、「子育て支援に関すること」、「生活環境に関すること」、「医療・福祉に関すること」については、高い数値を示している。

一方で、満足度については、重要度と同様に、「子育て・教育に関すること」、支え合いに関係する「医療・福祉に関すること」は高い評価となったが、「雇用」や「定住推進」につながる経済活動全般的な施策に対するものの評価は、低い結果となっており、産業振興施策の強化が求められている。

総合的に考察した結果、津山市の強みは、「住みやすさ」、「環境のよさ」、「医療・福祉」であり、弱みは、「雇用とにぎわいの創出」となった。

③評価点一覧表

◆開花プログラムⅠ

大綱	中分類	施策名	津山市まちづくり調査内容	満足度	重要度	差
子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり	子どもが健やかに育つために	妊娠・出産支援の充実	安心して妊娠・出産できる支援が充実している	64.8	91.1	26.3
		乳幼児保健の充実	子どもの健康に対する支援が充実している	64.2	90.6	26.4
		幼児教育・保育の充実	子どもが安心して幼児教育や保育を受けることができる	66.7	92.2	25.4
		子育て支援の充実	子育て支援サービスが充実している	60.2	92.2	32.0
	次代を担う子どものために	義務教育の充実	小中学校の教育内容や指導が充実し、子どもたちがいきいきと学校生活を送っている	61.8	91.5	29.7
		教育環境の充実	小中学校の施設は、子どもたちにやさしい施設になっている	63.5	86.1	22.7
		高等教育機関との連携	津山市と大学・高専との連携が図られている	56.9	79.7	22.9
		家庭・地域の教育力の充実	家庭と地域が連携して、子どもたちを育てる体制が整っている	56.6	86.4	29.9
		青少年の健全育成	地域と家庭と学校が連携して、青少年の健全育成活動が実施されている	54.9	85.5	30.6
	心も体も元気であるために	生涯学習の推進	誰もが等しく学べるよう図書館や公民館活動などが充実している	65.2	81.8	16.7
		スポーツ活動の充実	市民がスポーツ活動を気軽に楽しむことができる	60.4	77.5	17.1
		芸術・文化活動の充実	講演会やコンサート、展覧会などの芸術文化活動が行われている	59.7	74.6	15.0
		国際交流・地域間交流の推進	外国や市外他地域の人たちとの友好交流が図られている	50.5	71.3	20.9
	歴史・文化を守り伝えるために	歴史文化の継承と文化財の保存・活用	文化財や伝統文化を保護・継承し、保存・活用できている	61.7	78.8	17.1

※評価点数は100点満点



◆開花プログラムⅡ

大綱	中分類	施策名	津山市まちづくり調査内容	満足度	重要度	差
健やかで安心できる支え合いのまちづくり	誰もが健康で暮らせるために	医療体制の充実	安心の医療体制が整っている	58.7	93.0	34.3
		健康づくりの推進	「からだところの健康づくり」が推進できている	59.1	84.5	25.4
	支え合いのまちをつくるために	地域福祉の充実	地域の住民が互いに助け合い、安心して暮らすことができている	59.7	84.2	24.6
		高齢者福祉の充実	高齢になっても介護サービスなどを利用して、住み慣れた地域で暮らし続けることができている	58.5	88.5	30.1
		障害者福祉の充実	障害者支援サービスなど、障害者福祉が充実している	59.1	87.0	27.8
		低所得者福祉の充実	生活に困った時、相談したり、自立を支援する体制が整っている	53.7	83.0	29.3
		国民健康保険事業の充実強化	国民健康保険事業の健診と、健康指導が充実している	65.2	84.6	19.4
		人権尊重・平和施策の推進と男女共同参画社会の実現	一人ひとりの人権が尊重されている 社会的に男女の格差がなくなり、男女共同参画が進展している	60.8 56.9	83.1 78.5	22.3 21.7
	市民が主役のまちをつくるために	地域活動の推進と地域力の強化	町内会活動など、地域活動の充実が図られている	64.3	77.2	12.9
			地域の担い手育成が進み、地域の支え合いなど、地域力の強化が進んでいる	52.2	77.5	25.3

※評価点数は100点満点

◆開花プログラムⅢ

大綱	中分類	施策名	津山市まちづくり調査内容	満足度	重要度	差
雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり	経済を発展させ働く場を維持するために	商業の振興と中心市街地の活性化	商業施設が充実し、買い物が便利である	57.5	81.2	23.7
			中心市街地が活性化し、まちのにぎわいがある	33.6	76.7	43.1
		雇用の創出と定住推進	自分の能力を活かせる企業が誘致され、働く場が多様で、雇用の場が確保できている	39.4	85.5	46.1
			I・J・Uターンの支援や就職情報の提供がなされ、地元企業への就職が促進されている	41.7	84.7	43.0
	ずっと続けていける農林水産業のために	工業の振興	ものづくりの支援が充実し、企業誘致や新産業の創出が行われている	45.0	81.2	36.3
		農業の振興	農業の担い手が育成、確保され、農地が有効に利用されている	39.2	80.2	41.0
		林業の振興	地域資源の利用を促進し、森林資源が有効に循環利用されている	42.5	77.1	34.7
		農林業の高付加価値化	農林業の6次産業化や農商工連携など、農林産物の付加価値を高める取組が進んでいる	46.5	80.1	33.6
		水産業の振興	各種イベントを通じて、地元産川魚の消費拡大が図られている	41.2	67.4	26.1
		魅力発信できるまちになるために	観光の振興	観光資源やイベントが充実しており、本市に多くの観光客が訪れている	41.6	79.2

※評価点数は100点満点



◆開花プログラムⅣ

大綱	中分類	施策名	津山市まちづくり調査内容	満足度	重要度	差
豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり	豊かな環境を次世代に残すために	低炭素都市の実現	地球温暖化防止のための施策が充実し、市民への意識高揚が図られている	41.7	78.4	36.7
		循環型社会の実現	廃棄物の安全な処理と、資源循環型社会の実現が図られている	55.7	84.5	28.8
	心地よく生活するために	生活環境の保全	公害の少ない快適な生活環境が保たれている	66.3	87.0	20.8
		公園整備と緑地保全	公園が快適に利用でき、身近な緑地が保全されている	56.6	79.9	23.3
		水道の安定供給	いつでも安全でおいしい水を飲むことができる	79.3	92.1	12.8
		下水道の整備	下水道や合併処理浄化槽の整備が進み、生活環境が向上している	63.0	85.5	22.5

※評価点数は100点満点

◆開花プログラムⅤ

大綱	中分類	施策名	津山市まちづくり調査内容	満足度	重要度	差
災害への備えと都市機能の充実したまちづくり	快適な都市環境をつくるために	自然と調和した都市整備	豊かな自然と都市が調和した土地利用ができ、地域の特徴を生かしたまちづくりができています	52.7	80.6	27.9
		交通基盤の整備	円滑な交通が確保され、安全で快適な道路整備が進んでいる	53.6	84.9	31.3
		公共交通網の充実	誰もが利用しやすい便利な公共交通網が整備されている	45.7	84.6	38.9
		歴史まちづくりと景観の保全	歴史と文化を活かしたまちづくりを推進し、美しい景観を保全できている	59.0	79.1	20.2
		居住環境の整備	良好な居住環境が整備されている	61.0	81.9	21.0
	災害に強くなるために	防災体制の充実と防災意識の啓発	防災体制が整備され、市民の防災意識の向上が図られている	55.5	86.0	30.4
		災害予防と減災の推進	防災・減災対策が進み、災害予防ができています	52.9	85.6	32.6
	安心して暮らせるために	防犯対策と消費者保護	犯罪や消費者被害の心配が少ないまちづくりができています	54.3	88.2	34.0
		交通安全対策の推進	交通安全対策が進み、交通事故の少ない安全なまちづくりができています	55.5	87.2	31.7
演習場対策		日本原演習場の対策が図られている	61.7	75.5	13.8	

※評価点数は100点満点

◆開花プログラムの推進方策

大綱	中分類	施策名	津山市まちづくり調査内容	満足度	重要度	差
開花プログラムの推進方策	効率的な市政を推進するために	共創・協働の推進	市民と行政による共創・協働のまちづくりが推進できている	50.1	78.2	28.1
		津山の魅力発信	津山の良さが効果的に発信され、魅力度アップにつながっている	45.3	80.8	35.5
		行財政改革と情報化の推進	行財政改革が行われ、組織の活性化と確実で速やかな市民対応ができています	46.2	83.0	36.7
	圏域の一体的な発展のために	広域連携の推進	県北の拠点都市として、圏域との一体的な振興が図られている	49.1	83.0	33.8

※評価点数は100点満点



市長賞

おかだ りょうや

岡田 怜也

津山市立佐良山小学校 第6学年

十年後の津山のために
 僕の祖父や祖母は四人全員七十才くらいです。今は僕の御飯を作ってくれたり病院に連れて行ってくれたりしてくれらけど、十年後はみんな八十才くらいになっちゃいます。今は自動車に乗って買い物をして行ったり、病院に行ったりできるけど、十年後は元気がないと自動車に乗って運転できなくなっちゃいます。みんな高齢者が十年後には今より増えると思います。だから僕は路面電車を津山の東西南北に走らせた方がいいのではないかなと思います。それは高齢者が自分で運転しなくて良からです。そして路面電車は、電気のエネルギーなので、緑の美しい津山の自然を守るために車などから出る排気ガスをなるべく減らしたり地球の温暖化を防ぐために良い方法だと考えます。電気のエネルギーを作るには太陽光やごみ処理場から出る熱のエネルギーや水力発電、風力発電を使えばいいと思います。十年後は僕は二十二才になっちゃいます。大

学生になっちゃいます。
 まだ何の勉強もしていかかわからないけれど、人のための役立つ仕事にしたいと考えています。そして、皆が住む津山に帰ってきて仕事したいです。
 若い入達が津山に帰って仕事につくために、と農業や工業や産物が発展したらいいと思います。たとえば、農作物の生産品や加工品を大量に作って全国発送して売らなごです。そうすれば仕事が増えて若い人や高齢者がたくさん仕事ができると思います。僕は十年後の津山や自分のために今日一生懸命勉強やスポーツにはげんで津山で過ごしたいと思います。
 そして、十年後の津山を明るく発展した町にしたいです。

資料編

市長賞

に き ひ よ り
仁木 日陽里

津山市立北陵中学校 第2学年

十年後の津山について
十年後、津山市はどのように変わっているのだろうか。津山は緑が多く自然に囲まれたのどかな所だ。私は津山で生まれ、育ち、そんな津山が大好きだ。だから十年後も変わらぬ姿で残っていてほしいと思っっている。少子高齢化が進み、人口が減り続けている。今、どうすれば津山が十年後も変わらず残っているのだろうか。以前、私は家族で横野の滝の景観流しに行

った時、そこに来ていた観光客の人が「なんか地味だったね。ちよ、とガッカリだわ」と口にして帰って行くのを見た。正直、私が幼い頃から大好きな横野の滝を見てガッカリされたのは悔しか。たし少々辛かった。津山は東京や大阪のようなおもしろい都会的な都市ではないが、私は山、川、滝もあって虫の声も聞こえる、田舎でしか感じることができない田舎独特が沢山感じられる、落ち着きあ

る景観な所だと思っっている。私も都会と言われる大阪へ連れて行ってもらったことがある。友達家族と過ごした大阪は、とても活気があり、憧れていた通り、魅力的な都会だった。それでも津山に帰って、見慣れた風景や家族の顔を見ると、とても安心したし、落ち着いたのを覚えている。同じ滝を見ても感じ方は人それぞれ、津山の魅力も都会の魅力も別々で感じ方も人それぞれだと思っ。私は津山で育って十四年が経つ。十四年間の思い出のほとんどは津山の中で作られた。沢山の思い出を作ってくれたのも、得てくれる家族が住んでいるのもこの津山で、私が感じる一番の津山の魅力はここにあると思っ。そうして考えてみると町の魅力というものは、都会であるか田舎であるかというよりも誰とどう過ごし、どんな思い出があるかが大切だと思っ。十年後、より多くの人が津山を愛してくれている、そんな津山であってほしい。

市議会議長賞

ひろさわ り お
廣澤 季音 津山市立西小学校 第6学年

十年後の津山のために
 私は十年後、津山を自然体験やカッパの変
 そうなどで、有名にしたいと考えています。
 まず、津山でしか体験できないことを都会
 の人達に体験してもらう活動を増やしてい
 たいと思います。古民家にとま、てもら
 いながらの豊かさを自然にふれあ、てもら
 います。例えば、田植えや畑仕事をして
 もらうことです。そのために今、お百姓さん
 達に色々な事を教えてもらえるか許可をとり
 都会の人を受け入れてもらえるようにして
 く活動をしたいです。お年寄りから若
 い人達が、お米の作り方や畑仕事などを学
 べ、少しでも多くの人達に体験してもら
 えば、自然の良さを感、てもらうのです。こ
 ういう活動を学校の行事の中にも取り入
 れてもらい、子供達にも体験してもら
 います。すると、子供達の中に興味をも
 つ人がでてくると、農業を発達させ津
 山市をアピールすることができま
 す。

次に私が考えたことは、京都だ、たらまい
 こさんになれるように、津山はカッパの町
 として、カッパのメイクや変身などができ
 て写真さつえいなどができることにするこ
 とです。大人から子供まで、みんなが楽し
 める、おもしろい津山として知られるよ
 うに、ほとんど津山市を全国に宣伝して
 いきたいです。そのために、カッパのデ
 ザインを考えたり、メイクなどもたく
 さん種類を作、たりして、楽しめるよ
 うにしたいです。
 インターネ、トやナラシなどと、他の
 県の人達にPRをたくさんしたいです。全
 国で有名が津山市に、てもらいた
 いです。そのためには、私達みんなが
 これから津山のこと、興味をもち、た
 くさんの事を知、ていかなければい
 けないと思います。

教育長賞

はただかほ
畑田 香帆 津山市立北小学校 第6学年

十年後の津山
津山は本当に不便なところ。なあ。昔は鳥取でも姫路でも乗り替えなしの汽車で行けたし、田舎へのバスも便は沢山あったし今はばあちゃんが生まれ之家へ行くにもバスは二便しかないんじゃないもん。祖母はよく言う。言われてみれば津山は、岡山も鳥取も大阪も遠く、眠れようなんの町の町だ。良い所を探せば、あるにはある。自然災害が少ないこと、病院が多いこと、無いと言われる産婦人科も沢山ある。学校も小学校から大学まで一応ある。でも、人口は減りつつあり、観光資源も少なく、商店街はトリープル化状態。このままでは、消滅都市になるのではないかと心配だ。そこで、私は商店街の中心にある「アールネ」を上手に活用すればいいと思う。たとえば、この中に保育園と老人施設を合併して作れば家族の多い今、幼児は老人を大切にすること、古くからの知恵を学ぶことができると思う。老人は幼児とのふれあいで生き

る力を貰い、お互いの助け合いを覚えていくと思う。幼児を迎えに来る親達もその周辺で買い物をするには、商店街が潤うと思う。選挙の投票所もアールネの地域交流センターにすれば投票の帰りに買い物も出来て、投票率も増えると思う。
香は桜、秋は紅葉が美しいお城山に天守閣を作り、象楽園と共にくまぐま官邸すればいいと思う。鶴山公園の石垣は日本でもトップクラスのので、観光客を呼べると思う。岡山と鳥取に向けては、自転車道を早く作ればいいと思う。距離を短くすることはとても大切なことだと思う。
人口を増やすためには若い人が住めばいい。考えなくてはいけない。それには、せ、かくめぐまれていた学校、病院を上手に活用して、私達が大人になるころには、喜んで津山に住めれば良いと思う。

資料編



教育長賞

えばら あかね
江原 朱音

津山市立久米中学校 第2学年

10年後の津山のために
10年後、私は24歳だ。私の将来の夢は、今住んでいる大好きな津山市で、高校、大学を卒業して、保育士として就職をし、第1歩を踏み出して輝いていたと思うが、今の思いのまま津山で働いているのだろうか。そして、津山は今の津山と比べて、何か変わっているのだろうか。
私は、「10年後の津山」をして、「10年後の自分」を、じっくりと考えた事はなかったが、色々と考えてみると今から、ワクワクドキドキする。
私の10年後の津山への思いは、今よりも活気があって、津山の事を全国のたくさんの人に、もっともっと知ってもらうため、「津山」といえばこれ！というものを、津山市全体の人々が協力してPR活動をしていかなければいけないと思う。今の津山には、B11グラコプリにも出た、「津山ホルモこうとん」、毎年大勢の人が参加する、「ごんごまつり」

桜がきれいな「鶴山公園」など、たくさんいい物がある。でも、これからもっと、津山特産の物で名物を作ったり、「ごんごまつり」以外に老若男女そろって楽しめる事を増やしたり、「鶴山公園」で楽しいイベントを考え、今の津山よりもっと活気のある津山になればいいと思う。
そして、10年後の自分への思いは、津山を愛し、保育士としてかわいの子供達のために「生懸命働きたいと思うが、子供の人口が減っていて自分の夢である保育士が、実現できるの不安はある。また、津山の活動で何かできる事があったら、自分からとんとんチャレシゴしていこうと思う。
この作文をきっかけに、「10年後の津山」として、「10年後の自分」について、家族と話す機会もあり、しっかり考えることができた。なかなかできない事なので、良かったと思う。
10年後の津山は、今よりも津山に住んでいる人が、安心、安全で暮らせるような環境で、たくさん人の笑顔と笑い声が聴こえている津山市に住んでいたいと、私は願っている。

総合計画審議会会長賞

やすだ ちよ
保田 千代 津山市立成名小学校 第6学年

津山はあいさつの発信地
十年後の津山は、どうなっているのだろうか。決めつけることはできないが今からなら、どんな良きしていけると思う。
交通などの発達も大事だが、私はもっと大切なことがあると思う。「あいさつ」だ。聞こえなくて返せないときもあるけれど、わざとに無視する人もいる。聞こえていなくて返せなか、たのも申し訳ないが、分かっていないがら返さないのは、それより何倍も失礼だと思ふ。
あいさつをした方は気分が悪くなり、周りの人まで暗くなる。朝のあいさつによ、その日の気分が変わってくる。だから明るい津山をつくるには、気持ちの良「あいさつ」が必要なのだ。全員があいさつをするにはどうすれば良いのだろうか。
一人一人ができることを考えてみた。高学年の私たちが下級生にあいさつをすることで、全校はあいさつが習慣になる。そして近所の大人の人達にあいさつをしていくことで、津

山市はあいさつと笑顔であふれる。そして津山市全体にあいさつが広がることで、津山市は、あいさつ日本一になる。こんなに上手くはいかないかもしれないが「あいさつをする」と笑顔で返す」ということをあたりまえにしたい。いろいろな場所でも人々の笑顔があふれている明るい津山市にしていきたい。他の町の人達が来ても、その人達には津山で楽しく過ごしてもらえと思う。
私は、十年後の津山が、笑顔でいっぱい町であってほしい。そのためにはあいさつが必要である。その日の気分を良くしてくれたり、用りの空気を明るくしてくれたりするあいさつは、とても大きいものだと思う。
これからの十年間は一人一人があいさつをすることを大切にしていき、十年後には、津山市が「あいさつの発信地」になれるようにしたい。

12 用語解説

	用 語	用語解説
【数字・アルファベット】	DV (Domestic Violence)	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力
	I C T (Information and Communication Technology)	情報通信技術 コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術
	I J Uターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称 Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは、出身地の近くの地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住する形態、Uターンは出身地に戻る形態を指す
	J A S (Japanese Agricultural Standard)	日本農林規格 農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格
	N P O (Nonprofit Organization)	公益的なサービスを提供し、営利を目的としない民間団体
	S N S (Social Networking Service)	人と人とのつながりを電子化して促進・サポートするサービス
	3 R	Reduce (リデュース (ごみそのものを減らすこと))、Reuse (リユース (使用済みになっても再使用すること))、Recycle (リサイクル (使用後に再生資源として再使用すること)) の3つの英単語の頭文字を表したもの
	T P P (Trans-Pacific Partnership、 環太平洋戦略的経済連携協定)	環太平洋諸国が締結をめざして交渉を行う広域的な経済連携協定
【か行】	教育相談センター鶴山塾	昭和59年10月に津山市が青少年健全育成事業の一環として、学校、家庭、社会生活に悩みを持つ子どもや保護者を対象に、温かみのある相談、助言、支援を行うことを目的として設立した施設
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育
	緊急遮断弁	大地震などの災害により水道管が被災した場合に、配水池の貯留水の流出を防ぐための装置
	緊急輸送道路	震災時に救命活動や物資輸送を円滑に行うための大動脈となる、国・県道や幹線市道
	クラスター	ブドウなどの果実や花の房のことで、ある技術や業種を中心としてブドウの粒のような個が連携した企業の集合体
	グローバル人材	国境を越えて地球規模で活躍できる人
	交通結節点	人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所



	用語	用語解説
【次 行】	再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーと異なり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することが認められるエネルギー
	シェアオフィス	複数の利用者が同じスペースを共同利用するオフィスの形態
	シティプロモーション (City Promotion)	まちの魅力を発見、発掘、創造し、さらに磨きあげ、まちが持つ様々な地域資源を国内外に発信することで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込む活動
	新耐震基準	昭和56年に導入された、建築基準法にもとづく現行の耐震基準
	ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られると認められた価格の安い医薬品
	自助・共助	自助は自らの身は自らが守ること、共助は地域や近隣の人が互いに助け合うこと
	重要伝統的建造物群保存地区	市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定にもとづき、特に価値の高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区
	循環型社会	廃棄物の発生抑制、循環資源としての再利用、適正処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
	セキュリティポリシー (Security Policy)	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針
	セーフティネット(Safety Net)	経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度
全国学力・学習状況調査	文部科学省が2007年（平成19年）より日本全国の小中学校最高学年（小学校第6学年、中学校第3学年）を対象に、学力・学習状況の把握を目的として行われる調査 年1回・4月に実施している「教科に関する調査」及び「生活習慣や学校環境に関する質問紙調査」	



	用語	用語解説
【た 行】	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図り、地域資源の適切な保安全管理を推進するため、農業者組織や農業者組織と地域住民等を含めた活動組織などが行う活動に要する経費に対し交付金を支給する事業
	第三セクター等改革推進債	総務省が5年間（2009～13年度）の特例で、第三セクターなどの解散や再建を条件に発行を認めた地方債
	地域包括支援センター	介護保険法にもとづき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置され、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う機関
	小さな拠点	公民館や小学校区など、複数の集落が集まる地域において、生活環境やコミュニティを維持するため、地域活動や交流の拠点となる地区
	地球温暖化	人の活動に伴い、二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球の平均気温が上昇する現象
	着地型旅行	目的地に所在する旅行業者が企画するパック旅行
	チーム学校	教員が指導力を発揮できる教育環境の整備として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することで、学校組織全体の総合力を高めていこうとするもの
	津山珈琲倶楽部 (つやまかふえくらぶ)	全国に津山の魅力を発信することを目的とした、市外在住者による津山市のファンクラブ
	津山市特別支援教育推進センター	学校・園を対象とした巡回相談や保護者を対象とした教育相談、教員を対象とした教育相談、教員や保護者を対象とした研修会などを実施する特別支援教育の拠点施設
	つやま新産業創出機構	つやま産業支援センターの前身で、津山地域の産業活性化を目的に創設した「産・学・官・民」の連携組織
	定住自立圏	圏域の中心的な役割を担う「中心市」とその周辺にある「近隣市町村」が、それぞれの地域資源などを活用して、集約とネットワークにより互いに役割分担し、連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進しようとするエリア
	低炭素社会	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会
	低炭素都市	再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策の強化、環境負荷が小さいコンパクトでまとまりのあるまちづくりへの転換などを通じ、市民の生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素など温室効果ガスを抑制することにより実現される持続可能な都市
	電子商取引	インターネットなどのネットワーク上で契約や決済といった商取引
	都市公園	都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地
	都市のスプロール化	都市が無秩序に拡大していく現象
【な 行】	ニート (Not in Education Employment or Training、NEET)	就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味する用語で、日本では、15～34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない「若年無業者」
	農業集落排水事業	農村集落における、汚水などを処理する施設の整備を行う事業
	農振農用地	農業振興地域内において、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する用地
	農地中間管理事業	農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける事業



	用語	用語解説
【は行】	配水量	浄水場などの配水施設から配水した水量
	パブリックコメント (Public Comment)	市が政策や制度などを決定する際に、市民に公表して意見を聞き、それを考慮しながら最終決定を行うしくみ
	微小粒子状物質 (PM2.5)	ボイラー、焼却炉、自動車の排気ガス、工場のばい煙や、火山の爆発などで発生する、大気中に漂う直径2.5 μm (マイクロメートル: 1 μm =0.001mm) 以下の小さな粒子
	ファシリティ・マネジメント (Facilities Management, FM)	市の有する建物、構築物等を最適な状態 (コスト最小、効果最大) で保有し、運営、維持するための総合的な管理手法
	分散型エネルギー	エネルギーの消費地近くに分散配置された比較的小規模の発電設備や熱源機器から供給される電気や熱といったエネルギー
	包括連携協定	市と大学などが、さまざまな分野において相互に協力し、地域社会の発展、人材の育成及び高等教育機関の振興に寄与するための協定 (平成27年10月1日現在では美作学園、津山工業高等専門学校、岡山商科大学、就実学園、加計学園と協定を締結)
	ホストファミリー	海外留学生など外国人を受け入れて世話をする家族
	ポポロつやま	市立東小学校内に設置した不登校の児童生徒に対する相談、支援を行う適応指導教室
	ポンプゲート	河川排水路などにおける樋門ゲートと水中ポンプが一体となった強制排水設備
【ま行】	マイナンバー制度	住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための制度
	めざせ元気!! こけないからだ講座	高齢者が定期的集まり、歌いながら基本的な動作を繰り返しゆっくり行う体操足腰や肩の筋肉を鍛えることにより、転倒しないで行動できることをめざした運動プログラム
	木質バイオマス	木材に由来する再生可能な資源
【や行】	山崎断層帯	岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯
	有収水量	配水した水道水が、実際に使用されて収益となった水量
	ユニバーサルデザイン (Universal Design, UD)	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計 (デザイン)
	用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のため、建物の用途に一定の制限を行う地域
【し行】	ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost)	建造物の設計や建設に係る費用のみでなく、供用期間中の維持管理費、解体費なども含めたトータルコスト
	齢級	森林の年齢を5年刻みで区分する単位
	歴史的風致	地域固有の歴史や文化を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺地域が一体となって形成してきた良好な環境
	連携中枢都市圏	相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し「経済成長」、「高次都市機能の集積・強化」や「生活関連機能サービスの向上」に広域で取り組むエリア



津山開花宣言
～津山市第5次総合計画～

Tsuyama City Comprehensive Plan

発行日：平成28年（2016）3月 発行

発 行：津山市総合企画部政策調整室

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

T E L 0868-32-2027 F A X 0868-32-2152

ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp>